

栃木県税務統計

令和2(2020)年度



栃木県経営管理部税務課

No.66

県税事務所所管区域図 (令和3(2021)年4月1日現在)



県税事務所別人口・世帯数

県税事務所名	所在地	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
総数		1,932,091	802,576	6,408.09
宇都宮	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL (028) 626-3003	549,776	240,942	471.24
鹿沼	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL (0289) 62-6203	172,314	69,635	1,940.47
真岡	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL (0285) 82-2135	138,340	52,257	563.84
栃木	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL (0282) 23-3411	445,542	180,950	669.17
矢板	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL (0287) 43-2171	155,257	60,188	910.15
大田原	〒324-8551 大田原市中央1-9-9 TEL (0287) 23-4171	212,359	87,531	1,319.44
安足	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL (0283) 23-1411	258,503	111,073	533.80
自動車税事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-10 TEL (028) 658-5521	/	/	/
佐野支所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001-4 TEL (0283) 20-6111			

- (注) 1 人口及び世帯数は、栃木県毎月人口調査結果報告書による。(令和2(2020)年10月1日現在)
 2 面積は、国土地理院調査による。(令和2(2020)年10月1日現在)
 3 自動車税事務所は、自動車税について県内全域をその所管区域とする。

は し が き

昨今の我が国は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の世界的流行（パンデミック）による大幅な下押しと、感染防止を図りながら社会経済活動の水準を引き上げるという未曾有の経験をするなど、大変厳しい経済状況が続いております。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されております。

このような状況にあって、令和2（2020）年度の栃木県の県税収入決算見込額は2,425億円余で、対前年度比99.1%と前年度を20億円余下回りました。

これは、税率引上げにより地方消費税が伸びた一方、感染症の影響により、法人二税や軽油引取税が減少したことによるものです。

収入未済額については、総額では感染症による徴収猶予の特例の影響などにより、前年度から6億円余増加しましたが、個人県民税（均等割・所得割）については、24億円余となり、9年連続で減少しました。

収入未済額全体に占める割合の高い個人県民税に係る徴収対策は、本県の最重要課題の一つとなっており、平成25（2013）年度から3県税事務所に「地方税協働徴収担当」を設置し、地方税法第48条による徴取引受などにより市町支援に取り組むとともに、平成27（2015）年度には個人住民税の特別徴収義務者の指定を、県内全市町一斉に実施したところであります。また、平成30（2018）年度からは、3県税事務所で実施していた協働徴収事務を、県内全ての県税事務所で行うとともに、徴収困難案件等については、宇都宮県税事務所が中心に担い、収入未済額の更なる縮減に取り組んでおります。

本書は、令和2（2020）年度の県税収入決算見込額を中心に、県税に関する各種統計を掲載したものです。県税についての理解を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

結びに、県税収入の確保に当たりまして、納税者の方々をはじめ、関係するの方々からの多大な御協力、御支援を頂きましたことを心から感謝申し上げます。

令和4（2022）年 1月

栃 木 県

凡例

- 1 この統計書のうち特に年度表示の記載のないものは令和2(2020)年度分である。
- 2 調定額は過誤納額を調定せず、収入額には過誤納額を含んでいる。
- 3 各表の作成に当たっては、単位未満を四捨五入し、その結果、単位に満たないものは「0」、該当計数のないもの又は算出不可能なものは「-」、減額または赤字のものは「△」で表示した。

この統計書についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県経営管理部税務課
電話 028(623)2101

第1 県財政

第2 県税
調定収入

第3 課税状況

第4 滞納状況

第5 納税貯蓄
組合・
口座振替

第6 交付金
等に
関する
調

第7 徴税费

第8 税務機構
及び
職員等

第9 税制

第10 その他

＝目 次＝

令和 3(2021)年度税務運営方針	1
--------------------	---

図 表

県税事務所所管区域図	(表見返)
図 1 令和 2(2020)年度歳入歳出決算額構成(一般会計)	4
図 2 歳入歳出額に占める県税収入の割合累年比較(一般会計)	5
図 3 令和 2(2020)年度県税決算額構成	6
(1) 調 定 額	6
(2) 収 入 額	7
図 4 令和 3(2021)年度歳入歳出予算額(当初)構成	8
図 5 令和 3(2021)年度県税予算額(当初)構成	9
図 6 県税収入決算額の推移	10
図 7 令和 2(2020)年度県税月別調定収入状況構成	11
図 8 県税収入額の構成比累年比較	12
図 9 県税収入未済額の推移	13
図 10 県民 1 人当たり三税(国税・県税・市町村税)負担額累年比較	14
課税免除等適用区域図	(裏見返)

第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額	17
(1) 歳 入	17
(2) 歳 出	17
2 一般会計決算額累年比較	18
(1) 歳 入	18
(2) 歳 出	18
3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較	20

第 2 県 税 調 定 収 入

1 県税決算額(税目別)	24
2 県税決算額(事務所別)	28
(1) 総 額	28
(2) 個人の県民税(均等割・所得割)	30
ア 事務所別	30
イ 市町村別	31
(3) 法人県民税	33
(4) 個人事業税	34
(5) 法人事業税	35
(6) 不動産取得税	36
(7) ゴルフ場利用税	37
(8) 自動車税	38
(9) 自動車税(種別割)	39
(10) 狩 猟 税	40

3	県税月別調定収入実績	41
(1)	総額	41
(2)	個人の県民税(均等割・所得割)	41
(3)	県民税配当割	42
(4)	県民税株式等譲渡所得割	42
(5)	法人県民税	43
(6)	県民税利子割	43
(7)	個人事業税	44
(8)	法人事業税	44
(9)	地方消費税	45
(10)	不動産取得税	45
(11)	県たばこ税	46
(12)	ゴルフ場利用税	46
(13)	自動車取得税	47
(14)	軽油引取税	47
(15)	自動車税(総額)	48
ア	普通徴収分	48
イ	証紙徴収分	49
(16)	自動車税(環境性能割)	49
(17)	自動車税(種別割)(総額)	50
ア	普通徴収分	50
イ	証紙徴収分	51
(18)	鉱区税	51
(19)	狩猟税	52
4	県税決算額等累年比較	54
5	県税決算額累年比較(税目別)	56
6	県税に係る税外収入実績	58
(1)	科目別	58
(2)	事務所別	58
7	県税に係る税外収入徴収額累年比較	60
8	県税納期内収納率累年比較(現年度課税分)	62

第3 課 税 状 況

1	税目別納税義務者等累年比較	64
2	個人県民税に関する調	65
(1)	個人の県民税	65
ア	納税義務者数	65
イ	税額等	65
(2)	県民税配当割	65
(3)	県民税株式等譲渡所得割	65
3	法人県民税に関する調	66
4	県民税利子割に関する調	66
(1)	特別徴収義務者数	66
(2)	税額等	67
5	個人事業税に関する調	68

(1) 業種別課税状況	68
(2) 分割個人	68
(3) 業種別所得金額	70
(4) 所得階層別所得金額	72
6 法人事業税に関する調	74
(1) 税額等	74
(2) 資本金別法人数	76
(3) 所得階層別所得金額	76
(4) 業種別課税状況	78
(5) 業種別課税状況累年比較	80
(6) 資本金別法人数調（業種別）	82
7 不動産取得税に関する調	84
(1) 土地	84
(2) 家屋	84
8 地方消費税に関する調	86
(1) 調定額	86
(2) 清算金	86
9 県たばこ税に関する調	86
10 ゴルフ場利用税に関する調	87
(1) 施設数等	87
(2) 課税状況	87
11 軽油引取税に関する調	88
(1) 課税状況	88
(2) 軽油引取税課税標準累年比較	88
(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量	89
12 自動車税（環境性能割）に関する調	90
(1) 新車	90
(2) 中古車	90
13 自動車税（種別割）に関する調	92
14 鉾区税に関する調	94
15 狩猟税に関する調	94
16 固定資産税に関する調	95
17 県税の課税免除及び不均一課税に関する調	95
18 県税に関する争訟に関する調	96
(1) 不服申立てに関する調	96
(2) 訴訟に関する調	96

第4 滞納状況

1 滞納処理状況	99
2 県税滞納繰越額累年比較	102
(1) 税目別	102
(2) 事務所別	102

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数	106
(1) 年 別	106
(2) 事務所 別	106
2 口座振替を通じて行われた納税に関する調	108

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧	112
2 個人県民税徴収取扱費交付金	114
3 利子割交付金	115
4 配当割交付金	116
5 株式等譲渡所得割交付金	117
6 法人事業税交付金	118
7 地方消費税交付金	119
8 ゴルフ場利用税交付金	120
9 自動車税環境性能割交付金	121
10 特別徴収義務者等交付金	122

第7 徴税費

1 徴税費に関する調	124
------------	-----

第8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覧	129
2 分掌事務	130
3 税務関係事務の委任	133
4 知事部局の職員の定数に占める税務関係職員数の割合	134
5 税務関係職員の配置状況	135
6 税務職員課別配置状況	135
7 税務職員年齢別調	136

第9 税制

1 令和3(2021)年度に適用される税率等一覧	139
2 県税税率等の変遷	150

第10 その他

1 令和2(2020)年度都道府県税決算額調	206
2 景気の動向と県税収入の関係	215

令和3(2021)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務職員の役割

(1) 県税予算

令和3(2021)年度の県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による給与所得の減少や企業業績の悪化で、個人県民税や法人二税の大幅な減収が見込まれることなどから、当初予算額 2,380 億円(前年度当初予算比 95.2%、120 億円減)を計上した。

(2) 県財政

令和3(2021)年度一般会計当初予算は、新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年東日本台風からの復旧・復興に最優先で取り組むとともに、「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略(第2期)」の積極的な推進を図るため、前年度当初予算を 21.3%上回り過去最高額となる 1 兆 154 億円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 23.4%を占め、諸施策を実施する上で貴重な自主財源であることから、税務職員一人一人が税の役割の重要性を再認識し、課税対象の把握、徴収率の向上、収入未済額の縮減に努め、県税収入の確保に全力で当たる。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努める。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

税務職員一人一人が、感染防止対策の徹底を図るとともに、テレワークを推進し Web 方式による密を回避した会議を積極的に開催するなど、職場クラスターの発生防止に努める。

また、感染症の感染拡大により業務遂行上困難が生ずるおそれがある場合には、業務継続計画に基づき行動するとともに、納税が困難な者等の置かれた状況を十分配慮して負担軽減措置を講ずるなど適切に対応する。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮とよりよい職場環境づくり

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により組織の総合力を最大限に発揮し、複雑・多様化する税務事務を適切に処理し、成果を上げる。

イ 管理監督者は、習熟度に応じて職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成を図るとともに、職場内において活発なコミュニケーションを図り、明るく風通しのよい職場環境づくりに努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛けるとともに、表彰制度を積極的に活用し、組織力の向上を図る。

ウ 税務職員は、常に働き方改革や業務改善の視点を持って事務執行に当たり、業務の効率化や省力化等の積極的な推進に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理するとともに、情報流出防止の徹底に努める。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための安全管理措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護を確実に行う。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏えいを防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICTの積極的な活用

AIやRPA等のICTツールの利活用を推進し、業務の効率化と正確性の確保を図るとともに、会議のペーパーレス化や電子決裁を積極的に推進し、業務における意思決定や情報共有の迅速化・効率化を図る。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の広報を積極的に行うとともに、寄附者の利便性向上や寄附のニーズを捉えた募集など、ふるさと納税の促進に努める。

(6) 収納のキャッシュレス化の促進

地方税共通納税システムの対象税目の拡大に対応する等キャッシュレス化を促進し、納税者の利便性の向上と納期内納付率の向上に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 「課税事務マニュアル」を活用するほか、事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 部課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

エ 地方税法第48条の徴取引受及び市町への併任支援を実施することにより、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

オ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町及び特別整理担当と緊密に連携し、共同催告や合同搜索等の滞納整理の取組を強化する。

カ 収納管理事務は税務事務の基本であり、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合や支払遅延に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 法人調査課においては、太陽光発電事業法人・外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

(4) 特別整理担当に関する事項

ア 市町への併任支援全般について主導的な役割を担うとともに、重点的な併任支援を実施し、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

イ 市町と緊密に連携し、合同搜索や不動産公売等の専門性の高い支援を実施する。

ウ 滞納整理の手法に関する課題別会議等を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの向上に努める。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関との連携や不正軽油 110 番の活用による情報収集などを通じ、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で臨む。

ウ 担当者研修会の開催による職員の調査スキルの向上や、事務所間の事務処理方法の統一化を進めるなど、軽油業務全般に係る執行力向上に努める。

4 税制改正等に対する適切な対応

(1) 法人事業税について、電気供給業に係る課税方式の見直しがあったことから、改正内容を習熟して、県民等からの問合せに的確に対応する。

(2) 令和 3 年 4 月以後、法人二税の申告書送付を廃止し納付書のみの送付へ変更することから、法人の申告手続に支障が生じないように、様式の提供や電子申告の推奨など適切に対応する。

(3) 税務手続における押印の原則廃止及び個人番号の取扱いの見直しに伴い、各種手続きにおいて納税者等に適切に対応するとともに、個人番号の適正な運用・管理に努める。

(4) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、的確に税収額を見通し、その確保に努める。

図1 令和2(2020)年度歳入歳出決算額構成(一般会計)

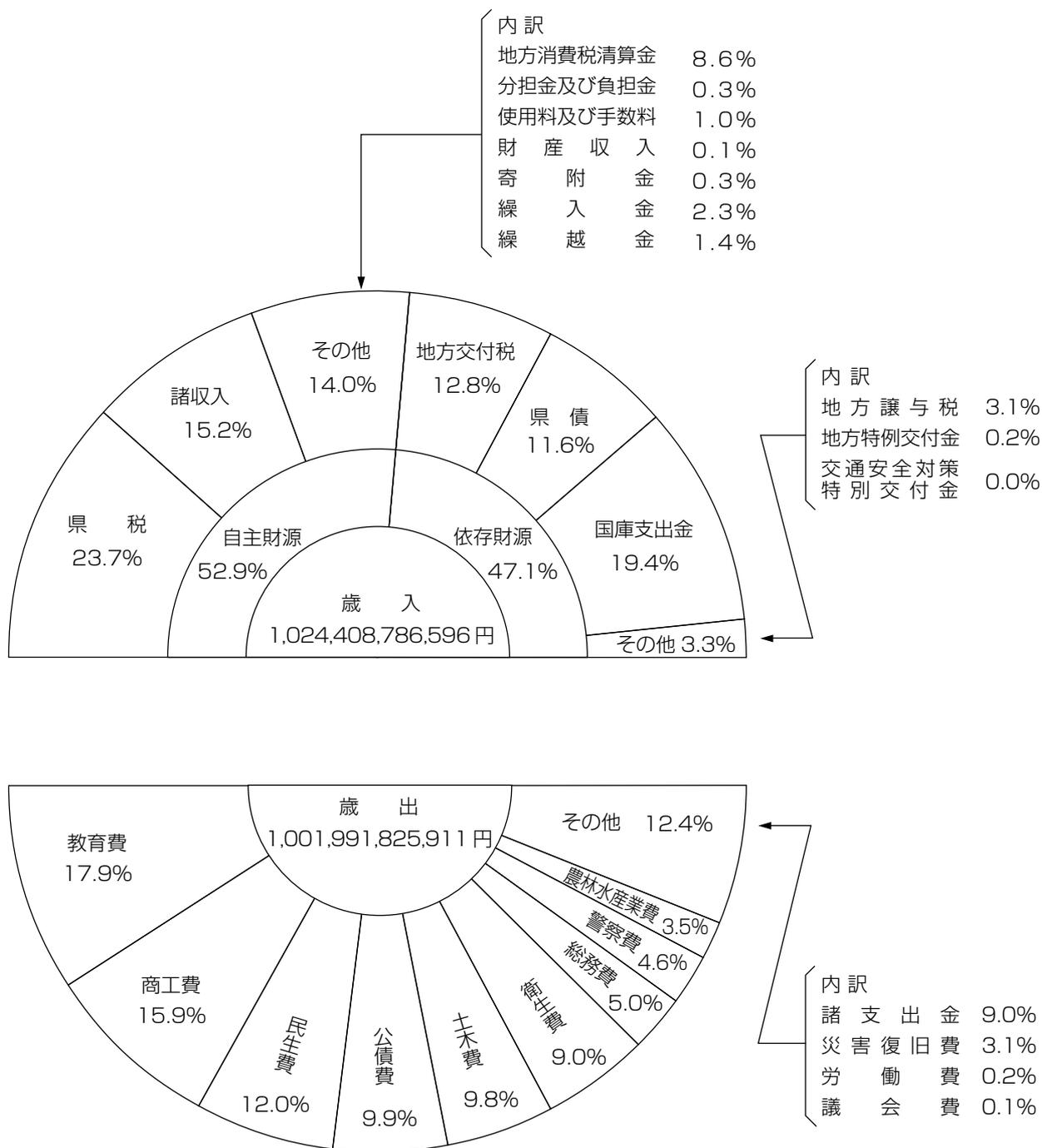


図2 歳入額に占める県税収入の割合累年比較（一般会計）

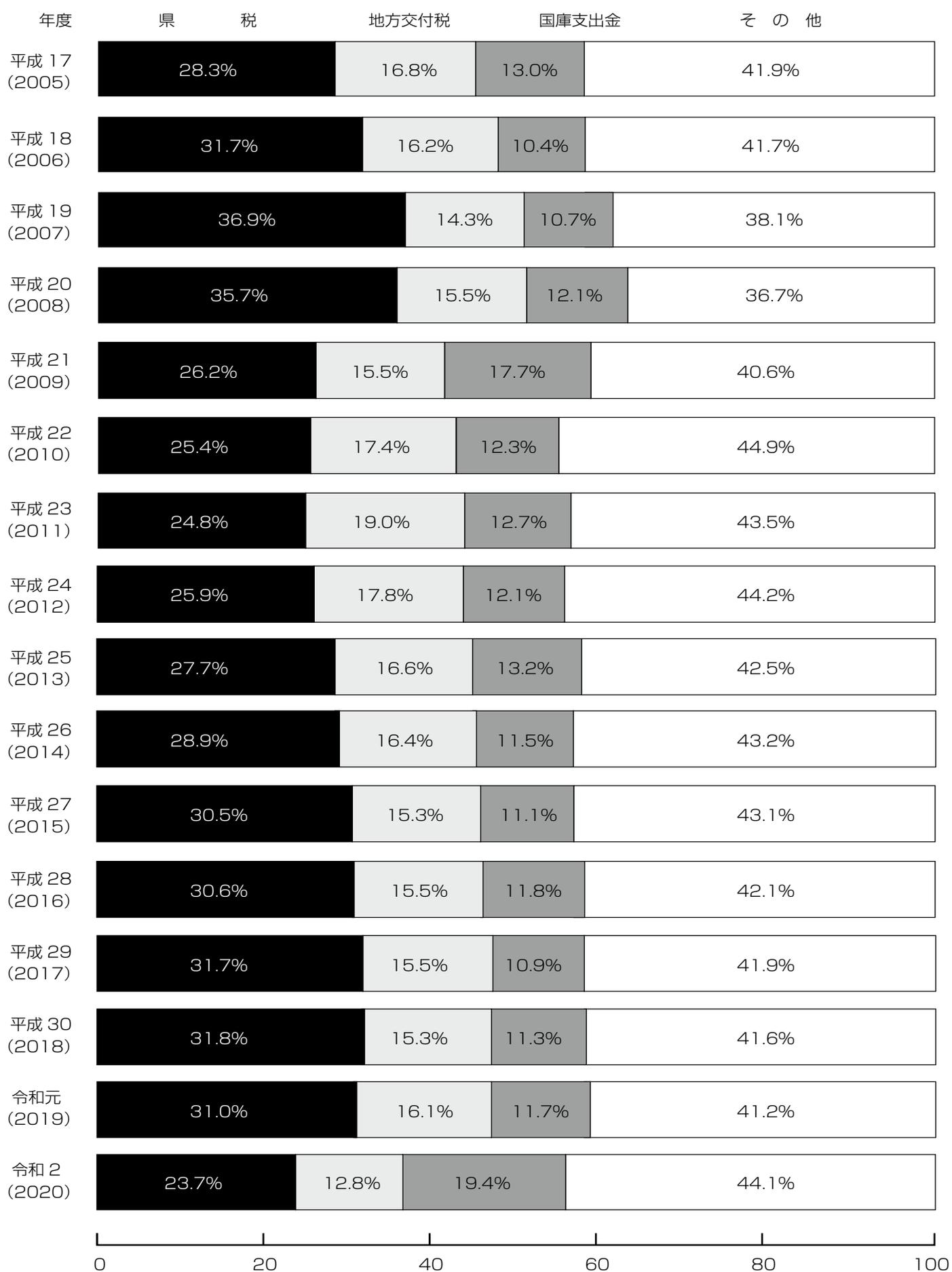
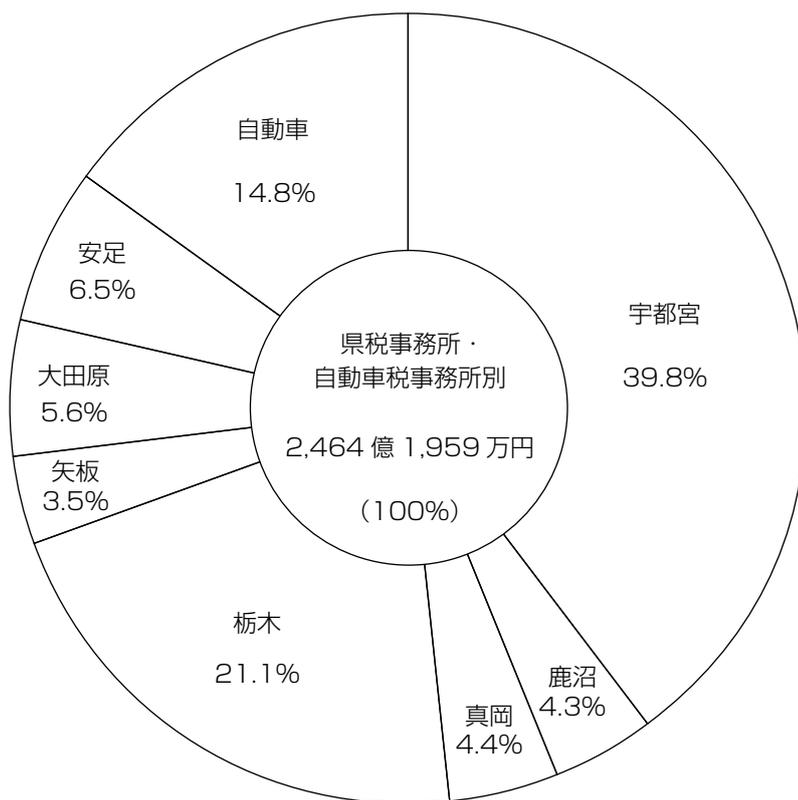
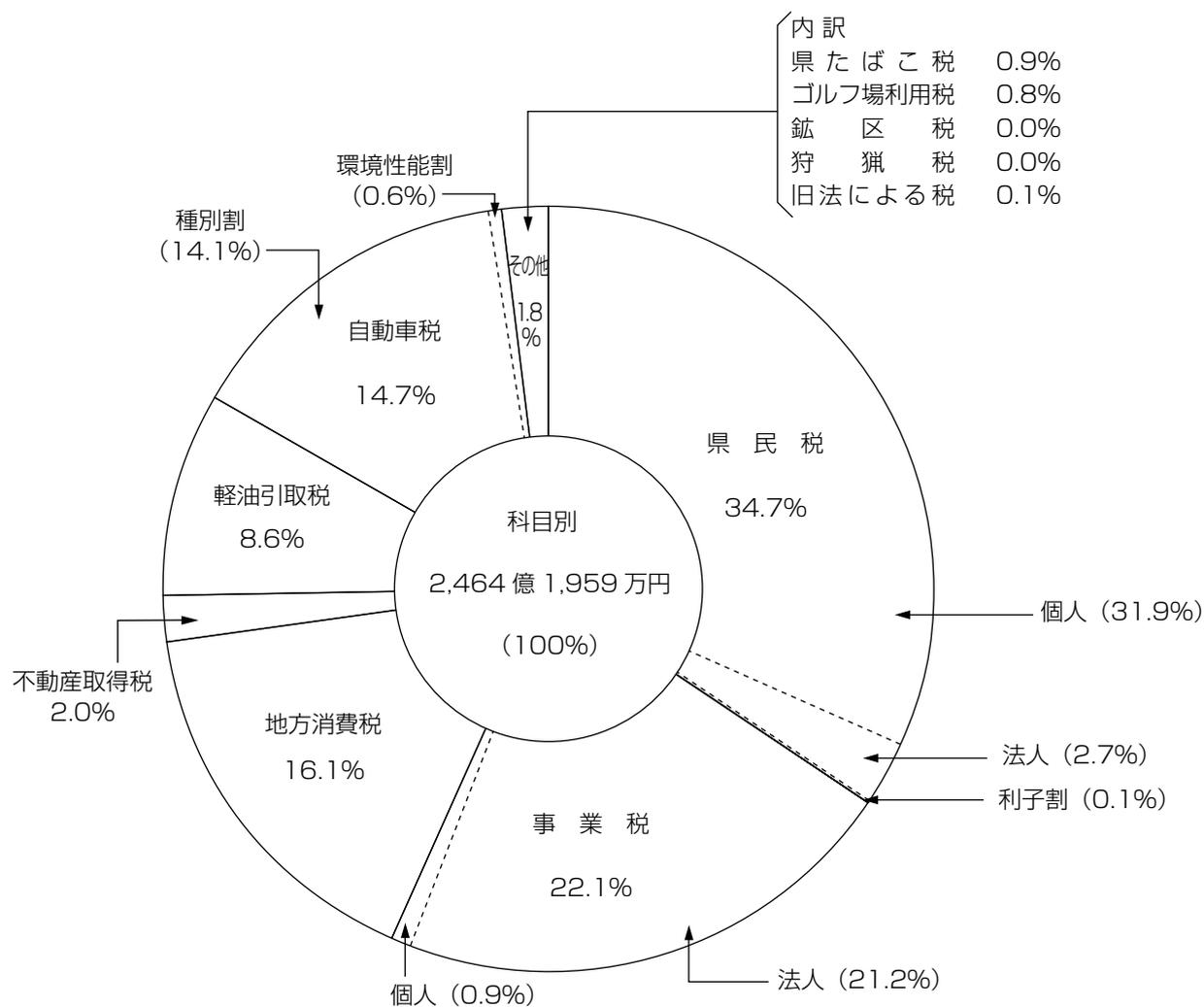


図3 令和2(2020)年度県税決算額構成

(1) 調定額



(2) 収入額

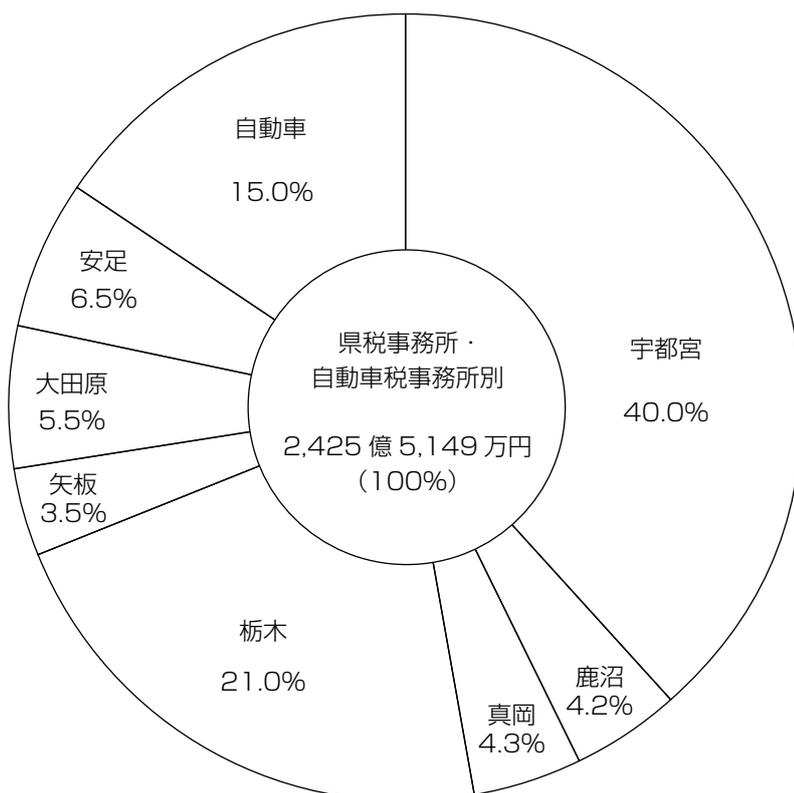
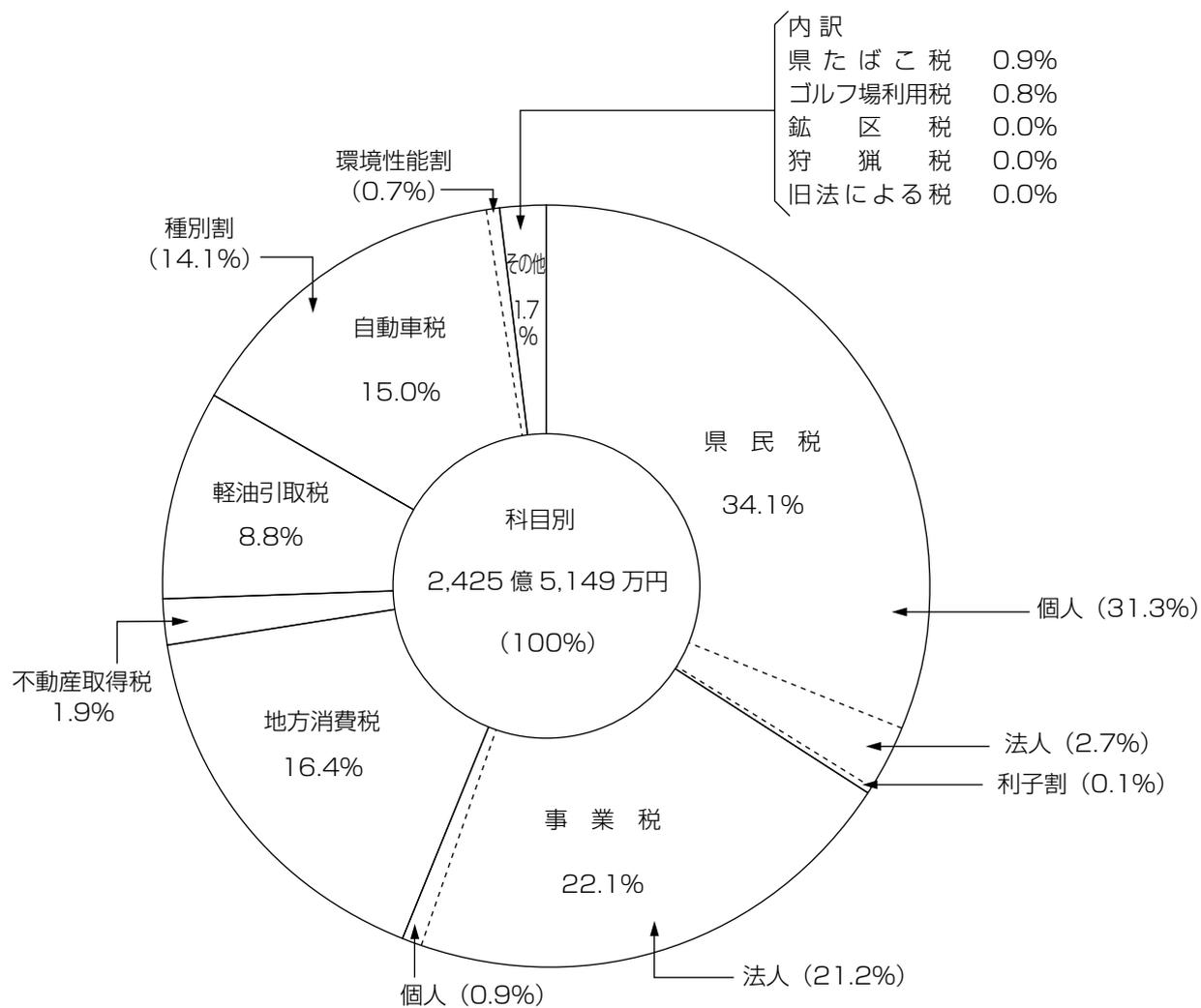
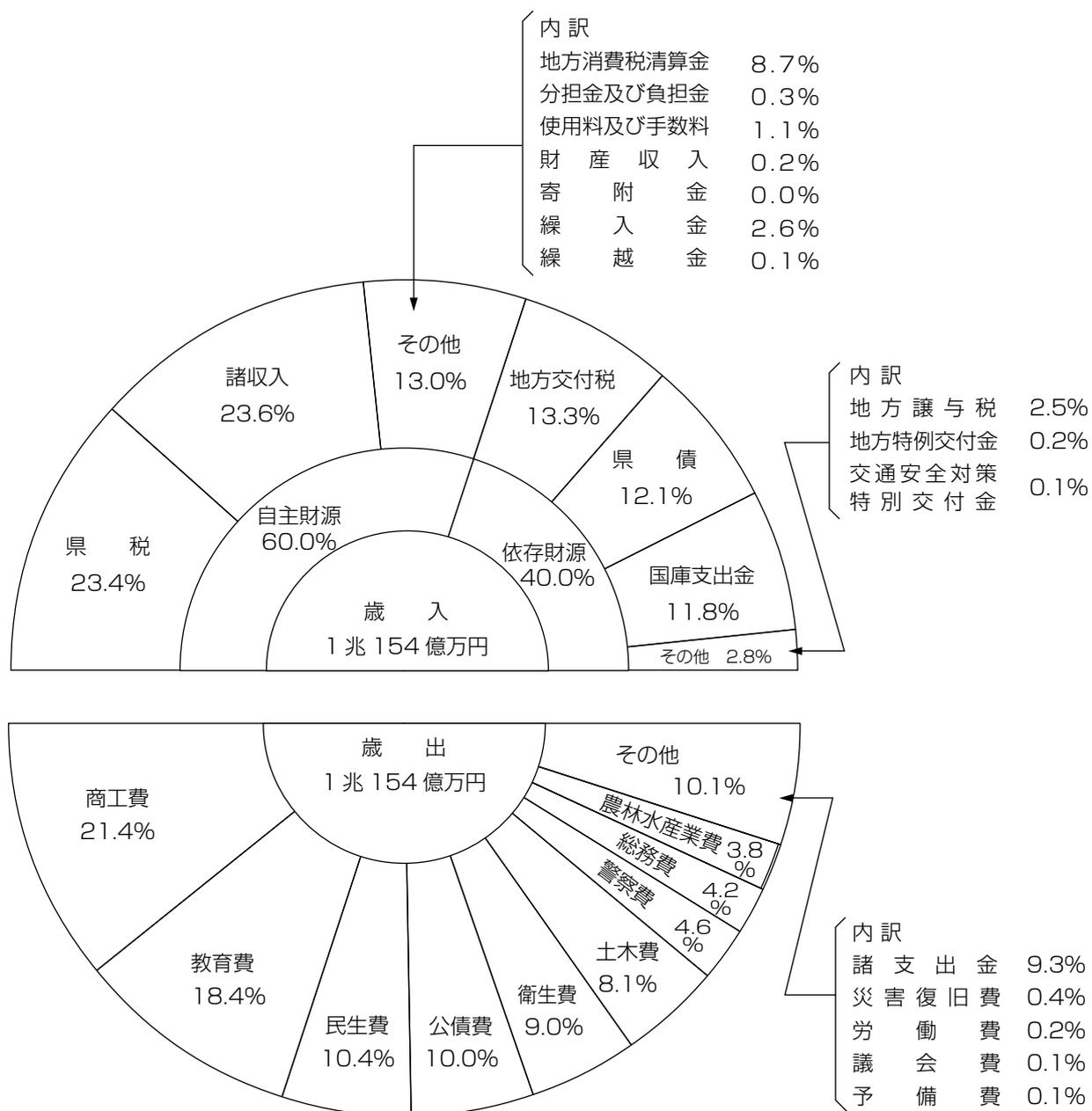


図4 令和3(2021)年度歳入歳出予算額(当初)構成



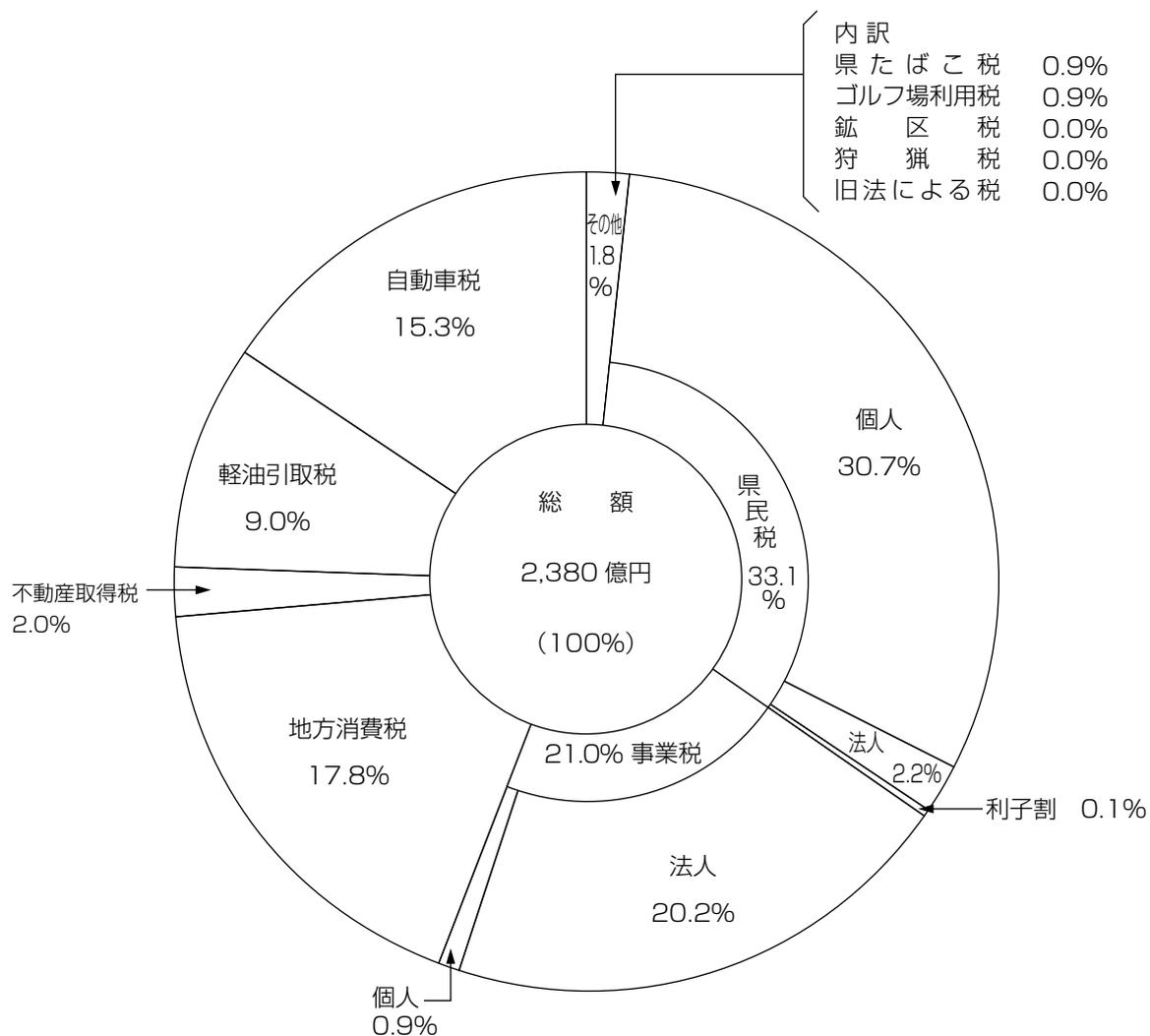
(1) 歳入

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	1,015,400,000	100.0
1 県税	238,000,000	23.4
2 地方消費税清算金	88,450,000	8.7
3 地方譲与税	25,597,000	2.5
4 地方特例交付金	1,700,000	0.2
5 地方交付税	134,600,000	13.3
6 交通安全対策特別交付金	600,000	0.1
7 分担金及び負担金	2,867,640	0.3
8 使用料及び手数料	11,304,169	1.1
9 国庫支出金	120,367,582	11.8
10 財産収入	1,393,439	0.2
11 寄附金	241,490	0.0
12 繰入金	26,432,272	2.6
13 繰越金	1,000,000	0.1
14 諸収入	240,046,408	23.6
15 県債	122,800,000	12.1

(2) 歳出

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	1,015,400,000	100.0
1 議会費	1,474,984	0.1
2 総務費	42,994,210	4.2
3 民生費	105,911,266	10.4
4 衛生費	91,847,503	9.0
5 労働費	1,993,452	0.2
6 農林水産業費	38,257,493	3.8
7 商工費	217,182,744	21.4
8 土木費	82,295,956	8.1
9 警察費	46,419,609	4.6
10 教育費	187,114,422	18.4
11 災害復旧費	3,900,544	0.4
12 公債費	101,297,467	10.0
13 諸支出金	93,710,350	9.3
14 予備費	1,000,000	0.1

図5 令和3(2021)年度県税予算額(当初)構成



科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	238,000,000	100.0
県民税	78,726,500	33.1
個人	73,114,000	30.7
法人	5,315,500	2.2
利子割	297,000	0.1
事業税	50,063,500	21.0
個人	2,104,500	0.9
法人	47,959,000	20.2
地方消費税	42,413,000	17.8
不動産取得税	4,702,500	2.0
県たばこ税	2,102,000	0.9
ゴルフ場利用税	2,086,000	0.9
自動車税	36,513,500	15.3
鉱区税	7,000	0.0
軽油引取税	21,349,000	9.0
狩猟税	21,000	0.0
旧法による税	16,000	0.0

図6 県税収入決算額の推移

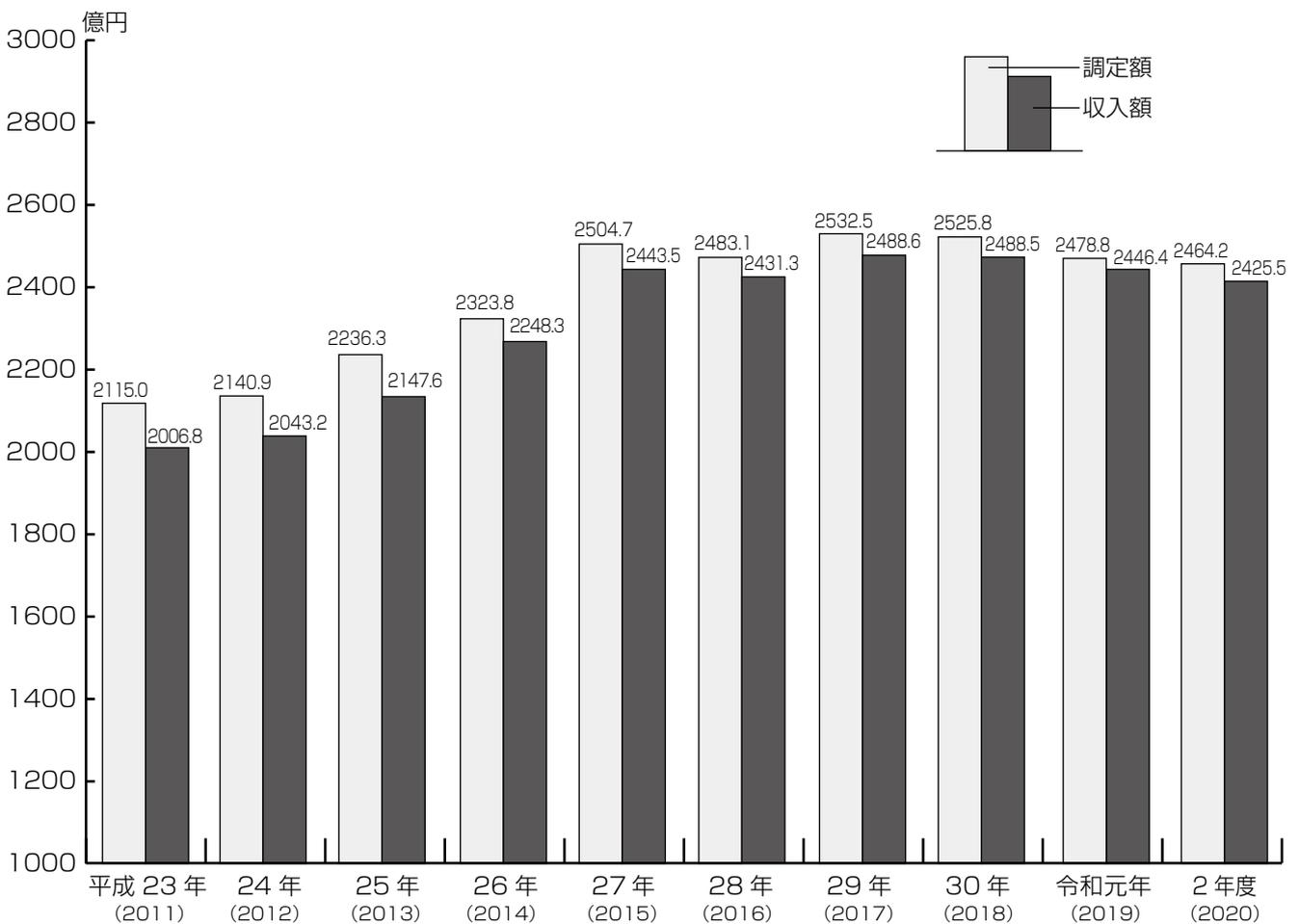
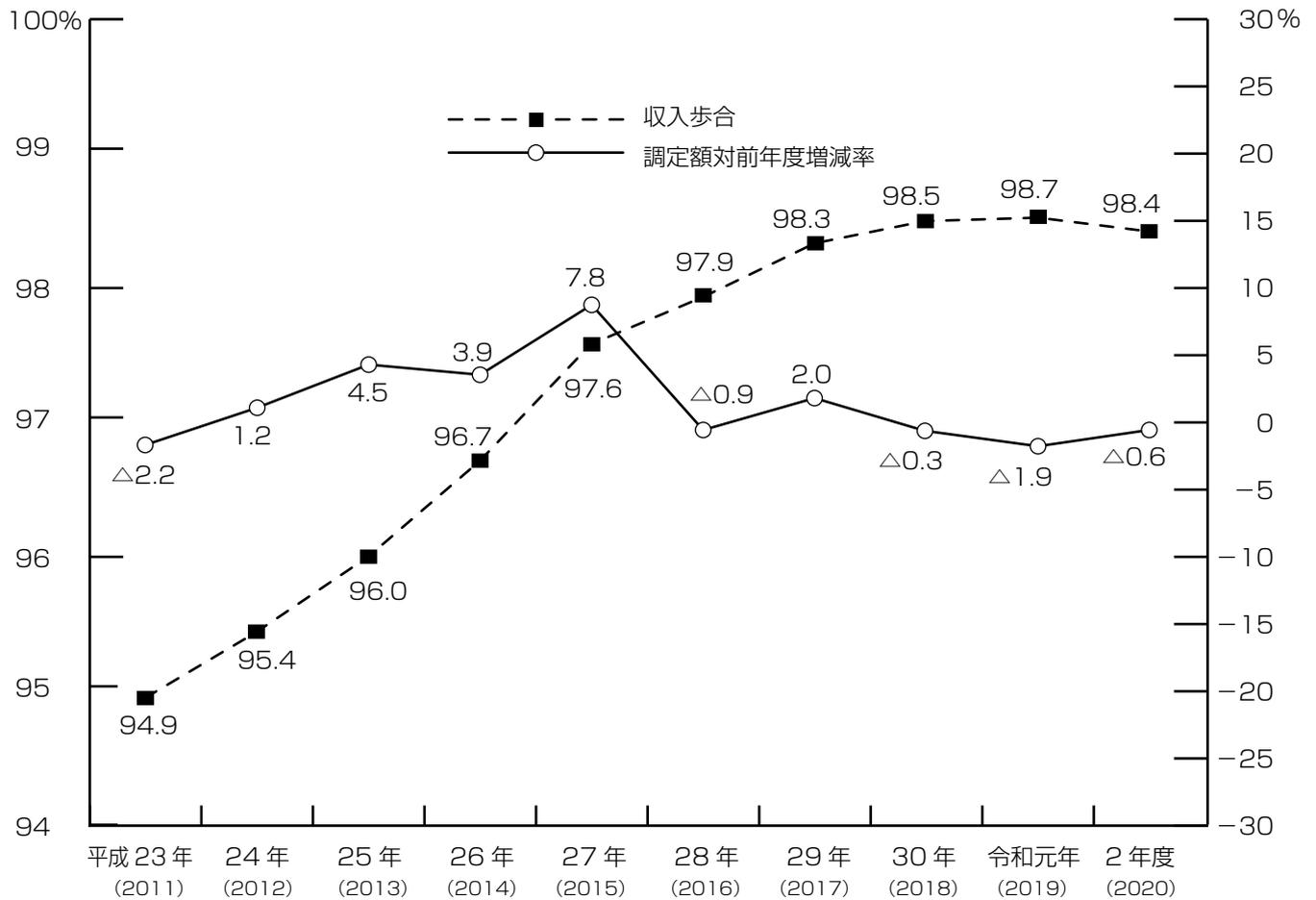


図7 令和2(2020)年度県税月別調定収入状況構成

単位：円、%

月別	調定額	構成比	収入額	構成比
総額	246,419,593,405	100.0	242,551,486,175	100.0
4月	28,814,172,548	11.7	4,262,895,238	1.8
5月	92,277,349,557	37.4	24,057,430,250	9.9
6月	23,881,176,488	9.7	40,095,832,096	16.5
7月	13,891,277,733	5.6	22,066,101,666	9.1
8月	10,005,016,231	4.1	15,503,544,643	6.4
9月	7,958,924,910	3.2	16,972,554,808	7.0
10月	9,421,891,050	3.8	14,918,606,237	6.2
11月	20,060,951,210	8.1	16,975,440,691	7.0
12月	9,953,674,263	4.0	26,019,492,113	10.7
1月	13,355,472,028	5.4	18,099,583,589	7.5
2月	7,146,339,194	2.9	12,331,079,799	5.1
3月以降	9,653,348,193	3.9	31,248,925,045	12.9

(注) 構成比は、月別に四捨五入しているため合計が100.0%にならないことがある。

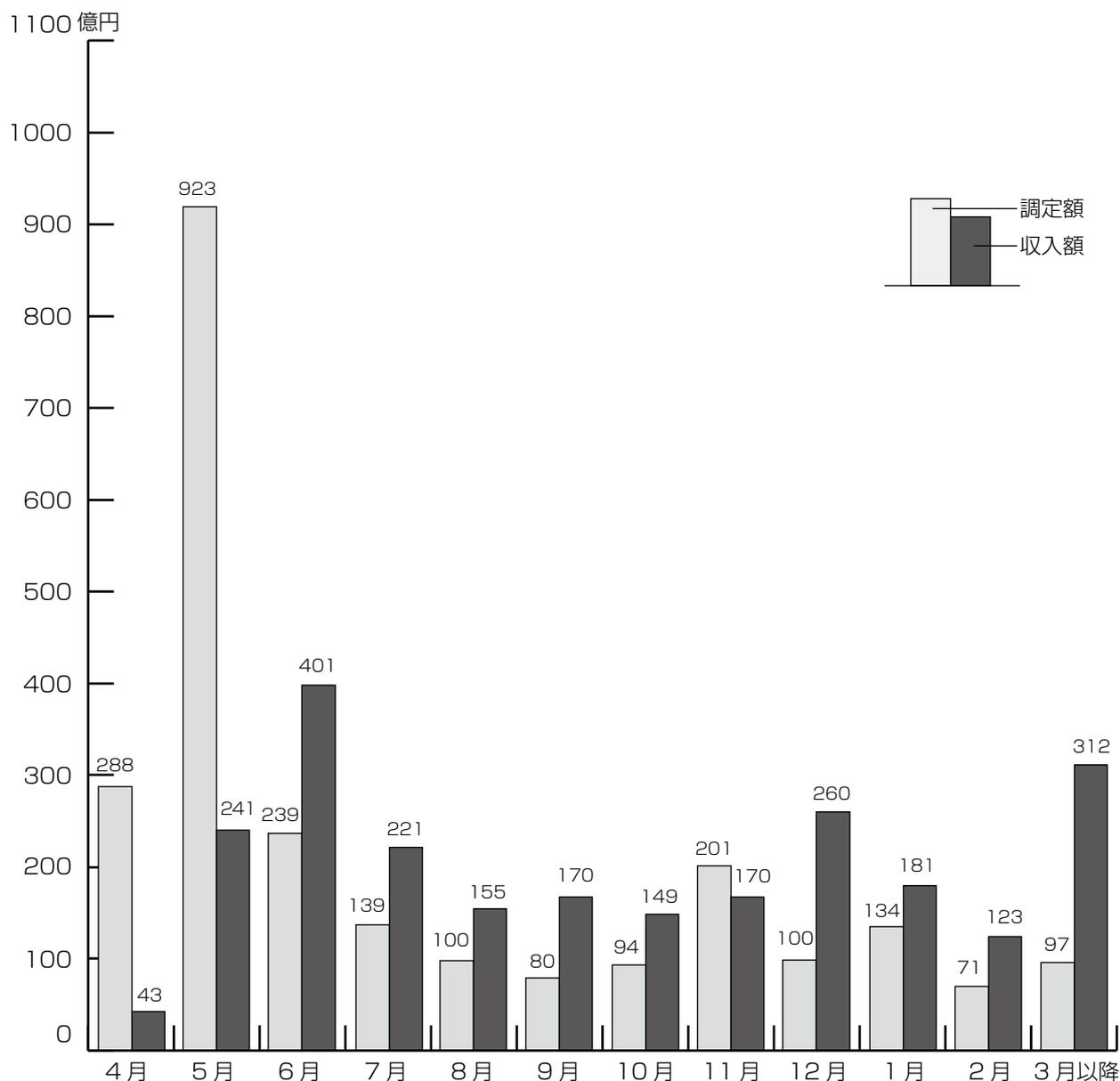


図8 県税収入額の構成比累年比較

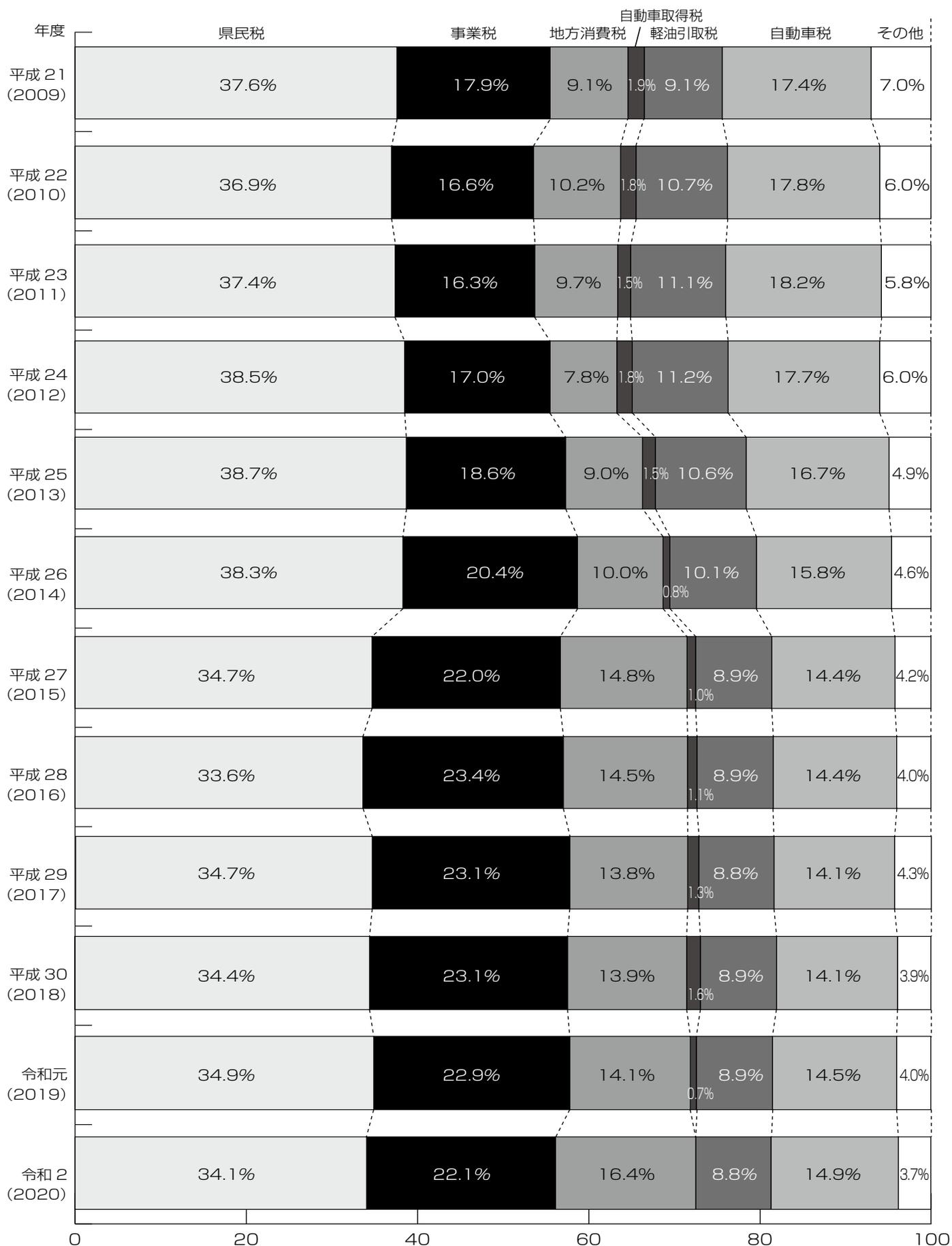


図9 県税収入未済額の推移

単位：千円

	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
個人県民税	7,098,299	6,655,813	6,118,473	5,644,699	4,811,756	4,048,476	3,405,229	2,893,018	2,629,003	2,400,045
法人県民税	109,899	91,271	72,631	43,079	35,618	34,739	22,138	18,034	18,390	105,047
個人事業税	169,001	138,898	120,951	103,833	63,516	43,106	40,909	56,481	56,051	43,546
法人事業税	288,101	234,486	173,349	59,504	60,771	75,952	37,084	40,855	27,690	622,824
不動産取得税	547,022	479,800	324,676	186,140	142,911	91,932	66,857	58,759	48,186	233,226
軽油引取税	693,774	90,009	110,321	98,672	6,770	6,696	3,450	3,914	2,812	512
自動車税	762,256	652,483	516,418	376,798	264,500	173,077	123,231	105,227	106,882	86,565
その他の税	465,557	398,184	109,439	1,838	243	243	150	0	597	18,485
総額	10,133,909	8,740,944	7,546,258	6,514,563	5,386,085	4,474,221	3,699,048	3,176,288	2,889,611	3,510,250

億円

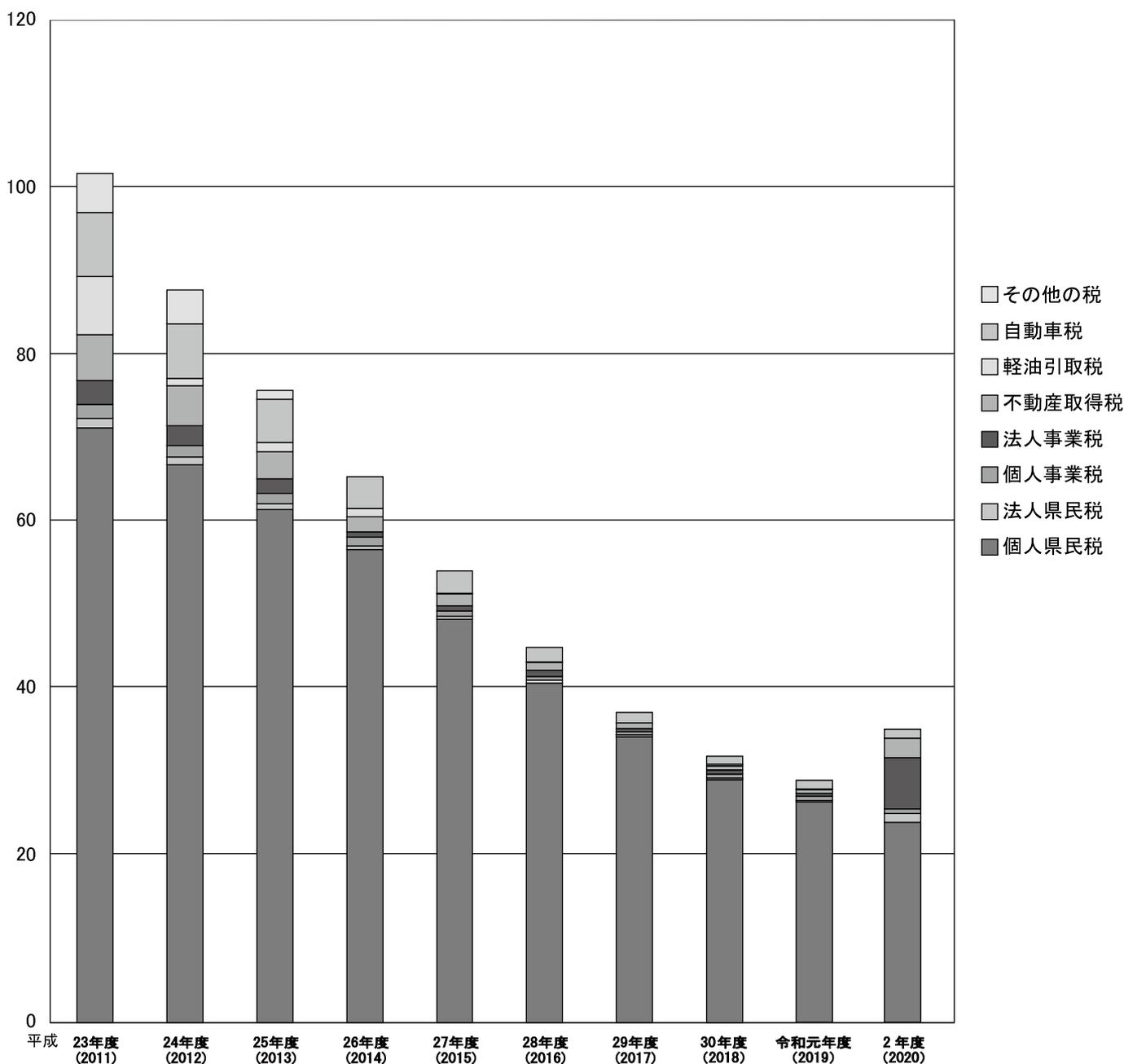
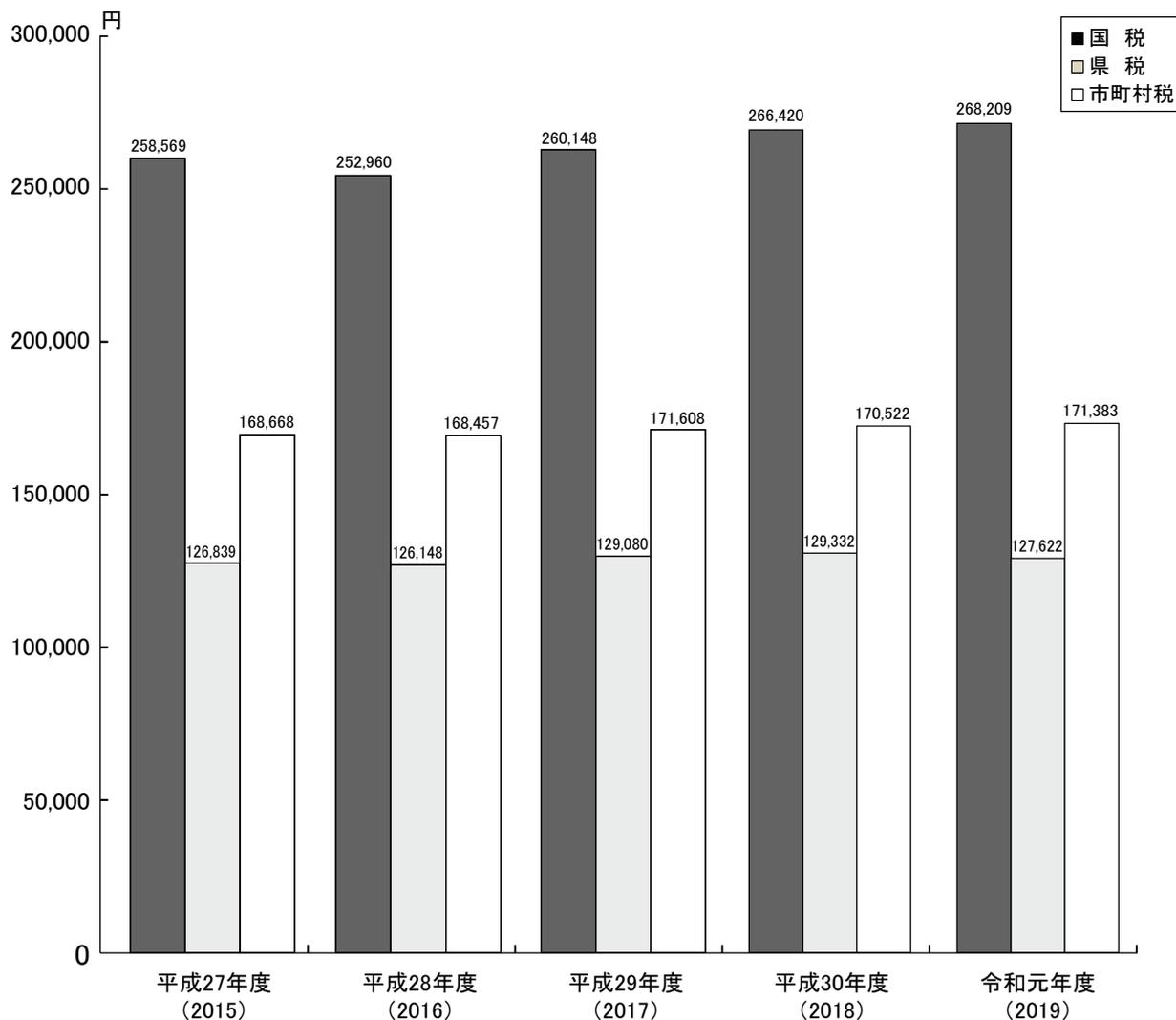


図 10 県民1人当たり三税（国税・県税・市町村税）負担額累年比較

区分		年度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
			千円	千円	千円	千円	千円
国	税	額	510,602,321	497,932,034	510,399,778	520,297,703	520,946,000
県	税	額	250,472,332	248,313,748	253,249,548	252,576,604	247,882,099
市 町 村	税	額	333,072,335	331,595,468	336,689,144	333,016,562	332,878,551
合	計		1,094,146,988	1,077,841,250	1,100,338,470	1,105,890,869	1,101,706,650
			円	円	円	円	円
国 税	1 人 当 たり 負 担 額		258,569	252,960	260,148	266,420	268,209
	一 世 帯 当 たり 負 担 額		653,647	645,311	654,046	660,461	655,153
県 税	1 人 当 たり 負 担 額		126,839	126,148	129,080	129,332	127,622
	一 世 帯 当 たり 負 担 額		320,642	321,810	324,524	320,618	311,742
市 町 村 税	1 人 当 たり 負 担 額		168,668	168,457	171,608	170,522	171,383
	一 世 帯 当 たり 負 担 額		426,382	429,742	431,446	422,728	418,635
合 計	1 人 当 たり 負 担 額		554,077	547,565	560,835	566,274	567,214
	一 世 帯 当 たり 負 担 額		1,400,671	1,396,862	1,410,016	1,403,807	1,385,530
人	口		人	人	人	人	人
			1,974,720	1,968,425	1,961,963	1,952,926	1,942,313
世	帯	数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
			781,159	771,616	780,373	787,780	795,152

- (注) 1 人口及び世帯数は栃木県毎月人口統計調査各年 10 月 1 日現在による。
 2 各税額は現年度課税分調定額である。
 3 市町村税は国民健康保険税(料)を含まない。



第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額

(1) 歳入

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	1,204,523,153,849	1,024,408,786,596	100.0	△ 180,114,367,253
1 県 税	240,000,000,000	242,551,486,175	23.7	2,551,486,175
2 地方消費税清算金	88,243,000,000	88,243,122,360	8.6	122,360
3 地方譲与税	31,146,169,000	31,174,908,011	3.0	28,739,011
4 地方特例交付金	1,650,707,000	1,650,707,000	0.2	-
5 地方交付税	131,214,360,000	131,214,360,000	12.8	-
6 交通安全対策特別交付金	510,410,000	510,410,000	0.0	-
7 分担金及び負担金	3,399,550,554	2,631,181,012	0.3	△ 768,369,542
8 使用料及び手数料	11,308,210,000	10,481,787,074	1.0	△ 826,422,926
9 国庫支出金	280,597,009,318	198,877,008,413	19.4	△ 81,720,000,905
10 財産収入	1,441,472,000	1,312,393,149	0.1	△ 129,078,851
11 寄附金	2,921,290,000	2,999,188,383	0.3	77,898,383
12 繰入金	25,191,912,000	23,832,915,965	2.3	△ 1,358,996,035
13 繰越金	14,441,886,565	14,441,886,624	1.4	59
14 諸収入	206,898,177,412	155,554,432,430	15.2	△ 51,343,744,982
15 県債	165,559,000,000	118,933,000,000	11.6	△ 46,626,000,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	1,204,523,153,849	1,001,991,825,911	100.0	△ 202,531,327,938
1 議会費	1,386,892,000	1,352,490,156	0.1	△ 34,401,844
2 総務費	54,118,444,530	49,964,404,287	5.0	△ 4,154,040,243
3 民生費	130,783,194,000	120,151,426,741	12.0	△ 10,631,767,259
4 衛生費	107,599,314,000	89,902,619,022	9.0	△ 17,696,694,978
5 労働費	1,796,140,000	1,688,560,931	0.2	△ 107,579,069
6 農林水産業費	47,817,950,010	35,668,670,159	3.6	△ 12,149,279,851
7 商工費	225,925,163,000	159,123,372,761	15.9	△ 66,801,790,239
8 土木費	157,606,039,354	97,780,990,817	9.8	△ 59,825,048,537
9 警察費	47,024,082,000	45,690,996,625	4.6	△ 1,333,085,375
10 教育費	188,598,386,208	179,994,789,806	18.0	△ 8,603,596,402
11 災害復旧費	51,525,206,747	30,847,881,230	3.1	△ 20,677,325,517
12 公債費	99,176,999,000	99,171,630,444	9.9	△ 5,368,556
13 諸支出金	91,155,350,000	90,653,992,932	9.0	△ 501,357,068
14 予備費	9,993,000	-	-	△ 9,993,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

2 一般会計決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	793,568,979,274	98.9	100.0	786,142,557,515	99.1	100.0
1 県 税	243,126,978,582	99.5	30.6	248,857,064,008	102.4	31.7
2 地方消費税清算金	69,897,787,219	89.7	8.8	74,012,858,338	105.9	9.4
3 地方譲与税	30,474,996,000	84.6	3.8	31,441,732,000	103.2	4.0
4 地方特例交付金	838,562,000	105.1	0.1	913,382,000	108.9	0.1
5 地方交付税	122,753,027,000	100.1	15.5	121,949,632,000	99.3	15.5
6 交通安全対策特別交付金	552,558,000	95.0	0.1	528,430,000	95.6	0.1
7 分担金及び負担金	2,869,113,955	85.8	0.4	2,368,113,097	82.5	0.3
8 使用料及び手数料	10,940,729,037	114.0	1.4	10,939,852,463	100.0	1.4
9 国庫支出金	93,603,093,743	105.0	11.8	85,759,192,365	91.6	10.9
10 財産収入	1,379,965,203	96.5	0.2	1,445,640,896	104.8	0.2
11 寄附金	123,154,594	76.5	0.0	330,041,913	268.0	0.0
12 繰入金	17,675,044,559	77.5	2.2	21,665,702,742	122.6	2.8
13 繰越金	13,078,137,566	93.3	1.6	7,895,397,329	60.4	1.0
14 諸収入	92,842,831,816	97.4	11.7	86,989,518,364	93.7	11.1
15 県債	93,413,000,000	111.1	11.8	91,046,000,000	97.5	11.6

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

科 目	平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	785,673,581,945	99.6	100.0	774,639,380,476	98.6	100.0
1 議会費	1,415,305,261	100.4	0.2	1,412,110,250	99.8	0.2
2 総務費	36,517,643,472	96.2	4.6	38,098,502,418	104.3	4.9
3 民生費	93,831,650,807	105.6	11.9	94,380,398,304	100.6	12.2
4 衛生費	57,094,945,242	94.9	7.3	56,122,986,087	98.3	7.2
5 労働費	1,933,341,477	39.3	0.2	2,428,320,369	125.6	0.3
6 農林水産業費	32,868,712,642	94.6	4.2	34,505,056,280	105.0	4.5
7 商工費	74,806,690,560	95.6	9.5	71,891,697,841	96.1	9.3
8 土木費	73,630,834,653	111.5	9.4	78,242,496,507	106.3	10.1
9 警察費	45,355,923,750	104.0	5.8	41,633,858,492	91.8	5.4
10 教育費	177,976,949,763	98.7	22.7	176,440,903,965	99.1	22.8
11 災害復旧費	13,595,818,699	143.3	1.7	516,253,012	3.8	0.1
12 公債費	102,575,240,778	99.9	13.1	101,477,819,963	98.9	13.1
13 諸支出金	74,070,524,841	91.7	9.4	77,488,976,988	104.6	10.0
14 予備費	-	-	-	-	-	-

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

単位：円、%

平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和 2 年度 (2020)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
783,678,102,766	99.7	100.0	789,237,575,324	100.7	100.0	1,024,408,786,596	129.8	100.0
248,853,151,934	100.0	31.8	244,648,525,195	98.3	31.0	242,551,486,175	99.1	23.7
76,514,830,597	103.4	9.8	72,370,941,314	94.6	9.2	88,243,122,360	121.9	8.6
35,129,833,000	111.7	4.5	34,360,044,069	97.8	4.4	31,174,908,011	90.7	3.0
1,058,420,000	115.9	0.1	2,840,428,000	268.4	0.4	1,650,707,000	58.1	0.2
119,896,452,000	98.3	15.3	127,008,782,000	105.9	16.1	131,214,360,000	103.3	12.8
474,514,000	89.8	0.1	455,201,000	95.9	0.1	510,410,000	112.1	0.0
2,854,349,462	120.5	0.4	2,594,781,888	90.9	0.3	2,631,181,012	101.4	0.3
10,521,786,159	96.2	1.3	10,505,800,850	99.8	1.3	10,481,787,074	99.8	1.0
88,685,564,605	103.4	11.3	92,439,526,505	104.2	11.7	198,877,008,413	215.1	19.4
1,309,927,482	90.6	0.2	1,176,981,651	89.9	0.1	1,312,393,149	111.5	0.1
117,606,085	35.6	0.0	279,882,285	238.0	0.0	2,999,188,383	1,071.6	0.3
10,891,426,855	50.3	1.4	18,613,726,550	170.9	2.4	23,832,915,965	128.0	2.3
11,503,177,039	145.7	1.5	11,074,600,650	96.3	1.4	14,441,886,624	130.4	1.4
70,553,063,548	81.1	9.0	57,897,486,701	82.1	7.3	155,554,432,430	268.7	15.2
105,314,000,000	115.7	13.4	112,970,866,666	107.3	14.3	118,933,000,000	105.3	11.6

単位：円、%

平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和 2 年度 (2020)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
772,603,502,116	99.7	100.0	774,795,688,700	100.3	100.0	1,001,991,825,911	129.3	100.0
1,374,947,299	97.4	0.2	1,412,365,310	102.7	0.2	1,352,490,156	95.8	0.1
42,036,737,720	110.3	5.4	32,935,526,206	78.3	4.3	49,964,404,287	151.7	5.0
90,833,109,957	96.2	11.8	104,233,737,421	114.8	13.5	120,151,426,741	115.3	12.0
57,323,299,899	102.1	7.4	55,561,590,977	96.9	7.2	89,902,619,022	161.8	9.0
1,810,880,556	74.6	0.2	1,796,448,953	99.2	0.2	1,688,560,931	94.0	0.2
34,390,402,443	99.7	4.5	35,557,407,535	103.4	4.6	35,668,670,159	100.3	3.6
50,210,734,830	69.8	6.5	45,066,892,676	89.8	5.8	159,123,372,761	353.1	15.9
95,312,605,780	121.8	12.3	93,303,559,747	97.9	12.0	97,780,990,817	104.8	9.8
42,317,312,686	101.6	5.5	43,548,037,503	102.9	5.6	45,690,996,625	104.9	4.6
176,527,492,268	100.0	22.8	178,903,998,283	101.3	23.1	179,994,789,806	100.6	18.0
889,331,788	172.3	0.1	7,787,615,098	875.7	1.0	30,847,881,230	396.1	3.1
100,632,468,507	99.2	13.0	100,593,471,619	100.0	13.0	99,171,630,444	98.6	9.9
78,944,178,383	101.9	10.2	74,095,037,372	93.9	9.6	90,653,992,932	122.3	9.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較

税目	平成 29 年度 (2017)				平成 30 年度 (2018)			
	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
総 額	221,563,213	286,162,367	277,701,595	0.97	222,751,839	287,947,076	280,890,485	0.98
県 税	193,490,966	257,987,955	244,818,051	0.95	195,135,890	260,181,187	244,227,718	0.94
県 民 税	67,419,263	89,892,351	85,845,492	0.95	69,436,455	92,581,940	85,182,942	0.92
個 人	60,738,025	80,984,033	74,469,203	0.92	61,632,603	82,176,804	74,239,583	0.90
法 人	6,566,622	8,755,496	11,091,211	1.27	7,623,069	10,164,092	10,676,055	1.05
利 子 割	114,616	152,821	285,078	1.87	180,783	241,044	267,304	1.11
事 業 税	(46,235,166)	61,646,888		(0.93)	(44,130,465)	58,840,620		(0.98)
46,235,123	61,646,831	57,602,720	0.93	44,129,713	58,839,617	57,596,800	0.98	
個 人	1,450,594	1,934,125	2,046,956	1.06	1,518,389	2,024,519	2,147,046	1.06
法 人	(44,784,572)	59,712,763		(0.93)	(42,612,076)	56,816,101		(0.98)
44,784,529	59,712,705	55,555,764	0.93	42,611,324	56,815,099	55,449,754	0.98	
地 方 消 費 税	31,290,819	41,721,092	34,370,990	0.82	32,538,509	43,384,679	34,714,213	0.80
譲 渡 割	22,706,105	30,274,807	34,062,727	1.13	24,081,682	32,108,909	34,400,520	1.07
貨 物 割	8,584,714	11,446,285	308,263	0.03	8,456,827	11,275,769	313,693	0.03
不 動 産 取 得 税	(3,496,787)	4,662,383		(1.29)	(3,647,646)	4,863,528		(1.06)
3,496,787	4,662,383	6,011,464	1.29	3,646,306	4,861,741	5,175,633	1.06	
県 た ば こ 税	1,822,086	2,429,448	2,268,878	0.93	1,687,006	2,249,341	2,223,788	0.99
ゴ ル フ 場 利 用 税	533,984	711,979	679,922	0.95	527,563	703,417	668,865	0.95
自 動 車 税	26,078,652	34,771,536	35,037,627	1.01	26,238,317	34,984,423	35,183,881	1.01
自動車税(種別割)	—	—	—	—	—	—	—	—
鉦 区 税	5,402	7,203	7,292	1.01	5,493	7,324	7,483	1.02
自 動 車 取 得 税	625,337	833,783	1,143,947	1.37	720,105	960,140	1,323,895	1.38
自動車税(環境性能割)	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	15,983,513	21,311,351	21,849,719	1.03	16,206,423	21,608,564	22,150,218	1.03
地 方 譲 与 税	26,669,793	26,669,793	31,441,732	1.18	26,133,066	26,133,066	35,129,833	1.34
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	591,237	591,237	528,430	0.89	574,403	574,403	474,514	0.83
地 方 特 例 交 付 金	685,037	913,383	913,382	1.00	793,815	1,058,420	1,058,420	1.00
特 別 交 付 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—
東 日 本 大 震 災 係 る 特 例 加 算 額	126,180	—	—	—	114,665	—	—	—

- (注) 1 県税収入決算額及び基準財政収入額には狩猟税を含まないものである。
2 県民税利子割、ゴルフ場利用税及び自動車取得税については、市町村への交付金交付後の額である。
3 () は、法人事業税及び不動産取得税の課税免除に係る額を含んだものである。
4 地方譲与税及び交通安全対策特別交付金の標準税収入額は、基準財政収入額と同額である。

単位：千円

令和元年度 (2019)				令和2年度 (2020)			
基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
225,784,650	291,491,446	278,347,004	0.95	226,911,076	292,789,664	238,055,979	0.81
196,364,190	261,818,920	240,691,331	0.92	196,749,929	262,333,239	204,719,954	0.78
69,606,261	92,808,348	85,178,292	0.92	68,282,113	91,042,817	82,551,750	0.91
62,652,486	83,536,648	75,283,871	0.90	63,488,772	84,651,696	75,902,371	0.90
6,728,446	8,971,261	9,783,435	1.09	4,630,214	6,173,619	6,498,141	1.05
225,329	300,439	110,986	0.37	163,127	217,503	151,238	0.70
(42,365,783)	56,487,711		(0.99)	(38,145,262)	50,860,349		(1.06)
42,364,007	56,485,343	56,083,338	0.99	38,143,486	50,857,981	53,683,224	1.06
1,535,009	2,046,679	2,150,499	1.05	1,569,885	2,093,180	2,182,331	1.04
(40,830,774)	54,441,032		(0.99)	(36,575,377)	48,767,169		(1.06)
40,828,998	54,438,664	53,932,839	0.99	36,573,601	48,764,801	51,500,893	1.06
35,000,047	46,666,729	34,405,584	0.74	41,214,437	54,952,583	39,666,222	0.72
24,136,548	32,182,064	33,986,349	1.06	29,791,676	39,722,235	39,298,681	0.99
10,863,499	14,484,665	419,235	0.03	11,422,761	15,230,348	367,541	0.02
(3,658,592)	4,878,123		(1.02)	(3,369,347)	4,492,463		(1.05)
3,658,592	4,878,123	4,966,790	1.02	3,369,347	4,492,463	4,710,342	1.05
1,689,160	2,252,213	2,248,471	1.00	1,725,223	2,300,297	2,176,088	0.95
491,706	655,608	678,446	1.03	475,511	634,015	606,578	0.96
26,043,060	34,724,080	34,685,779	1.00		-	43,321	-
244,474	325,965	269,582	0.83	26,026,461	34,701,948	34,634,690	1.00
5,683	7,577	7,869	1.04	5,944	7,925	7,822	0.99
429,887	573,183	597,966	1.04		-	284	-
367,793	490,391	454,890	0.93	801,596	1,068,795	881,189	0.82
16,463,520	21,951,360	21,838,796	0.99	16,705,811	22,274,415	21,274,323	0.96
27,705,483	27,705,483	34,360,044	1.24	28,300,444	28,300,444	31,174,908	1.10
527,660	527,660	455,201	0.86	505,273	505,273	510,410	1.01
1,079,537	1,439,383	2,840,428	1.97	1,238,031	1,650,708	1,650,707	1.00
-	-	-	-	-	-	-	-
107,780	-	-	-	117,399	-	-	-

第2 県税調定収入

1 県税決算額（税目別）

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県税	現滞計	239,066,000,000	1,223,822	243,533,611,740	99.5	1,221,844	241,647,626,439	99.2
		934,000,000	5,332	2,885,981,665	90.9	1,913	903,859,736	87.8
	計	240,000,000,000	1,229,154	246,419,593,405	99.4	1,223,757	242,551,486,175	99.1
県民税	現滞計	82,392,000,000	75,583	82,938,814,382	97.1	75,150	81,941,503,238	97.1
		806,000,000	647	2,652,244,827	90.7	341	819,474,333	87.4
	計	83,198,000,000	76,230	85,591,059,209	96.9	75,491	82,760,977,571	97.0
個人	現滞計	75,583,000,000	8,231	75,990,721,717	100.9	8,231	75,092,163,276	101.0
		798,000,000	-	2,634,182,663	90.6	-	810,207,578	87.0
	計	76,381,000,000	8,231	78,624,904,380	100.5	8,231	75,902,370,854	100.8
均等割所得割	現滞計	71,484,000,000	-	72,427,538,374	100.3	-	71,528,979,933	100.4
		798,000,000	-	2,634,182,663	90.6	-	810,207,578	87.0
	計	72,282,000,000	-	75,061,721,037	99.9	-	72,339,187,511	100.2
配当割	現滞計	2,052,000,000	7,749	1,657,588,113	90.7	7,749	1,657,588,113	90.7
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,052,000,000	7,749	1,657,588,113	90.7	7,749	1,657,588,113	90.7
株式等渡所得割	現滞計	2,047,000,000	482	1,905,595,230	150.2	482	1,905,595,230	150.2
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,047,000,000	482	1,905,595,230	150.2	482	1,905,595,230	150.2
法人	現滞計	6,384,000,000	62,017	6,587,626,900	67.3	61,584	6,488,874,197	66.4
		8,000,000	647	18,062,164	109.6	341	9,266,755	136.6
	計	6,392,000,000	62,664	6,605,689,064	67.4	61,925	6,498,140,952	66.4
利子割	現滞計	425,000,000	5,335	360,465,765	126.7	5,335	360,465,765	126.7
		-	-	-	-	-	-	-
	計	425,000,000	5,335	360,465,765	126.7	5,335	360,465,765	126.7
事業税	現滞計	49,775,000,000	56,559	54,281,911,600	96.8	56,251	53,651,485,340	95.7
		32,000,000	641	80,588,812	94.6	327	31,738,667	88.7
	計	49,807,000,000	57,200	54,362,500,412	96.8	56,578	53,683,224,007	95.7
個人	現滞計	2,130,000,000	26,293	2,180,278,600	101.3	26,175	2,162,518,139	101.5
		18,000,000	463	55,357,018	98.0	229	19,812,750	98.1
	計	2,148,000,000	26,756	2,235,635,618	101.2	26,404	2,182,330,889	101.5
法人	現滞計	47,645,000,000	30,266	52,101,633,000	96.6	30,076	51,488,967,201	95.5
		14,000,000	178	25,231,794	88.0	98	11,925,917	76.5
	計	47,659,000,000	30,444	52,126,864,794	96.6	30,174	51,500,893,118	95.5
地方消費税	現滞計	39,973,000,000	-	39,666,221,580	115.3	-	39,666,221,580	115.3
		-	-	-	-	-	-	-
	計	39,973,000,000	-	39,666,221,580	115.3	-	39,666,221,580	115.3
不動産取得税	現滞計	5,097,000,000	22,400	4,903,194,500	98.7	22,222	4,696,027,733	95.0
		63,000,000	648	44,201,812	78.2	120	14,314,506	60.4
	計	5,160,000,000	23,048	4,947,396,312	98.5	22,342	4,710,342,239	94.8
県たばこ税	現滞計	2,180,000,000	1,310	2,176,091,836	96.8	1,310	2,176,087,846	96.8
		-	1	197	増	1	197	増
	計	2,180,000,000	1,311	2,176,092,033	96.8	1,311	2,176,088,043	96.8
ゴルフ場利用税	現滞計	2,050,000,000	1,417	2,004,537,000	91.4	1,395	1,986,057,100	90.6
		-	2	596,400	増	2	596,400	増
	計	2,050,000,000	1,419	2,005,133,400	91.5	1,397	1,986,653,500	90.6

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		令和2 (2020)年度	令和元 (2019)年度
16	3,038,363	73	14,036,140	1,921	1,874,987,524	101.1	99.2	99.6
2	101,799	825	346,961,043	2,596	1,635,262,685	96.8	31.3	32.5
18	3,140,162	898	360,997,183	4,517	3,510,250,209	101.1	98.4	98.7
6	805,000	23	10,598,796	416	987,517,348	99.5	98.8	98.9
1	77,699	118	315,272,763	189	1,517,575,430	101.7	30.9	32.1
7	882,699	141	325,871,559	605	2,505,092,778	99.5	96.7	96.6
-	-	-	9,856,898	-	888,701,543	99.4	98.8	98.7
-	7,599	-	312,638,908	-	1,511,343,776	101.5	30.8	32.0
-	7,599	-	322,495,806	-	2,400,045,319	99.4	96.5	96.2
-	-	-	9,856,898	-	888,701,543	100.1	98.8	98.7
-	7,599	-	312,638,908	-	1,511,343,776	101.5	30.8	32.0
-	7,599	-	322,495,806	-	2,400,045,319	100.1	96.4	96.1
-	-	-	-	-	-	80.8	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	80.8	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	93.1	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	93.1	100.0	100.0
6	805,000	23	741,898	416	98,815,805	101.6	98.5	99.9
1	70,100	118	2,633,855	189	6,231,654	115.8	51.3	41.2
7	875,100	141	3,375,753	605	105,047,459	101.7	98.4	99.8
-	-	-	-	-	-	84.8	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	84.8	100.0	100.0
4	720,500	11	2,690,500	301	628,456,260	107.8	98.8	99.9
1	15,100	76	10,951,722	239	37,913,523	99.2	39.4	42.0
5	735,600	87	13,642,222	540	666,369,783	107.8	98.8	99.8
1	156,000	-	-	119	17,916,461	101.5	99.2	99.0
-	-	60	9,914,604	174	25,629,664	110.1	35.8	35.8
1	156,000	60	9,914,604	293	43,546,125	101.6	97.6	97.4
3	564,500	11	2,690,500	182	610,539,799	108.1	98.8	99.9
1	15,100	16	1,037,118	65	12,283,859	85.2	47.3	54.3
4	579,600	27	3,727,618	247	622,823,658	108.1	98.8	99.9
-	-	-	-	-	-	99.2	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	99.2	100.0	100.0
5	144,100	2	106,038	181	207,204,829	92.1	95.8	99.5
-	-	67	3,865,978	461	26,021,328	22.7	32.4	41.9
5	144,100	69	3,972,016	642	233,226,157	91.3	95.2	98.9
1	4	-	-	1	3,994	99.8	99.9	99.9
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
1	4	-	-	1	3,994	99.8	99.9	99.9
-	-	-	-	22	18,479,900	96.9	99.1	99.9
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
-	-	-	-	22	18,479,900	96.9	99.1	99.9

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
自動車取得税	現滞計	300,000	1	284,000	0.0	1	284,000	0.0
	計	300,000	1	284,000	0.0	1	284,000	0.0
軽油引取税	現滞計	21,351,000,000	2,298	21,271,982,372	97.4	2,298	21,272,022,731	97.4
	計	21,355,000,000	2,300	21,274,794,492	97.4	2,299	21,274,322,731	97.4
自動車税	現滞計	29,000,000	3,391	105,537,497	101.6	1,121	35,435,633	121.5
	計	29,000,000	3,629	113,423,218	0.3	1,359	43,321,354	0.1
普通徴収	現滞計	29,000,000	3,391	105,537,497	101.6	1,121	35,435,633	121.5
	計	29,000,000	3,629	113,423,218	0.3	1,359	43,321,354	0.1
証紙徴収	現滞計	-	-	-	減	-	-	減
	計	-	-	-	減	-	-	減
自動車税 (環境性能割)	現滞計	1,643,700,000	35,288	1,584,777,000	193.5	35,288	1,584,777,000	193.5
	計	1,643,700,000	35,288	1,584,777,000	193.5	35,288	1,584,777,000	193.5
自動車税 (種別割)	現滞計	34,574,000,000	1,026,043	34,667,327,549	増	1,025,006	34,634,689,950	増
	計	34,574,000,000	1,026,043	34,667,327,549	増	1,025,006	34,634,689,950	増
普通徴収	現滞計	33,438,000,000	958,667	33,611,162,049	増	957,630	33,578,524,450	増
	計	33,438,000,000	958,667	33,611,162,049	増	957,630	33,578,524,450	増
証紙徴収	現滞計	1,136,000,000	67,376	1,056,165,500	391.9	67,376	1,056,165,500	391.9
	計	1,136,000,000	67,376	1,056,165,500	391.9	67,376	1,056,165,500	391.9
鉦区税	現滞計	7,000,000	210	7,822,000	99.4	210	7,822,000	99.4
	計	7,000,000	210	7,822,000	99.4	210	7,822,000	99.4
狩猟税	現滞計	23,000,000	2,475	22,762,200	94.1	2,475	22,762,200	94.1
	計	23,000,000	2,475	22,762,200	94.1	2,475	22,762,200	94.1

(注) 自動車税証紙徴収・自動車税種別割証紙徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

(参考)

地方法人特別税	現滞計	-	13,913	9,606,006	37.2	13,824	9,408,325	36.5
	計	-	173	13,167	75.2	95	5,230	55.7
特別法人事業税	現滞計	-	14,086	9,619,173	37.3	13,919	9,413,555	36.5
	計	-	15,356	11,466,583	増	15,263	11,331,753	増
		-	-	-	-	-	-	-
		-	15,356	11,466,583	増	15,263	11,331,753	増

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		令和2 (2020)年度	令和元 (2019)年度
-	-	-	-	-	-	94.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	94.7	100.0	100.0
-	40,359	-	-	-	-	99.6	100.0	99.9
-	-	-	-	1	512,120	57.5	81.8	86.9
-	40,359	-	-	1	512,120	99.6	99.9	99.9
-	-	-	-	-	-	-	100.0	99.9
-	9,000	564	16,870,580	1,706	53,240,284	122.2	33.6	28.1
-	9,000	564	16,870,580	1,706	53,240,284	149.4	38.2	99.6
-	-	-	-	-	-	-	100.0	99.9
-	9,000	564	16,870,580	1,706	53,240,284	122.2	33.6	28.1
-	9,000	564	16,870,580	1,706	53,240,284	149.4	38.2	99.6
-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
-	-	-	-	-	-	96.4	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	96.4	100.0	100.0
-	1,328,400	37	640,806	1,000	33,325,193	100.2	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1,328,400	37	640,806	1,000	33,325,193	100.2	99.9	100.0
-	1,328,400	37	640,806	1,000	33,325,193	100.4	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1,328,400	37	640,806	1,000	33,325,193	100.4	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	93.0	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	93.0	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	111.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	111.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	99.0	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	99.0	100.0	100.0

単位：千円、%

-	-	11	1,603	78	196,078	-	97.9	100.0
-	-	15	451	63	7,487	-	39.7	53.6
-	-	26	2,053	141	203,565	-	97.9	99.9
-	-	-	-	93	134,830	-	98.8	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	93	134,830	-	98.8	100.0

2 県税決算額（事務所別）

(1) 総額

事務所名	区分	調 定			収 入		
		件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
総 額	現	1,223,822	243,533,611,740	99.5	1,221,844	241,647,626,439	99.2
	滞	5,332	2,885,981,665	90.9	1,913	903,859,736	87.8
	計	1,229,154	246,419,593,405	99.4	1,223,757	242,551,486,175	99.1
宇 都 宮	現	62,460	97,509,377,993	103.3	62,180	96,805,906,582	102.9
	滞	456	669,919,346	91.3	208	231,171,014	86.4
	計	62,916	98,179,297,339	103.2	62,388	97,037,077,596	102.9
鹿 沼	現	13,288	10,289,024,638	94.9	13,204	10,185,154,541	94.7
	滞	237	265,713,068	92.7	74	76,634,528	87.4
	計	13,525	10,554,737,706	94.8	13,278	10,261,789,069	94.6
真 岡	現	8,625	10,605,484,751	100.3	8,580	10,388,060,655	98.8
	滞	77	203,803,887	89.8	32	65,921,876	97.0
	計	8,702	10,809,288,638	100.1	8,612	10,453,982,531	98.8
栃 木	現	31,817	51,101,310,461	96.5	31,645	50,744,685,220	96.4
	滞	420	832,689,591	90.1	240	225,124,144	92.2
	計	32,237	51,934,000,052	96.4	31,885	50,969,809,364	96.3
矢 板	現	8,993	8,515,356,986	97.9	8,933	8,401,806,264	97.3
	滞	169	156,597,615	92.3	43	57,149,940	90.3
	計	9,162	8,671,954,601	97.8	8,976	8,458,956,204	97.3
大 田 原	現	16,522	13,508,652,439	92.8	16,343	13,308,408,688	92.0
	滞	452	299,286,479	78.3	115	100,753,208	67.0
	計	16,974	13,807,938,918	92.4	16,458	13,409,161,896	91.8
安 足	現	20,547	15,744,130,202	103.7	20,426	15,585,967,818	103.7
	滞	130	352,434,182	101.8	80	111,669,393	93.2
	計	20,677	16,096,564,384	103.7	20,506	15,697,637,211	103.6
自 動 車	現	1,061,570	36,260,274,270	96.6	1,060,533	36,227,636,671	96.6
	滞	3,391	105,537,497	101.6	1,121	35,435,633	121.5
	計	1,064,961	36,365,811,767	96.6	1,061,654	36,263,072,304	96.6

単位：円、%

過 誤 納		不納欠損		収入未済		収入歩合	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	令和2 (2020)年度	令和元 (2019)年度
16	3,038,363	73	14,036,140	1,921	1,874,987,524	99.2	99.6
2	101,799	825	346,961,043	2,596	1,635,262,685	31.3	32.5
18	3,140,162	898	360,997,183	4,517	3,510,250,209	98.4	98.7
6	495,404	8	2,527,900	278	701,438,915	99.3	99.7
-	-	114	81,635,310	134	357,113,022	34.5	36.5
6	495,404	122	84,163,210	412	1,058,551,937	98.8	99.2
-	-	10	2,052,975	74	101,817,122	99.0	99.2
-	-	9	18,861,087	154	170,217,453	28.8	30.6
-	-	19	20,914,062	228	272,034,575	97.2	97.4
1	21,400	-	36,027	46	217,409,469	97.9	99.4
-	-	10	21,665,898	35	116,216,113	32.3	29.9
1	21,400	10	21,701,925	81	333,625,582	96.7	98.0
6	1,129,659	10	7,627,941	168	350,126,959	99.3	99.5
2	85,200	49	97,872,421	133	509,778,226	27.0	26.4
8	1,214,859	59	105,500,362	301	859,905,185	98.1	98.2
-	-	-	351,514	60	113,199,208	98.7	99.3
-	-	21	12,378,317	105	87,069,358	36.5	37.3
-	-	21	12,729,831	165	200,268,566	97.5	98.1
2	42,100	1	178,876	180	200,106,975	98.5	99.3
-	7,599	47	36,220,958	290	162,319,912	33.7	39.3
2	49,699	48	36,399,834	470	362,426,887	97.1	97.8
1	21,400	7	620,101	115	157,563,683	99.0	99.0
-	-	11	61,456,472	39	179,308,317	31.7	34.6
1	21,400	18	62,076,573	154	336,872,000	97.5	97.5
-	1,328,400	37	640,806	1,000	33,325,193	99.9	99.9
-	9,000	564	16,870,580	1,706	53,240,284	33.6	28.1
-	1,337,400	601	17,511,386	2,706	86,565,477	99.7	99.7

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

ア 事務所別

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納 税額	不納欠損 税額	収入未済 税額	収入歩合	
		税額	前年 度比	税額	前年 度比				令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総 額	現	72,427,538,374	100.3	71,528,979,933	100.4	-	9,856,898	888,701,543	98.8	98.7
	滞	2,634,182,663	90.6	810,207,578	87.0	7,599	312,638,908	1,511,343,776	30.8	32.0
	計	75,061,721,037	99.9	72,339,187,511	100.2	7,599	322,495,806	2,400,045,319	96.4	96.1
宇 都 宮	現	24,040,774,369	101.1	23,810,997,651	101.3	-	1,218,400	228,558,318	99.0	98.8
	滞	631,182,915	90.9	216,238,294	87.4	-	77,171,777	337,772,844	34.3	35.6
	計	24,671,957,284	100.8	24,027,235,945	101.1	-	78,390,177	566,331,162	97.4	97.1
鹿 沼	現	5,728,557,238	100.4	5,645,874,111	100.5	-	142,675	82,540,452	98.6	98.5
	滞	251,767,664	93.0	70,604,958	84.4	-	17,162,301	164,000,405	28.0	30.9
	計	5,980,324,902	100.1	5,716,479,069	100.2	-	17,304,976	246,540,857	95.6	95.5
真 岡	現	4,605,181,251	100.1	4,550,104,452	100.1	-	36,027	55,040,772	98.8	98.8
	滞	197,491,285	88.6	62,008,358	93.1	-	20,835,497	114,647,430	31.4	29.9
	計	4,802,672,536	99.5	4,612,112,810	100.0	-	20,871,524	169,688,202	96.0	95.6
栃 木	現	16,745,100,539	100.1	16,500,783,069	100.1	-	7,466,205	236,851,265	98.5	98.5
	滞	797,123,752	89.2	208,498,027	90.2	-	91,121,573	497,504,152	26.2	25.9
	計	17,542,224,291	99.5	16,709,281,096	100.0	-	98,587,778	734,355,417	95.3	94.8
矢 板	現	5,296,240,086	100.4	5,225,793,776	100.1	-	351,514	70,094,796	98.7	98.9
	滞	145,355,171	91.3	53,540,343	88.2	-	11,456,924	80,357,904	36.8	38.1
	計	5,441,595,257	100.1	5,279,334,119	100.0	-	11,808,438	150,452,700	97.0	97.1
大 田 原	現	7,218,071,439	99.7	7,139,435,663	99.8	-	120,476	78,515,300	98.9	98.8
	滞	264,521,986	80.6	90,419,240	72.1	7,599	33,797,295	140,313,050	34.2	38.2
	計	7,482,593,425	98.9	7,229,854,903	99.3	7,599	33,917,771	218,828,350	96.6	96.2
安 足	現	8,793,613,452	99.0	8,655,991,211	99.1	-	521,601	137,100,640	98.4	98.3
	滞	346,739,890	102.6	108,898,358	93.8	-	61,093,541	176,747,991	31.4	34.4
	計	9,140,353,342	99.1	8,764,889,569	99.1	-	61,615,142	313,848,631	95.9	95.9

イ 市町村別

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
総 額	1,036,115	72,427,538,374	2,634,182,663	75,061,721,037	99.9	71,528,979,933	810,207,578	72,339,187,511	96.4
市 計	900,736	64,442,613,217	2,347,552,183	66,790,165,400	99.9	63,622,698,311	712,288,811	64,334,987,122	96.3
町 計	135,379	7,984,925,157	286,630,480	8,271,555,637	99.6	7,906,281,622	97,918,767	8,004,200,389	96.8
宇都宮 県税事務所	289,269	24,040,774,369	631,182,915	24,671,957,284	100.8	23,810,997,651	216,238,294	24,027,235,945	97.4
宇都宮市	272,509	22,854,063,747	584,657,416	23,438,721,163	100.8	22,636,878,926	199,397,268	22,836,276,194	97.4
上三川町	16,760	1,186,710,622	46,525,499	1,233,236,121	99.9	1,174,118,725	16,841,026	1,190,959,751	96.6
鹿 沼 県税事務所	95,314	5,728,557,238	251,767,664	5,980,324,902	100.1	5,645,874,111	70,604,958	5,716,479,069	95.6
鹿沼市	51,682	3,271,241,439	131,255,411	3,402,496,850	100.8	3,231,704,786	36,347,770	3,268,052,556	96.0
日光市	43,632	2,457,315,799	120,512,253	2,577,828,052	99.2	2,414,169,325	34,257,188	2,448,426,513	95.0
真 岡 県税事務所	74,757	4,605,181,251	197,491,285	4,802,672,536	99.5	4,550,104,452	62,008,358	4,612,112,810	96.0
真岡市	42,607	2,720,847,179	120,420,718	2,841,267,897	99.5	2,684,745,016	37,062,436	2,721,807,452	95.8
益子町	11,711	670,572,919	34,169,836	704,742,755	98.8	660,438,601	11,310,623	671,749,224	95.3
茂木町	6,419	326,467,175	8,366,314	334,833,489	98.5	324,891,270	3,009,305	327,900,575	97.9
市貝町	6,104	385,541,799	15,288,222	400,830,021	98.2	382,557,274	3,835,221	386,392,495	96.4
芳賀町	7,916	501,752,179	19,246,195	520,998,374	102.6	497,472,291	6,790,773	504,263,064	96.8
栃 木 県税事務所	234,734	16,745,100,539	797,123,752	17,542,224,291	99.5	16,500,783,069	208,498,027	16,709,281,096	95.3
栃木市	83,185	5,250,244,902	325,210,969	5,575,455,871	98.6	5,170,790,412	72,157,452	5,242,947,864	94.0
小山市	86,437	6,455,736,198	359,048,628	6,814,784,826	100.0	6,325,887,582	100,672,793	6,426,560,375	94.3
下野市	31,412	2,764,022,609	44,253,523	2,808,276,132	100.4	2,749,589,257	14,169,449	2,763,758,706	98.4
壬生町	20,317	1,402,577,531	45,199,710	1,447,777,241	99.5	1,389,333,021	13,436,527	1,402,769,548	96.9
野木町	13,383	872,519,299	23,410,922	895,930,221	98.4	865,182,797	8,061,806	873,244,603	97.5

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
矢板県税事務所	84,781	5,296,240,086	145,355,171	5,441,595,257	100.1	5,225,793,776	53,540,343	5,279,334,119	97.0
矢板市	17,184	1,005,833,999	41,324,218	1,047,158,217	98.2	994,181,691	12,098,262	1,006,279,953	96.1
さくら市	23,322	1,571,411,674	30,245,806	1,601,657,480	99.9	1,562,490,201	10,605,031	1,573,095,232	98.2
那須烏山市	13,314	767,559,199	13,044,105	780,603,304	102.6	735,293,046	7,635,324	742,928,370	95.2
塩谷町	6,025	306,906,905	8,291,357	315,198,262	98.0	304,693,437	3,082,002	307,775,439	97.6
高根沢町	16,749	1,229,996,469	33,191,095	1,263,187,564	102.2	1,219,394,532	14,183,414	1,233,577,946	97.7
那珂川町	8,187	414,531,840	19,258,590	433,790,430	96.6	409,740,869	5,936,310	415,677,179	95.8
大田原県税事務所	123,918	7,218,071,439	264,521,986	7,482,593,425	98.9	7,139,435,663	90,419,240	7,229,854,903	96.6
大田原市	37,313	2,377,779,946	52,389,830	2,430,169,776	100.5	2,359,839,091	20,801,599	2,380,640,690	98.0
那須塩原市	64,797	4,152,943,074	178,449,416	4,331,392,490	97.9	4,101,137,767	58,185,881	4,159,323,648	96.0
那須町	21,808	687,348,419	33,682,740	721,031,159	99.4	678,458,805	11,431,760	689,890,565	95.7
安足県税事務所	133,342	8,793,613,452	346,739,890	9,140,353,342	99.1	8,655,991,211	108,898,358	8,764,889,569	95.9
足利市	72,412	4,903,787,299	233,839,297	5,137,626,596	99.3	4,824,299,926	71,373,566	4,895,673,492	95.3
佐野市	60,930	3,889,826,153	112,900,593	4,002,726,746	98.8	3,831,691,285	37,524,792	3,869,216,077	96.7

(3) 法人県民税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総額	現	6,587,626,900	67.3	6,488,874,197	66.4	805,000	741,898	98,815,805	98.5	99.9
	滞	18,062,164	109.6	9,266,755	136.6	70,100	2,633,855	6,231,654	51.3	41.2
	計	6,605,689,064	67.4	6,498,140,952	66.4	875,100	3,375,753	105,047,459	98.4	99.8
宇都宮	現	2,936,287,400	68.2	2,915,955,973	67.8	15,900	323,200	20,024,127	99.3	99.9
	滞	4,964,541	81.6	2,451,679	73.0	-	1,661,443	851,419	49.4	55.2
	計	2,941,251,941	68.2	2,918,407,652	67.8	15,900	1,984,643	20,875,546	99.2	99.9
鹿沼	現	404,087,400	66.3	402,858,930	66.2	-	221,500	1,006,970	99.7	99.9
	滞	1,554,921	94.3	924,640	168.5	-	88,100	542,181	59.5	33.3
	計	405,642,321	66.4	403,783,570	66.3	-	309,600	1,549,151	99.5	99.7
真岡	現	485,399,800	65.6	436,466,381	59.1	21,400	-	48,954,819	89.9	99.9
	滞	686,046	78.0	284,536	121.1	-	127,351	274,159	41.5	26.7
	計	486,085,846	65.7	436,750,917	59.1	21,400	127,351	49,228,978	89.9	99.9
栃木	現	1,191,557,300	61.4	1,181,893,745	61.0	724,900	112,598	10,275,857	99.2	99.9
	滞	3,929,951	144.5	2,179,962	251.7	70,100	404,836	1,415,253	55.5	31.8
	計	1,195,487,251	61.5	1,184,073,707	61.1	795,000	517,434	11,691,110	99.0	99.8
矢板	現	282,984,400	68.9	280,371,842	68.3	-	-	2,612,558	99.1	99.9
	滞	480,121	194.0	280,600	181.6	-	-	199,521	58.4	62.4
	計	283,464,521	69.0	280,652,442	68.4	-	-	2,812,079	99.0	99.8
大田原	現	576,490,600	59.7	564,408,806	58.6	21,400	-	12,103,194	97.9	99.7
	滞	5,017,484	130.1	2,354,301	209.8	-	204,983	2,458,200	46.9	29.1
	計	581,508,084	60.0	566,763,107	58.8	21,400	204,983	14,561,394	97.5	99.4
安足	現	710,820,000	86.9	706,918,520	86.5	21,400	84,600	3,838,280	99.5	99.9
	滞	1,429,100	136.4	791,037	158.9	-	147,142	490,921	55.4	47.5
	計	712,249,100	86.9	707,709,557	86.6	21,400	231,742	4,329,201	99.4	99.8

(4) 個人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総 額	現	2,180,278,600	101.3	2,162,518,139	101.5	156,000	—	17,916,461	99.2	99.0
	滞	55,357,018	98.0	19,812,750	98.1	—	9,914,604	25,629,664	35.8	35.8
	計	2,235,635,618	101.2	2,182,330,889	101.5	156,000	9,914,604	43,546,125	97.6	97.4
宇 都 宮	現	778,544,100	100.4	774,242,800	100.8	156,000	—	4,457,300	99.4	99.0
	滞	19,568,283	105.4	6,587,792	99.1	—	1,313,707	11,666,784	33.7	35.8
	計	798,112,383	100.5	780,830,592	100.8	156,000	1,313,707	16,124,084	97.8	97.5
鹿 沼	現	180,115,600	97.1	179,270,580	97.1	—	—	845,020	99.5	99.5
	滞	1,167,704	58.7	974,304	74.5	—	—	193,400	83.4	65.7
	計	181,283,304	96.7	180,244,884	97.0	—	—	1,038,420	99.4	99.1
真 岡	現	118,929,000	107.9	118,712,800	108.6	—	—	216,200	99.8	99.2
	滞	2,447,682	120.4	1,012,802	201.3	—	697,950	736,930	41.4	24.8
	計	121,376,682	108.1	119,725,602	109.0	—	697,950	953,130	98.6	97.8
栃 木	現	461,763,000	104.5	455,649,200	105.1	—	—	6,113,800	98.7	98.1
	滞	17,227,410	128.5	6,571,306	173.6	—	5,952,828	4,703,276	38.1	28.2
	計	478,990,410	105.2	462,220,506	105.7	—	5,952,828	10,817,076	96.5	96.0
矢 板	現	136,834,400	99.9	136,270,746	100.5	—	—	563,654	99.6	99.0
	滞	6,349,215	94.5	1,048,412	92.5	—	472,993	4,827,810	16.5	16.9
	計	143,183,615	99.6	137,319,158	100.4	—	472,993	5,391,464	95.9	95.1
大 田 原	現	222,715,600	101.4	218,973,300	100.3	—	—	3,742,300	98.3	99.4
	滞	5,427,735	55.4	2,368,295	43.8	—	1,317,237	1,742,203	43.6	55.1
	計	228,143,335	99.4	221,341,595	98.9	—	1,317,237	5,484,503	97.0	97.5
安 足	現	281,376,900	99.7	279,398,713	99.4	—	—	1,978,187	99.3	99.6
	滞	3,168,989	80.1	1,249,839	88.1	—	159,889	1,759,261	39.4	35.9
	計	284,545,889	99.4	280,648,552	99.4	—	159,889	3,737,448	98.6	98.7

(5) 法人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総額	現	52,101,633,000	96.6	51,488,967,201	95.5	564,500	2,690,500	610,539,799	98.8	99.9
	滞	25,231,794	88.0	11,925,917	76.5	15,100	1,037,118	12,283,859	47.3	54.3
	計	52,126,864,794	96.6	51,500,893,118	95.5	579,600	3,727,618	622,823,658	98.8	99.9
宇都宮	現	22,345,061,200	93.0	22,033,584,124	91.7	233,500	986,300	310,724,276	98.6	99.9
	滞	4,783,808	51.2	2,283,915	27.2	-	965,618	1,534,275	47.7	89.7
	計	22,349,845,008	93.0	22,035,868,039	91.7	233,500	1,951,918	312,258,551	98.6	99.9
鹿沼	現	3,253,188,400	91.2	3,246,806,300	91.1	-	1,688,800	4,693,300	99.8	99.9
	滞	1,453,705	109.8	895,967	244.6	-	49,900	507,838	61.6	27.7
	計	3,254,642,105	91.2	3,247,702,267	91.1	-	1,738,700	5,201,138	99.8	99.9
真岡	現	4,835,626,000	107.0	4,732,626,022	104.7	-	-	102,999,978	97.9	99.9
	滞	379,074	358.2	349,558	425.0	-	5,100	24,416	92.2	77.7
	計	4,836,005,074	107.0	4,732,975,580	104.7	-	5,100	103,024,394	97.9	99.9
栃木	現	9,682,565,000	92.4	9,611,797,542	91.7	331,000	1,500	71,096,958	99.3	99.9
	滞	6,024,733	102.8	3,792,811	93.2	15,100	12,900	2,234,122	63.0	69.5
	計	9,688,589,733	92.4	9,615,590,353	91.7	346,100	14,400	73,331,080	99.2	99.9
矢板	現	2,195,945,300	103.5	2,175,600,300	102.6	-	-	20,345,000	99.1	99.9
	滞	634,069	153.1	498,069	180.6	-	-	136,000	78.6	66.6
	計	2,196,579,369	103.5	2,176,098,369	102.6	-	-	20,481,000	99.1	99.9
大田原	現	4,790,779,000	95.7	4,702,692,189	94.0	-	-	88,086,811	98.2	99.9
	滞	11,651,563	120.5	3,823,883	203.7	-	100	7,827,580	32.8	19.4
	計	4,802,430,563	95.7	4,706,516,072	94.0	-	100	95,914,391	98.0	99.8
安足	現	4,998,468,100	118.8	4,985,860,724	118.5	-	13,900	12,593,476	99.7	99.9
	滞	304,842	15.6	281,714	53.7	-	3,500	19,628	92.4	26.8
	計	4,998,772,942	118.8	4,986,142,438	118.5	-	17,400	12,613,104	99.7	99.9

(6) 不動産取得税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総額	現	4,903,194,500	98.7	4,696,027,733	95.0	144,100	106,038	207,204,829	95.8	99.5
	滞	44,201,812	78.2	14,314,506	60.4	—	3,865,978	26,021,328	32.4	41.9
	計	4,947,396,312	98.5	4,710,342,239	94.8	144,100	3,972,016	233,226,157	95.2	98.9
宇都宮	現	1,474,130,800	116.9	1,336,549,900	106.9	90,000	—	137,670,900	90.7	99.1
	滞	9,419,602	173.9	3,609,137	189.4	—	522,765	5,287,700	38.3	35.2
	計	1,483,550,402	117.1	1,340,159,037	107.1	90,000	522,765	142,958,600	90.3	98.8
鹿沼	現	373,182,800	92.1	360,451,420	89.4	—	—	12,731,380	96.6	99.5
	滞	9,769,074	89.3	3,234,659	180.9	—	1,560,786	4,973,629	33.1	16.3
	計	382,951,874	92.0	363,686,079	89.8	—	1,560,786	17,705,009	95.0	97.3
真岡	現	354,108,000	92.8	345,047,600	91.0	—	—	9,060,400	97.4	99.3
	滞	2,799,800	315.9	2,266,622	452.0	—	—	533,178	81.0	56.6
	計	356,907,800	93.3	347,314,222	91.5	—	—	9,593,578	97.3	99.2
栃木	現	1,233,769,000	132.2	1,207,965,683	129.7	33,400	47,638	25,789,079	97.9	99.8
	滞	5,571,625	137.0	1,782,038	244.8	—	380,284	3,409,303	32.0	17.9
	計	1,239,340,625	132.2	1,209,747,721	129.8	33,400	427,922	29,198,382	97.6	99.4
矢板	現	267,914,500	70.6	254,122,700	67.2	—	—	13,791,800	94.9	99.6
	滞	3,182,639	107.2	1,186,116	118.5	—	448,400	1,548,123	37.3	33.7
	計	271,097,139	70.9	255,308,816	67.4	—	448,400	15,339,923	94.2	99.1
大田原	現	511,408,700	55.8	503,778,430	55.1	20,700	58,400	7,592,570	98.5	99.7
	滞	12,667,711	41.3	1,787,489	10.8	—	901,343	9,978,879	14.1	53.7
	計	524,076,411	55.3	505,565,919	54.3	20,700	959,743	17,571,449	96.5	98.2
安足	現	688,680,700	100.0	688,112,000	100.0	—	—	568,700	99.9	99.9
	滞	791,361	51.9	448,445	34.9	—	52,400	290,516	56.7	84.1
	計	689,472,061	99.9	688,560,445	99.9	—	52,400	859,216	99.9	99.9

(7) ゴルフ場利用税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総 額	現	2,004,537,000	91.4	1,986,057,100	90.6	—	—	18,479,900	99.1	99.9
	滞	596,400	増	596,400	増	—	—	—	100.0	—
	計	2,005,133,400	91.5	1,986,653,500	90.6	—	—	18,479,900	99.1	99.9
宇 都 宮	現	150,275,500	93.8	150,275,500	93.8	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	150,275,500	93.8	150,275,500	93.8	—	—	—	100.0	100.0
鹿 沼	現	346,265,500	92.7	346,265,500	92.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	346,265,500	92.7	346,265,500	92.7	—	—	—	100.0	100.0
真 岡	現	204,725,600	92.0	203,588,300	91.4	—	—	1,137,300	99.4	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	204,725,600	92.0	203,588,300	91.4	—	—	1,137,300	99.4	100.0
栃 木	現	512,622,650	91.4	512,622,650	91.4	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	512,622,650	91.4	512,622,650	91.4	—	—	—	100.0	100.0
矢 板	現	334,245,900	90.6	328,454,500	89.2	—	—	5,791,400	98.3	99.8
	滞	596,400	増	596,400	増	—	—	—	100.0	—
	計	334,842,300	90.7	329,050,900	89.3	—	—	5,791,400	98.3	99.8
大 田 原	現	187,727,900	90.4	177,661,100	85.6	—	—	10,066,800	94.6	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	187,727,900	90.4	177,661,100	85.6	—	—	10,066,800	94.6	100.0
安 足	現	268,673,950	90.0	267,189,550	89.5	—	—	1,484,400	99.4	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	268,673,950	90.0	267,189,550	89.5	—	—	1,484,400	99.4	100.0

(8) 自動車税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総 額	現	7,885,721	0.0	7,885,721	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	105,537,497	101.6	35,435,633	121.5	9,000	16,870,580	53,240,284	33.6	28.1
	計	113,423,218	0.3	43,321,354	0.1	9,000	16,870,580	53,240,284	38.2	99.6
証紙徴収	現	—	減	—	減	—	—	—	—	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	減	—	減	—	—	—	—	100.0
普通徴収 宇都宮	現	1,800,500	0.0	1,800,500	0.0	—	—	—	100.0	99.8
	滞	38,620,626	110.2	14,516,286	120.0	9,000	4,409,082	19,704,258	37.6	34.5
	計	40,421,126	0.4	16,316,786	0.2	9,000	4,409,082	19,704,258	40.4	99.6
鹿 沼	現	1,067,600	0.0	1,067,600	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	5,721,088	93.1	2,467,278	118.9	—	739,024	2,514,786	43.1	33.8
	計	6,788,688	0.2	3,534,878	0.1	—	739,024	2,514,786	52.1	99.8
真 岡	現	957,900	0.0	957,900	0.0	—	—	—	100.0	99.8
	滞	9,429,606	104.5	3,449,050	201.6	—	1,064,628	4,915,928	36.6	19.0
	計	10,387,506	0.4	4,406,950	0.2	—	1,064,628	4,915,928	42.4	99.5
栃 木	現	1,657,800	0.0	1,657,800	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	26,024,248	97.9	7,524,355	131.7	—	6,885,461	11,614,432	28.9	21.5
	計	27,682,048	0.4	9,182,155	0.1	—	6,885,461	11,614,432	33.2	99.6
矢 板	現	750,700	0.0	750,700	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	6,447,884	98.6	2,232,759	140.6	—	852,498	3,362,627	34.6	24.3
	計	7,198,584	0.3	2,983,459	0.1	—	852,498	3,362,627	41.4	99.7
大田原	現	1,256,300	0.0	1,256,300	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	11,148,506	86.4	2,708,659	76.9	—	1,240,963	7,198,884	24.3	27.3
	計	12,404,806	0.3	3,964,959	0.1	—	1,240,963	7,198,884	32.0	99.6
安 足	現	394,921	0.0	394,921	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	8,145,539	106.6	2,537,246	103.6	—	1,678,924	3,929,369	31.1	32.0
	計	8,540,460	0.2	2,932,167	0.1	—	1,678,924	3,929,369	34.3	99.8
合 計	現	7,885,721	0.0	7,885,721	0.0	—	—	—	100.0	99.9
	滞	105,537,497	101.6	35,435,633	121.5	9,000	16,870,580	53,240,284	33.6	28.1
	計	113,423,218	0.3	43,321,354	0.1	9,000	16,870,580	53,240,284	38.2	99.6

(注) 証紙徴収は、O S Sによる申告納付分を含む。

(9) 自動車税 (種別割)

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総 額	現滞計	34,667,327,549	増	34,634,689,950	増	1,328,400	640,806	33,325,193	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証紙徴収	現滞計	34,667,327,549	増	34,634,689,950	増	1,328,400	640,806	33,325,193	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通徴収	現滞計	1,056,165,500	391.9	1,056,165,500	391.9	—	—	—	100.0	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通徴収	現滞計	1,056,165,500	391.9	1,056,165,500	391.9	—	—	—	100.0	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮	現滞計	9,877,248,067	増	9,867,026,618	増	960,500	341,900	10,840,049	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿 沼	現滞計	9,877,248,067	増	9,867,026,618	増	960,500	341,900	10,840,049	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	現滞計	3,075,874,300	増	3,073,425,842	増	82,800	—	2,531,258	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	現滞計	3,075,874,300	増	3,073,425,842	増	82,800	—	2,531,258	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	現滞計	2,587,748,651	増	2,585,332,884	増	34,500	56,000	2,394,267	99.9	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	現滞計	2,587,748,651	増	2,585,332,884	増	34,500	56,000	2,394,267	99.9	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木	現滞計	7,409,069,648	増	7,402,130,056	増	121,500	70,300	6,990,792	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	現滞計	7,409,069,648	増	7,402,130,056	増	121,500	70,300	6,990,792	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	現滞計	2,789,866,300	増	2,788,790,392	増	39,500	26,400	1,089,008	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	現滞計	2,789,866,300	増	2,788,790,392	増	39,500	26,400	1,089,008	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田原	現滞計	3,644,536,172	増	3,638,489,673	増	79,100	24,600	6,100,999	99.8	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田原	現滞計	3,644,536,172	増	3,638,489,673	増	79,100	24,600	6,100,999	99.8	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安 足	現滞計	4,226,818,911	増	4,223,328,985	増	10,500	121,606	3,378,820	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安 足	現滞計	4,226,818,911	増	4,223,328,985	増	10,500	121,606	3,378,820	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	現滞計	33,611,162,049	増	33,578,524,450	増	1,328,400	640,806	33,325,193	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	現滞計	33,611,162,049	増	33,578,524,450	増	1,328,400	640,806	33,325,193	99.9	100.0
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 証紙徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

(10) 狩猟税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度
総額	現	22,762,200	94.1	22,762,200	94.1	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	22,762,200	94.1	22,762,200	94.1	-	-	-	100.0	100.0
宇都宮	現	10,520,100	98.3	10,520,100	98.3	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	10,520,100	98.3	10,520,100	98.3	-	-	-	100.0	100.0
鹿沼	現	3,627,700	98.5	3,627,700	98.5	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,627,700	98.5	3,627,700	98.5	-	-	-	100.0	100.0
真岡	現	1,515,100	106.7	1,515,100	106.7	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,515,100	106.7	1,515,100	106.7	-	-	-	100.0	100.0
栃木	現	1,950,600	95.4	1,950,600	95.4	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,950,600	95.4	1,950,600	95.4	-	-	-	100.0	100.0
矢板	現	1,192,400	91.1	1,192,400	91.1	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,192,400	91.1	1,192,400	91.1	-	-	-	100.0	100.0
大田原	現	1,459,200	64.3	1,459,200	64.3	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,459,200	64.3	1,459,200	64.3	-	-	-	100.0	100.0
安足	現	2,497,100	90.5	2,497,100	90.5	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,497,100	90.5	2,497,100	90.5	-	-	-	100.0	100.0

3 県税月別調定収入実績

(1) 総額

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	28,814,172,548	101.6	28,814,172,548	101.6	4,262,895,238	4,262,895,238	92.1
5月	92,277,349,557	93.5	121,091,522,105	95.3	24,057,430,250	28,320,325,488	88.8
6月	23,881,176,488	100.2	144,972,698,593	96.1	40,095,832,096	68,416,157,584	94.4
7月	13,891,277,733	120.4	158,863,976,326	97.8	22,066,101,666	90,482,259,250	97.7
8月	10,005,016,231	90.0	168,868,992,557	97.3	15,503,544,643	105,985,803,893	97.9
9月	7,958,924,910	106.5	176,827,917,467	97.7	16,972,554,808	122,958,358,701	96.5
10月	9,421,891,050	119.5	186,249,808,517	98.6	14,918,606,237	137,876,964,938	97.5
11月	20,060,951,210	80.4	206,310,759,727	96.5	16,975,440,691	154,852,405,629	98.4
12月	9,953,674,263	145.1	216,264,433,990	98.0	26,019,492,113	180,871,897,742	97.1
令和3(2021)年 1月	13,355,472,028	140.2	229,619,906,018	99.7	18,099,583,589	198,971,481,331	99.0
2月	7,146,339,194	91.6	236,766,245,212	99.5	12,331,079,799	211,302,561,130	98.9
3月	9,587,343,610	98.3	246,353,588,822	99.4	16,115,603,453	227,418,164,583	98.7
4月	71,839,810	92.8	246,425,428,632	99.4	9,039,057,323	236,457,221,906	99.0
5月	△ 5,835,227	-	246,419,593,405	99.4	6,094,264,269	242,551,486,175	99.1

(2) 個人の県民税（均等割・所得割）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	21,095,489,087	106.6	21,095,489,087	106.6	-	-	-
5月	37,613,474,929	97.2	58,708,964,016	100.4	588,222,371	588,222,371	115.6
6月	15,212,034,731	97.8	73,920,998,747	99.8	5,358,032,755	5,946,255,126	100.7
7月	213,454,240	121.4	74,134,452,987	99.9	7,566,716,430	13,512,971,556	104.4
8月	125,835,603	107.7	74,260,288,590	99.9	8,402,413,395	21,915,384,951	99.0
9月	148,549,453	95.7	74,408,838,043	99.9	5,563,540,178	27,478,925,129	100.1
10月	96,142,837	87.1	74,504,980,880	99.9	6,337,842,798	33,816,767,927	99.8
11月	77,999,670	76.2	74,582,980,550	99.8	5,294,480,975	39,111,248,902	99.3
12月	145,311,386	85.9	74,728,291,936	99.8	6,491,895,862	45,603,144,764	99.7
令和3(2021)年 1月	105,056,692	568.3	74,833,348,628	99.9	5,469,525,953	51,072,670,717	100.1
2月	94,759,723	82.4	74,928,108,351	99.9	5,675,198,778	56,747,869,495	99.7
3月	112,722,423	107.9	75,040,830,774	99.9	5,642,675,088	62,390,544,583	100.0
4月	20,612,290	121.3	75,061,443,064	99.9	5,673,927,555	68,064,472,138	100.2
5月	277,973	増	75,061,721,037	99.9	4,274,715,373	72,339,187,511	100.2

(3) 県民税配当割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	81,130,603	115.9	81,130,603	115.9	81,133,361	81,133,361	115.8
5月	6,745,686	77.8	87,876,289	111.7	6,744,151	87,877,512	111.6
6月	45,728,568	90.6	133,604,857	103.4	45,754,973	133,632,485	103.4
7月	299,758,468	90.5	433,363,325	94.1	304,965,725	438,598,210	95.3
8月	12,750,575	178.3	446,113,900	95.4	6,434,352	445,032,562	95.2
9月	15,565,616	55.0	461,679,516	93.1	16,649,347	461,681,909	93.1
10月	51,245,811	104.8	512,925,327	94.2	51,244,025	512,925,934	94.0
11月	6,644,043	73.2	519,569,370	93.8	6,646,567	519,572,501	93.8
12月	66,463,864	78.0	586,033,234	91.7	66,489,185	586,061,686	91.7
令和3(2021)年 1月	1,014,990,585	86.5	1,601,023,819	88.4	1,058,315,012	1,644,376,698	90.8
2月	50,141,020	618.8	1,651,164,839	90.7	6,839,812	1,651,216,510	90.7
3月	6,423,274	90.9	1,657,588,113	90.7	6,371,603	1,657,588,113	90.7
4月	—	—	1,657,588,113	90.7	—	1,657,588,113	90.7
5月	—	—	1,657,588,113	90.7	—	1,657,588,113	90.7

(4) 県民税株式等譲渡所得割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	402,631	70.8	402,631	70.8	402,631	402,631	70.8
5月	1,149,115	49.0	1,551,746	53.2	1,149,115	1,551,746	53.2
6月	1,552,314	184.6	3,104,060	82.7	1,552,314	3,104,060	82.7
7月	4,154,990	731.4	7,259,050	167.9	4,168,253	7,272,313	168.2
8月	1,163,623	150.8	8,422,673	165.3	1,150,360	8,422,673	165.3
9月	1,912,075	115.7	10,334,748	153.2	1,912,075	10,334,748	153.2
10月	2,181,456	233.0	12,516,204	162.9	2,181,456	12,516,204	162.9
11月	2,741,888	104.8	15,258,092	148.1	2,741,888	15,258,092	148.1
12月	3,581,052	179.3	18,839,144	153.2	3,592,796	18,850,888	153.3
令和3(2021)年 1月	1,880,211,104	150.0	1,899,050,248	150.0	1,880,211,104	1,899,061,992	150.0
2月	1,905,797	115.0	1,900,956,045	150.0	1,894,053	1,900,956,045	150.0
3月	4,639,185	282.5	1,905,595,230	150.2	4,639,185	1,905,595,230	150.2
4月	—	—	1,905,595,230	150.2	—	1,905,595,230	150.2
5月	—	—	1,905,595,230	150.2	—	1,905,595,230	150.2

(5) 法人県民税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	358,723,900	117.2	358,723,900	117.2	147,815,700	147,815,700	138.8
5月	2,065,727,500	67.2	2,424,451,400	71.7	718,346,600	866,162,300	79.2
6月	575,941,764	162.4	3,000,393,164	80.3	1,985,418,781	2,851,581,081	79.0
7月	446,258,300	139.6	3,446,651,464	85.0	322,935,263	3,174,516,344	81.7
8月	528,219,000	48.0	3,974,870,464	77.1	403,385,860	3,577,902,204	85.7
9月	333,750,900	143.7	4,308,621,364	80.0	456,298,168	4,034,200,372	76.8
10月	304,592,500	71.7	4,613,213,864	79.3	276,301,523	4,310,501,895	77.6
11月	952,754,800	36.3	5,565,968,664	66.0	456,457,902	4,766,959,797	76.3
12月	299,970,900	154.1	5,865,939,564	68.0	897,092,930	5,664,052,727	66.5
令和3(2021)年 1月	118,219,500	54.0	5,984,159,064	67.6	105,075,660	5,769,128,387	66.3
2月	287,558,900	63.4	6,271,717,964	67.4	160,947,575	5,930,075,962	66.0
3月	330,667,600	68.1	6,602,385,564	67.4	492,258,100	6,422,334,062	65.5
4月	3,303,500	21.2	6,605,689,064	67.4	57,279,232	6,479,613,294	66.1
5月	-	-	6,605,689,064	67.4	18,527,658	6,498,140,952	66.4

(6) 県民税利子割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	33,349,404	80.0	33,349,404	80.0	33,349,503	33,349,503	80.0
5月	35,467,966	152.0	68,817,370	105.9	35,465,459	68,814,962	105.9
6月	21,802,307	110.1	90,619,677	106.9	21,805,518	90,620,480	106.9
7月	30,726,317	145.4	121,345,994	114.6	30,726,329	121,346,809	114.6
8月	38,135,396	119.8	159,481,390	115.8	38,134,666	159,481,475	115.8
9月	29,092,596	107.3	188,573,986	114.4	290,98,510	188,579,985	114.4
10月	32,682,266	86.4	221,256,252	109.2	32,680,776	221,260,761	109.2
11月	20,825,830	116.6	242,082,082	109.8	20,821,401	242,082,162	109.8
12月	20,798,239	148.0	262,880,321	112.0	20,798,440	262,880,602	112.0
令和3(2021)年 1月	45,099,047	209.3	307,979,368	120.2	45,099,509	307,980,111	120.2
2月	30,284,353	211.6	338,263,721	125.1	30,283,610	338,263,721	125.1
3月	22,202,044	158.8	360,465,765	126.7	22,205,574	360,469,295	126.7
4月	-	-	360,465,765	126.7	△ 3,530	360,465,765	126.7
5月	-	-	360,465,765	126.7	-	360,465,765	126.7

(7) 個人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	8,634,300	119.9	8,634,300	119.9	3,584,400	3,584,400	77.6
5月	6,127,700	90.6	14,762,000	105.7	6,198,800	9,783,200	111.5
6月	64,765,918	97.7	79,527,918	99.1	14,440,392	24,223,592	127.0
7月	13,290,600	134.9	92,818,518	103.0	10,670,741	34,894,333	118.2
8月	2,088,718,100	103.9	2,181,536,618	103.9	678,180,662	713,074,995	160.8
9月	16,539,900	57.6	2,198,076,518	103.2	540,226,726	1,253,301,721	107.7
10月	8,019,000	50.8	2,206,095,518	102.8	85,505,955	1,338,807,676	107.1
11月	3,211,500	23.7	2,209,307,018	102.4	334,696,933	1,673,504,609	119.4
12月	9,267,200	84.6	2,218,574,218	102.3	421,491,135	2,094,995,744	105.4
令和3(2021)年 1月	8,448,800	73.2	2,227,023,018	102.1	52,735,174	2,147,730,918	104.3
2月	9,154,100	39.2	2,236,177,118	101.4	19,567,773	2,167,298,691	103.9
3月	△ 541,500	減	2,235,635,618	101.2	10,235,747	2,177,534,438	103.1
4月	—	—	2,235,635,618	101.2	1,930,208	2,179,464,646	102.9
5月	—	—	2,235,635,618	101.2	2,866,243	2,182,330,889	101.5

(8) 法人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	1,580,270,200	110.5	1,580,270,200	110.5	705,726,560	705,726,560	141.2
5月	12,649,002,639	71.3	14,229,272,839	74.2	3,681,040,325	4,386,766,885	80.3
6月	2,929,146,482	197.3	17,158,419,321	83.1	12,412,495,955	16,799,262,840	82.7
7月	2,633,576,200	173.8	19,791,995,521	89.3	2,020,923,038	18,820,185,878	88.0
8月	4,697,042,330	94.3	24,489,037,851	90.2	2,029,523,418	20,849,709,296	91.6
9月	1,926,126,243	199.1	26,415,164,094	93.9	4,281,464,411	25,131,173,707	90.9
10月	2,011,896,300	109.6	28,427,060,394	94.9	1,458,159,085	26,589,332,792	91.6
11月	12,987,127,800	78.8	41,414,188,194	89.2	4,434,098,041	31,023,430,833	94.4
12月	4,190,491,800	308.6	45,604,679,994	95.4	13,063,439,082	44,086,869,915	92.9
令和3(2021)年 1月	1,263,825,000	106.4	46,868,504,994	95.7	972,558,858	45,059,428,773	93.3
2月	2,044,872,400	93.4	48,913,377,394	95.6	1,548,221,141	46,607,649,914	93.6
3月	3,158,251,700	115.6	52,071,629,094	96.6	4,342,748,924	50,950,398,838	95.0
4月	55,235,700	104.1	52,126,864,794	96.6	507,840,495	51,458,239,333	95.0
5月	—	—	52,126,864,794	96.6	42,653,785	51,500,893,118	95.5

(9) 地方消費税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	2,727,949,605	78.4	2,727,949,605	78.4	2,727,949,605	2,727,949,605	78.4
5月	2,446,169,062	226.0	5,174,118,667	113.4	2,446,169,062	5,174,118,667	113.4
6月	2,696,955,046	73.9	7,871,073,713	95.8	2,696,955,046	7,871,073,713	95.8
7月	7,178,310,817	125.9	15,049,384,530	108.2	7,178,310,817	15,049,384,530	108.2
8月	-	減	15,049,384,530	107.1	-	15,049,384,530	107.1
9月	3,070,944,572	94.7	18,120,329,102	104.8	3,070,944,572	18,120,329,102	104.8
10月	4,310,812,265	150.6	22,431,141,367	111.3	4,310,812,265	22,431,141,367	111.3
11月	3,394,154,244	106.9	25,825,295,611	110.7	3,394,154,244	25,825,295,611	110.7
12月	2,535,060,877	105.6	28,360,356,488	110.2	2,535,060,877	28,360,356,488	110.2
令和3(2021)年 1月	5,878,743,063	205.1	34,239,099,551	119.7	5,878,743,063	34,239,099,551	119.7
2月	2,148,879,002	83.3	36,387,978,553	116.7	2,148,879,002	36,387,978,553	116.7
3月	3,278,243,027	101.6	39,666,221,580	115.3	2,737,195,487	39,125,174,040	113.7
4月	-	-	39,666,221,580	115.3	541,047,540	39,666,221,580	115.3
5月	-	-	39,666,221,580	115.3	-	39,666,221,580	115.3

(10) 不動産取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	477,314,300	97.5	477,314,300	97.5	207,805,600	207,805,600	118.3
5月	411,634,200	111.1	888,948,500	103.3	343,700,700	551,506,300	98.1
6月	292,422,012	111.3	1,181,370,512	105.2	373,268,196	924,774,496	100.8
7月	897,583,800	89.2	2,078,954,312	97.6	717,364,083	1,642,138,579	102.2
8月	345,419,400	123.9	2,424,373,712	100.7	414,903,737	2,057,042,316	96.2
9月	219,880,600	74.1	2,644,254,312	97.8	306,477,860	2,363,520,176	96.2
10月	330,761,400	136.0	2,975,015,712	100.9	267,646,934	2,631,167,110	96.2
11月	307,725,600	126.5	3,282,741,312	102.9	308,501,089	2,939,668,199	99.6
12月	367,772,700	147.4	3,650,514,012	106.1	429,518,434	3,369,186,633	103.8
令和3(2021)年 1月	536,160,400	142.5	4,186,674,412	109.7	297,994,862	3,667,181,495	103.7
2月	370,461,500	112.1	4,557,135,912	109.9	361,537,373	4,028,718,868	104.7
3月	396,399,500	45.0	4,953,535,412	98.5	386,181,346	4,414,900,214	96.9
4月	△ 5,709,700	-	4,947,825,712	98.5	285,390,815	4,700,291,029	94.7
5月	△ 429,400	-	4,947,396,312	98.5	10,051,210	4,710,342,239	94.8

(11) 県たばこ税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	180,777,821	98.0	180,777,821	98.0	84,047,227	84,047,227	極大
5月	171,621,372	88.8	352,399,193	93.3	96,730,594	180,777,821	47.9
6月	175,319,642	89.5	527,718,835	92.0	346,868,147	527,645,968	139.7
7月	184,480,329	100.5	712,199,164	94.1	184,412,139	712,058,107	94.1
8月	185,680,485	93.8	897,879,649	94.0	185,704,866	897,762,973	118.6
9月	181,409,037	91.1	1,079,288,686	93.5	181,406,703	1,079,169,676	93.5
10月	234,810,016	118.1	1,314,098,702	97.1	1,274,340	1,080,444,016	79.9
11月	150,416,458	83.5	1,464,515,160	95.5	386,893,192	1,467,337,208	108.4
12月	172,491,190	96.7	1,637,006,350	95.7	844,243	1,468,181,451	95.8
令和3(2021)年 1月	203,582,929	105.7	1,840,589,279	96.7	169,907,502	1,638,088,953	86.0
2月	169,553,958	98.1	2,010,143,237	96.8	199,520,625	1,837,609,578	96.5
3月	165,911,977	96.7	2,176,055,214	96.8	337,966,503	2,175,576,081	96.8
4月	36,819	増	2,176,092,033	96.8	108,425,725	2,284,001,806	97.4
5月	-	-	2,176,092,033	96.8	△ 107,913,763	2,176,088,043	96.8

(12) ゴルフ場利用税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	156,147,700	85.6	156,147,700	85.6	141,509,750	141,509,750	83.5
5月	108,876,650	57.0	265,024,350	71.0	95,182,500	236,692,250	63.5
6月	145,707,300	65.5	410,731,650	68.9	132,965,650	369,657,900	62.3
7月	153,443,000	83.9	564,174,650	72.4	145,748,050	515,405,950	66.3
8月	168,034,000	95.9	732,208,650	76.7	167,805,700	683,211,650	71.7
9月	204,757,900	110.1	936,966,550	82.2	215,490,900	898,702,550	78.8
10月	177,662,300	93.8	1,114,628,850	83.9	181,685,550	1,080,388,100	81.3
11月	194,695,000	108.2	1,309,323,850	86.8	202,616,750	1,283,004,850	85.0
12月	222,791,350	102.3	1,532,115,200	88.7	222,315,150	1,505,320,000	87.2
令和3(2021)年 1月	203,875,450	104.3	1,735,990,650	90.3	202,978,850	1,708,298,850	88.9
2月	128,728,000	96.2	1,864,718,650	90.7	127,481,200	1,835,780,050	89.3
3月	140,414,750	103.2	2,005,133,400	91.5	138,036,050	1,973,816,100	90.2
4月	-	-	2,005,133,400	91.5	10,027,200	1,983,843,300	90.2
5月	-	-	2,005,133,400	91.5	2,810,200	1,986,653,500	90.6

(13) 自動車取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	-	減	-	減	-	-	減
5月	-	減	-	減	-	-	減
6月	-	減	-	減	-	-	減
7月	-	減	-	減	-	-	減
8月	284,000	0.1	284,000	0.0	284,000	284,000	0.0
9月	-	減	284,000	0.0	-	284,000	0.0
10月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
11月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
12月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
令和3(2021)年 1月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
2月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
3月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
4月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0
5月	-	-	284,000	0.0	-	284,000	0.0

(14) 軽油引取税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	1,882,453,197	97.9	1,882,453,197	97.9	90,096,101	90,096,101	145.8
5月	1,753,457,838	95.5	3,635,911,035	96.7	784,986,153	875,082,254	94.7
6月	1,592,806,407	94.0	5,228,717,442	95.9	906,702,035	1,781,784,289	103.1
7月	1,734,076,072	96.8	6,962,793,514	96.1	1,714,235,498	3,496,019,787	96.4
8月	1,748,917,898	94.2	8,711,711,412	95.7	1,816,090,973	5,312,110,760	99.3
9月	1,644,911,218	95.3	10,356,622,630	95.6	1,696,720,551	7,008,831,311	96.8
10月	1,785,287,299	94.6	12,141,909,929	95.5	1,661,139,691	8,669,971,002	97.1
11月	1,861,314,577	102.1	14,003,224,506	96.3	1,828,542,549	10,498,513,551	97.3
12月	1,816,631,335	96.1	15,819,855,841	96.3	1,662,178,228	12,160,691,779	96.8
令和3(2021)年 1月	1,982,556,880	103.0	17,802,412,721	97.0	1,824,359,578	13,985,051,357	96.8
2月	1,686,844,622	101.2	19,489,257,343	97.3	1,915,981,890	15,901,033,247	97.7
3月	1,785,537,149	98.1	21,274,794,492	97.4	1,836,042,645	17,737,075,892	97.6
4月	-	-	21,274,794,492	97.4	1,710,966,491	19,448,042,383	97.8
5月	-	-	21,274,794,492	97.4	1,826,280,348	21,274,322,731	97.4

(15) 自動車税 (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	-	減	-	減	1,582,900	1,582,900	15.0
5月	1,478,900	0.0	1,478,900	0.0	1,129,200	2,712,100	0.0
6月	108,006,497	増	109,485,397	0.3	7,337,097	10,049,197	0.0
7月	653,500	増	110,138,897	0.3	6,109,440	16,158,637	0.1
8月	503,021	増	110,641,918	0.3	5,089,793	21,248,430	0.1
9月	542,000	増	111,183,918	0.3	4,502,010	25,750,440	0.1
10月	321,200	増	111,505,118	0.3	3,915,190	29,665,630	0.1
11月	556,400	増	112,061,518	0.3	2,610,065	32,275,695	0.1
12月	227,700	増	112,289,218	0.3	3,129,848	35,405,543	0.1
令和3(2021)年 1月	609,200	増	112,898,418	0.3	1,518,083	36,923,626	0.1
2月	30,700	増	112,929,118	0.3	2,176,495	39,100,121	0.1
3月	560,700	増	113,489,818	0.3	4,034,251	43,134,372	0.1
4月	-	増	113,489,818	0.3	△ 355,981	42,778,391	0.1
5月	△ 66,600	-	113,423,218	0.3	542,963	43,321,354	0.1

ア 自動車税 (普通徴収)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	-	-	-	-	1,582,900	1,582,900	43.5
5月	1,478,900	0.0	1,478,900	0.0	1,129,200	2,712,100	0.0
6月	108,006,497	増	109,485,397	0.3	7,337,097	10,049,197	0.0
7月	653,500	増	110,138,897	0.3	6,109,440	16,158,637	0.1
8月	503,021	増	110,641,918	0.3	5,089,793	21,248,430	0.1
9月	542,000	増	111,183,918	0.3	4,502,010	25,750,440	0.1
10月	321,200	増	111,505,118	0.3	3,915,190	29,665,630	0.1
11月	556,400	増	112,061,518	0.3	2,610,065	32,275,695	0.1
12月	227,700	増	112,289,218	0.3	3,129,848	35,405,543	0.1
令和3(2021)年 1月	609,200	増	112,898,418	0.3	1,518,083	36,923,626	0.1
2月	30,700	増	112,929,118	0.3	2,176,495	39,100,121	0.1
3月	560,700	増	113,489,818	0.3	4,034,251	43,134,372	0.1
4月	-	増	113,489,818	0.3	△ 355,981	42,778,391	0.1
5月	△ 66,600	-	113,423,218	0.3	542,963	43,321,354	0.1

イ 自動車税（証紙徴収）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	-	減	-	減	-	-	減
5月	-	減	-	減	-	-	減
6月	-	減	-	減	-	-	減
7月	-	減	-	減	-	-	減
8月	-	減	-	減	-	-	減
9月	-	減	-	減	-	-	減
10月	-	-	-	減	-	-	減
11月	-	-	-	減	-	-	減
12月	-	-	-	減	-	-	減
令和3(2021)年 1月	-	-	-	減	-	-	減
2月	-	-	-	減	-	-	減
3月	-	-	-	減	-	-	減
4月	-	-	-	減	-	-	減
5月	-	-	-	減	-	-	減

(注) OSSによる申告納付分を含む。

(16) 自動車税（環境性能割）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	83,483,900	増	83,483,900	増	15,146,200	15,146,200	増
5月	87,244,900	増	170,728,800	増	88,719,000	103,865,200	増
6月	122,668,700	増	293,397,500	増	93,300,100	197,165,300	増
7月	130,310,700	増	423,708,200	増	127,754,800	324,920,100	増
8月	100,626,100	増	524,334,300	増	122,799,600	447,719,700	増
9月	166,851,000	増	691,185,300	増	117,763,900	565,483,600	増
10月	143,443,600	148.2	834,628,900	862.0	171,885,400	737,369,000	増
11月	142,348,500	102.5	976,977,400	414.4	143,240,700	880,609,700	742.2
12月	136,064,200	102.3	1,113,041,600	301.8	145,810,400	1,026,420,100	395.7
令和3(2021)年 1月	133,483,700	111.8	1,246,525,300	255.4	136,938,900	1,163,359,000	294.9
2月	142,993,900	99.0	1,389,519,200	219.7	128,036,500	1,291,395,500	251.3
3月	200,090,500	106.7	1,589,609,700	193.8	164,110,900	1,455,506,400	218.6
4月	△ 739,700	-	1,588,870,000	193.8	133,363,600	1,588,870,000	193.8
5月	△ 4,093,000	-	1,584,777,000	193.5	△ 4,093,000	1,584,777,000	193.5

(17) 自動車税 (種別割) (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	148,044,700	増	148,044,700	増	22,745,700	22,745,700	増
5月	34,911,224,200	増	35,059,268,900	増	15,160,279,520	15,183,025,220	増
6月	△ 103,681,200	減	34,955,587,700	増	15,694,419,737	30,877,444,957	増
7月	△ 28,799,600	減	34,926,788,100	増	1,731,061,060	32,608,506,017	増
8月	△ 36,313,300	減	34,890,474,800	増	1,231,643,261	33,840,149,278	増
9月	△ 15,481,600	減	34,874,993,200	増	476,367,597	34,316,516,875	増
10月	△ 75,856,900	減	34,799,136,300	増	68,725,649	34,385,242,524	増
11月	△ 42,144,100	減	34,756,992,200	増	158,127,195	34,543,369,719	増
12月	△ 33,670,630	減	34,723,321,570	増	55,414,403	34,598,784,122	増
令和3(2021)年 1月	△ 19,497,322	減	34,703,824,248	増	3,514,481	34,602,298,603	増
2月	△ 19,861,781	減	34,683,962,467	増	4,497,472	34,606,796,075	増
3月	△ 14,211,619	-	34,669,750,848	増	△ 9,147,350	34,597,648,725	増
4月	△ 899,099	-	34,668,851,749	増	9,217,973	34,606,866,698	増
5月	△ 1,524,200	-	34,667,327,549	増	27,823,252	34,634,689,950	増

ア 自動車税種別割 (普通徴収)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	-	-	-	-	2,050,400	2,050,400	増
5月	34,794,096,600	増	34,794,096,600	増	15,012,064,920	15,014,115,320	増
6月	△ 250,242,300	減	34,543,854,300	増	15,572,699,037	30,586,814,357	増
7月	△ 182,476,500	減	34,361,377,800	増	1,581,090,060	32,167,904,417	増
8月	△ 141,160,600	減	34,220,217,200	増	1,087,925,461	33,255,829,878	増
9月	△ 136,463,200	減	34,083,754,000	増	364,271,697	33,620,101,575	増
10月	△ 170,213,800	減	33,913,540,200	増	△ 48,118,851	33,571,982,724	増
11月	△ 112,849,700	減	33,800,690,500	増	67,024,395	33,639,007,119	増
12月	△ 83,500,130	減	33,717,190,370	増	△ 10,547,397	33,628,459,722	増
令和3(2021)年 1月	△ 52,234,722	減	33,664,955,648	増	△ 41,274,419	33,587,185,303	増
2月	△ 37,950,381	減	33,627,005,267	増	△ 23,409,428	33,563,775,875	増
3月	△ 13,558,219	減	33,613,447,048	増	△ 22,427,450	33,541,348,425	増
4月	△ 760,799	減	33,612,686,249	増	9,352,773	33,550,701,198	増
5月	△ 1,524,200	減	33,611,162,049	増	27,823,252	33,578,524,450	増

イ 自動車税種別割（証紙徴収）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	148,044,700	増	148,044,700	増	20,695,300	20,695,300	増
5月	117,127,600	増	265,172,300	増	148,214,600	168,909,900	増
6月	146,561,100	増	411,733,400	増	121,720,700	290,630,600	増
7月	153,676,900	増	565,410,300	増	149,971,000	440,601,600	増
8月	104,847,300	増	670,257,600	増	143,717,800	584,319,400	増
9月	120,981,600	増	791,239,200	増	112,095,900	696,415,300	増
10月	94,356,900	118.8	885,596,100	増	116,844,500	813,259,800	増
11月	70,705,600	83.2	956,301,700	581.7	91,102,800	904,362,600	993.0
12月	49,829,500	93.6	1,006,131,200	462.3	65,961,800	970,324,400	562.6
令和3(2021)年 1月	32,737,400	99.2	1,038,868,600	414.5	44,788,900	1,015,113,300	455.6
2月	18,088,600	93.1	1,056,957,200	391.4	27,906,900	1,043,020,200	412.1
3月	△ 653,400	－	1,056,303,800	391.9	13,280,100	1,056,300,300	391.9
4月	△ 138,300	－	1,056,165,500	391.9	△ 134,800	1,056,165,500	391.9
5月	－	増	1,056,165,500	391.9	－	1,056,165,500	391.9

(注) OSSによる申告納付分を含む。

(18) 鉦区税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
令和2(2020)年 4月	1,200	増	1,200	増	－	－	－
5月	7,946,900	104.7	7,948,100	104.7	3,366,700	3,366,700	122.7
6月	－	減	7,948,100	103.0	4,515,400	7,882,100	104.7
7月	－	－	7,948,100	103.0	－	7,882,100	102.2
8月	－	－	7,948,100	103.0	－	7,882,100	102.2
9月	△ 126,100	減	7,822,000	101.4	－	7,882,100	102.2
10月	－	－	7,822,000	101.4	△ 126,100	7,756,000	100.5
11月	－	減	7,822,000	100.3	66,000	7,822,000	101.4
12月	－	減	7,822,000	99.4	－	7,822,000	100.0
令和3(2021)年 1月	－	－	7,822,000	99.4	－	7,822,000	99.4
2月	－	－	7,822,000	99.4	－	7,822,000	99.4
3月	－	－	7,822,000	99.4	－	7,822,000	99.4
4月	－	－	7,822,000	99.4	－	7,822,000	99.4
5月	－	－	7,822,000	99.4	－	7,822,000	99.4

(19) 狩猟税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年 度比	累計	前年 度比	当月分	累計	前年 度比
令和2(2020)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	13,699,500	92.2	13,699,500	92.2	13,691,300	13,691,300	92.0
10月	7,889,700	増	21,589,200	141.4	7,731,700	21,423,000	94.4
11月	579,000	6.9	22,168,200	93.6	745,200	22,168,200	93.6
12月	421,100	123.9	22,589,300	94.0	421,100	22,589,300	94.0
令和3(2021)年 1月	107,000	134.4	22,696,300	94.1	107,000	22,696,300	94.1
2月	33,000	57.3	22,729,300	94.0	16,500	22,712,800	94.0
3月	32,900	199.4	22,762,200	94.1	49,400	22,762,200	94.1
4月	-	-	22,762,200	94.1	-	22,762,200	94.1
5月	-	-	22,762,200	94.1	-	22,762,200	94.1



4 県税決算額等累年比較

年度	当初予算額		最終予算額		調定額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
昭和56(1981)年度	118,350,000,000	112.6	115,400,000,000	103.0	118,116,348,964	103.5
昭和57(1982)年度	123,500,000,000	104.4	123,600,000,000	107.1	126,574,719,427	107.2
昭和58(1983)年度	126,720,000,000	102.6	128,452,000,000	103.9	131,669,485,370	104.0
昭和59(1984)年度	135,340,000,000	106.8	141,902,000,000	110.5	145,336,031,138	110.4
昭和60(1985)年度	150,340,000,000	111.1	154,640,000,000	109.0	158,407,776,191	109.0
昭和61(1986)年度	158,960,000,000	105.7	155,210,000,000	100.4	159,700,658,568	100.8
昭和62(1987)年度	158,350,000,000	99.6	171,250,000,000	110.3	175,492,112,239	109.9
昭和63(1988)年度	178,950,000,000	113.0	198,750,000,000	116.1	202,920,777,748	115.6
平成1(1989)年度	197,200,000,000	110.2	215,054,484,000	108.2	219,625,840,009	108.2
平成2(1990)年度	221,500,000,000	112.3	241,650,000,000	112.4	246,188,104,942	112.1
平成3(1991)年度	241,300,000,000	108.9	253,800,000,000	105.0	259,436,106,827	105.4
平成4(1992)年度	247,500,000,000	102.6	237,000,000,000	93.4	244,405,652,387	94.2
平成5(1993)年度	237,000,000,000	95.8	217,900,000,000	91.9	225,962,675,376	92.5
平成6(1994)年度	214,800,000,000	90.6	218,500,000,000	100.3	226,047,279,310	100.0
平成7(1995)年度	226,200,000,000	105.3	230,700,000,000	105.6	238,317,026,192	105.4
平成8(1996)年度	231,400,000,000	102.3	229,700,000,000	99.6	237,191,857,996	99.5
平成9(1997)年度	240,300,000,000	103.8	236,656,000,000	103.0	244,762,565,895	103.2
平成10(1998)年度	246,668,000,000	102.7	227,168,000,000	96.0	236,113,175,702	96.5
平成11(1999)年度	212,400,000,000	86.1	219,200,000,000	96.5	227,321,509,255	96.3
平成12(2000)年度	215,800,000,000	101.6	231,300,000,000	105.5	239,336,202,074	105.3
平成13(2001)年度	229,900,000,000	106.5	224,500,000,000	97.1	235,079,302,956	98.2
平成14(2002)年度	202,600,000,000	88.1	199,500,000,000	88.9	212,645,093,795	90.5
平成15(2003)年度	190,300,000,000	93.9	206,000,000,000	103.3	217,634,796,309	102.3
平成16(2004)年度	207,800,000,000	109.2	226,500,000,000	110.0	238,262,412,671	109.5
平成17(2005)年度	223,000,000,000	107.3	230,800,000,000	101.9	241,866,051,220	101.5
平成18(2006)年度	238,000,000,000	106.7	254,800,000,000	110.4	264,206,571,039	109.2
平成19(2007)年度	289,500,000,000	121.6	282,100,000,000	110.7	292,492,148,589	110.7
平成20(2008)年度	287,000,000,000	99.1	271,500,000,000	96.2	282,447,561,738	96.6
平成21(2009)年度	227,000,000,000	79.1	214,500,000,000	79.0	227,153,792,206	80.4
平成22(2010)年度	194,500,000,000	85.7	204,500,000,000	95.3	216,288,833,402	95.2
平成23(2011)年度	203,000,000,000	104.4	199,500,000,000	97.6	211,500,904,479	97.8
平成24(2012)年度	202,500,000,000	99.8	203,500,000,000	102.0	214,088,464,082	101.2
平成25(2013)年度	203,500,000,000	100.5	213,500,000,000	104.9	223,632,793,986	104.5
平成26(2014)年度	215,000,000,000	105.7	224,000,000,000	104.9	232,384,074,057	103.9
平成27(2015)年度	241,500,000,000	112.3	243,000,000,000	108.5	250,472,331,778	107.8
平成28(2016)年度	253,500,000,000	105.0	242,500,000,000	99.8	248,313,747,630	99.1
平成29(2017)年度	245,500,000,000	96.8	247,500,000,000	102.1	253,249,548,001	102.0
平成30(2018)年度	252,000,000,000	102.6	249,500,000,000	100.8	252,576,603,888	99.7
令和元(2019)年度	254,000,000,000	100.8	244,000,000,000	97.8	247,882,099,383	98.1
令和2(2020)年度	250,000,000,000	98.4	240,000,000,000	98.4	246,419,593,405	99.4

単位：円、%

収入額		過誤納金還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
金額	前年度比				
116,113,624,351	103.3	2,337,865	36,670,879	1,968,391,599	98.3
124,231,920,761	107.0	3,620,165	27,523,955	2,318,894,876	98.1
128,800,797,307	103.7	3,401,528	56,968,021	2,815,121,570	97.8
142,106,493,257	110.3	3,828,054	58,584,686	3,174,781,249	97.8
154,940,421,678	109.0	20,830,074	65,315,180	3,422,869,407	97.8
155,650,436,697	100.5	3,646,247	87,069,712	3,966,798,406	97.5
171,585,270,563	110.2	4,541,388	80,551,291	3,830,831,773	97.8
198,762,075,657	115.8	2,818,212	111,427,852	4,050,092,451	98.0
215,548,978,322	108.4	3,140,221	114,454,479	3,965,547,429	98.1
241,666,035,106	112.1	3,046,357	129,454,817	4,395,661,376	98.2
253,985,592,809	105.1	4,214,719	139,261,326	5,315,467,411	97.9
237,929,631,237	93.7	5,991,695	116,191,559	6,365,821,286	97.4
218,824,888,767	92.0	4,339,583	462,455,059	6,679,671,133	96.8
219,131,891,999	100.1	11,114,879	178,112,085	6,748,390,105	96.9
230,974,629,669	105.4	10,199,604	393,847,646	6,958,748,481	96.9
229,907,407,175	99.5	14,848,008	312,647,822	6,986,651,007	96.9
237,225,320,905	103.2	12,770,455	359,052,706	7,190,962,739	96.9
228,592,170,524	96.4	15,315,979	588,951,040	6,947,370,117	96.8
220,094,903,279	96.3	16,652,465	427,672,444	6,815,585,997	96.8
231,842,614,548	105.3	10,838,064	227,415,827	7,277,009,763	96.9
226,583,106,659	97.7	5,624,774	231,054,096	8,270,766,975	96.4
202,268,416,887	89.3	9,126,594	399,473,856	9,986,329,646	95.1
206,837,991,302	102.3	3,580,511	265,254,064	10,535,131,454	95.0
227,636,373,270	110.1	15,261,497	920,060,497	9,721,240,401	95.5
232,051,477,354	101.9	5,271,460	1,002,314,407	8,817,530,919	95.9
255,347,155,660	110.0	5,516,877	531,917,250	8,333,015,006	96.6
282,553,420,422	110.7	4,889,628	386,332,269	9,557,285,526	96.6
271,625,860,734	96.1	4,489,168	703,846,235	10,122,343,937	96.2
215,166,799,409	79.2	3,877,456	1,832,488,455	10,158,381,798	94.7
205,188,044,872	95.4	3,067,370	838,496,593	10,265,359,307	94.9
200,675,560,979	97.8	7,812,338	699,245,690	10,133,910,148	94.9
204,319,656,701	101.8	3,614,578	1,031,477,661	8,740,944,298	95.4
214,764,621,251	105.1	2,509,093	1,324,423,016	7,546,258,812	96.0
224,826,111,491	104.7	13,993,855	1,057,392,701	6,514,563,720	96.7
244,349,497,063	108.7	1,474,242	738,222,978	5,386,085,979	97.6
243,126,978,582	99.5	8,135,565	720,683,491	4,474,221,122	97.9
248,857,064,008	102.4	2,077,000	695,512,944	3,699,048,049	98.3
244,648,525,195	98.3	3,183,347	347,146,096	2,889,611,439	98.7
242,551,486,175	99.1	3,140,162	360,997,183	3,510,250,209	98.4

5 県税決算額累年比較（税目別）

税目	平成 29 年度 (2017)						平成 30 年度 (2018)					
	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
県 税	253,249,548,001	102.0	100.0	248,857,064,008	102.4	100.0	252,576,603,888	99.7	100.0	248,853,151,934	100.0	100.0
県 民 税	90,228,046,035	104.4	35.6	86,236,202,828	105.5	34.7	88,980,136,692	98.6	35.2	85,609,999,807	99.3	34.4
個 人	78,423,297,974	103.0	31.0	74,469,203,167	104.2	29.9	77,579,514,088	98.9	30.7	74,239,583,263	99.7	29.8
法 人	11,128,959,210	112.9	4.4	11,091,210,810	113.0	4.5	10,706,260,831	96.2	4.2	10,676,054,771	96.3	4.3
利 子 割	675,788,851	156.2	0.3	675,788,851	156.2	0.3	694,361,773	102.7	0.3	694,361,773	102.7	0.3
事 業 税	57,726,151,816	101.0	22.8	57,602,720,050	101.1	23.1	57,731,623,282	100.0	22.9	57,596,799,284	100.0	23.1
個 人	2,097,590,608	104.4	0.8	2,046,955,611	105.1	0.8	2,207,671,217	105.2	0.9	2,147,045,780	104.9	0.9
法 人	55,628,561,208	100.9	22.0	55,555,764,439	100.9	22.3	55,523,952,065	99.8	22.0	55,449,753,504	99.8	22.3
地 方 消 費 税	34,370,990,379	97.3	13.6	34,370,990,379	97.3	13.8	34,714,212,656	101.0	13.7	34,714,212,656	101.0	13.9
譲 渡 割	34,062,727,212	97.3	13.5	34,062,727,212	97.3	13.7	34,400,519,571	101.0	13.6	34,400,519,571	101.0	13.8
貨 物 割	308,263,167	90.9	0.1	308,263,167	90.9	0.1	313,693,085	101.8	0.1	313,693,085	101.8	0.1
不 動 産 取 得 税	6,099,833,560	120.6	2.4	6,011,464,127	121.5	2.4	5,248,407,454	86.0	2.1	5,175,632,519	86.1	2.1
県 た ば こ 税	2,268,878,495	94.1	0.9	2,268,878,495	94.1	0.9	2,223,787,670	98.0	0.9	2,223,787,670	98.0	0.9
ゴ ル フ 場 利 用 税	2,305,258,150	97.0	0.9	2,305,258,150	97.0	0.9	2,227,358,450	96.6	0.9	2,227,358,450	96.6	0.9
自 動 車 取 得 税	3,140,959,900	119.3	1.2	3,140,959,900	119.3	1.3	3,938,941,230	125.4	1.6	3,938,941,230	125.4	1.6
軽 油 引 取 税	21,855,594,171	100.6	8.6	21,849,718,995	100.6	8.8	22,154,104,357	101.4	8.8	22,150,217,523	101.4	8.9
自 動 車 税	35,220,282,130	100.1	13.9	35,037,626,584	100.3	14.1	35,325,626,297	100.3	14.0	35,183,880,995	100.4	14.1
自 動 車 税	35,220,282,130	99.9	13.4	35,037,626,584	100.1	13.6	35,325,626,297	100.5	13.5	35,183,880,995	100.6	13.6
環 境 性 能 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種 別 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉦 区 税	7,445,802	100.7	0.0	7,291,600	99.8	0.0	7,566,600	101.6	0.0	7,482,600	102.6	0.0
固 定 資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狩 猟 税	25,952,900	93.6	0.0	25,952,900	93.6	0.0	24,839,200	95.7	0.0	24,839,200	95.7	0.0

単位：円、%

令和元年度 (2019)						令和2年度 (2020)					
調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
247,882,099,383	98.1	100.0	244,648,525,195	98.3	100.0	246,419,593,405	99.4	100.0	242,551,486,175	99.1	100.0
88,316,646,695	99.3	35.6	85,351,768,254	99.7	34.9	85,591,059,209	96.9	34.7	82,760,977,571	97.0	34.1
78,228,007,060	100.8	31.6	75,283,870,583	101.4	30.8	78,624,904,380	100.5	31.9	75,902,370,854	100.8	31.3
9,804,176,515	91.6	4.0	9,783,434,551	91.6	4.0	6,605,689,064	67.4	2.7	6,498,140,952	66.4	2.7
284,463,120	41.0	0.1	284,463,120	41.0	0.1	360,465,765	126.7	0.1	360,465,765	126.7	0.1
56,170,752,974	97.3	22.7	56,083,337,751	97.4	22.9	54,362,500,412	96.8	22.1	53,683,224,007	95.7	22.1
2,208,854,006	100.1	0.9	2,150,498,786	100.2	0.9	2,235,635,618	101.2	0.9	2,182,330,889	101.5	0.9
53,961,898,968	97.2	21.8	53,932,838,965	97.3	22.0	52,126,864,794	96.6	21.2	51,500,893,118	95.5	21.2
34,405,583,611	99.1	13.9	34,405,583,611	99.1	14.1	39,666,221,580	115.3	16.1	39,666,221,580	115.3	16.4
33,986,348,527	98.8	13.7	33,986,348,527	98.8	13.9	39,298,681,077	115.6	15.9	39,298,681,077	115.6	16.2
419,235,084	133.6	0.2	419,235,084	133.6	0.2	367,540,503	87.7	0.1	367,540,503	87.7	0.2
5,022,543,795	95.7	2.0	4,966,790,623	96.0	2.0	4,947,396,312	98.5	2.0	4,710,342,239	94.8	1.9
2,248,471,990	101.1	0.9	2,248,471,793	101.1	0.9	2,176,092,033	96.8	0.9	2,176,088,043	96.8	0.9
2,192,339,700	98.4	0.9	2,191,743,300	98.4	0.9	2,005,133,400	91.5	0.8	1,986,653,500	90.6	0.8
1,755,526,400	44.6	0.7	1,755,526,400	44.6	0.7	284,000	0.0	0.0	284,000	0.0	0.0
21,841,567,437	98.6	8.8	21,838,795,994	98.6	8.9	21,274,794,492	97.4	8.6	21,274,322,731	97.4	8.8
35,896,609,081	101.6	14.5	35,774,449,769	101.7	14.6	36,365,527,767	101.3	14.8	36,262,788,304	101.4	15.0
34,807,937,981	98.5	14.0	34,685,778,669	98.6	14.2	113,423,218	0.3	0.0	43,321,354	0.1	0.0
819,089,400	-	0.3	819,089,400	-	0.3	1,584,777,000	193.5	0.6	1,584,777,000	193.5	0.7
269,581,700	-	0.1	269,581,700	-	0.1	34,667,327,549	12,859.7	14.1	34,634,689,950	12,847.6	14.3
7,868,900	104.0	0.0	7,868,900	105.2	0.0	7,822,000	99.4	0.0	7,822,000	99.4	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24,188,800	97.4	0.0	24,188,800	97.4	0.0	22,762,200	94.1	0.0	22,762,200	94.1	0.0

6 県税に係る税外収入実績

(1) 科目別

科 目	予算額	調定額	収入額
総 額	265,747,000	215,682,970	198,232,491
延 滞 金	210,145,000	168,795,778	168,825,568
過 少 申 告 加 算 金	2,658,000	4,913,356	4,062,795
不 申 告 加 算 金	2,541,000	2,540,935	2,437,442
重 加 算 金	47,602,000	39,235,901	22,709,686
過 料	1,000	—	—
滞 納 処 分 費	2,800,000	197,000	197,000

(2) 事務所別

事 務 所 名	延滞金			加算金		
	調定	収入	収入 歩合	調定	収入	収入 歩合
総 額	168,795,778	168,825,568	100.0	46,690,192	29,209,923	62.6
宇 都 宮	39,663,613	39,666,723	100.0	11,139,949	5,781,129	51.9
鹿 沼	13,757,689	13,757,789	100.0	5,397,796	4,010,083	74.3
真 岡	12,239,299	12,239,399	100.0	506,054	499,693	98.7
栃 木	31,736,489	31,736,649	100.0	16,183,265	9,805,497	60.6
矢 板	6,946,534	6,960,876	100.0	1,110,270	1,110,270	100.0
大 田 原	19,353,932	19,355,710	100.0	8,783,726	5,195,488	59.1
安 足	26,522,074	26,523,274	100.0	3,569,132	2,807,763	78.7
自 動 車	18,576,148	18,585,148	100.0	—	—	—

単位：円、%

過誤納額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
29,790	7,889,894	9,590,375	91.9
29,790	-	-	100.0
-	850,561	-	82.7
-	7,633	95,860	95.9
-	7,031,700	9,494,515	57.9
-	-	-	-
-	-	-	100.0

単位：円、%

過料			滞納処分費			雑入			計		
調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合
-	-	-	197,000	197,000	100.0	-	-	-	215,682,970	198,232,491	91.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,803,562	45,447,852	89.5
-	-	-	900	900	100.0	-	-	-	19,156,385	17,768,772	92.8
-	-	-	4,100	4,100	100.0	-	-	-	12,749,453	12,743,192	99.9
-	-	-	151,500	151,500	100.0	-	-	-	48,071,254	41,693,646	86.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,056,804	8,071,146	100.0
-	-	-	40,500	40,500	100.0	-	-	-	28,178,158	24,591,698	87.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,091,206	29,331,037	97.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,576,148	18,585,148	100.0

7 県税に係る税外収入徴収額累年比較

科 目	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総 額	617,838,120	459,343,529	490,706,248	404,996,639	345,329,153	314,956,186	324,100,737	286,790,267
延 滞 金	400,577,789	400,829,835	325,420,461	325,561,142	271,025,311	271,107,554	250,669,656	250,857,210
過 少 申 告 加 算 金	20,104,843	6,918,622	9,043,475	6,060,541	6,604,309	3,758,540	7,183,661	4,974,367
不 申 告 加 算 金	60,194,566	1,347,463	28,625,094	8,956,984	5,605,970	3,635,870	5,308,527	3,932,488
重 加 算 金	136,608,122	49,894,809	126,776,018	63,576,772	61,241,363	35,602,022	60,547,093	26,634,402
過 料	-	-	-	-	-	-	-	-
滞 処 分 納 費	352,800	352,800	841,200	841,200	852,200	852,200	391,800	391,800

単位：円

平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)	
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
366,118,124	330,960,705	302,004,691	262,978,091	309,176,500	284,616,518	215,682,970	198,232,491
263,414,560	263,532,217	209,662,002	210,145,412	206,504,709	206,626,362	168,795,778	168,825,568
6,047,244	5,601,497	3,630,131	2,658,071	7,077,314	6,202,800	4,913,356	4,062,795
3,041,865	1,595,113	2,830,953	2,541,497	5,190,078	5,017,854	2,540,935	2,437,442
92,164,955	58,782,378	85,850,505	47,602,011	89,860,799	66,225,902	39,235,901	22,709,686
—	—	—	—	—	—	—	—
1,449,500	1,449,500	31,100	31,100	543,600	543,600	197,000	197,000

8 県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）

単位：％

税目	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
県税計 (個人県民税及び地方消費税を除く。)	80.4	83.4	81.0	83.5	82.2	84.6	83.1	84.2	82.8	83.4	84.5	83.6
法人県民税	79.0	96.7	80.4	96.2	82.8	96.9	83.0	96.4	83.2	96.2	85.0	93.7
利子等に係る県民税	96.9	99.8	98.2	99.8	98.6	99.8	98.5	99.9	98.9	99.9	99.3	99.8
個人事業税	80.5	85.0	83.4	86.1	84.0	86.5	84.2	86.2	79.9	83.9	83.7	86.6
法人事業税	80.2	98.1	80.2	97.4	81.1	97.9	80.9	96.9	80.8	96.8	83.5	95.3
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	84.5	92.5	86.2	90.1	86.2	93.4	85.6	91.7	86.0	93.0	87.4	88.3
県たばこ税	100.0	100.0	98.6	99.9	98.2	99.9	98.3	99.9	99.1	99.9	98.5	99.9
ゴルフ場利用税	92.5	95.4	94.6	97.1	96.9	97.8	95.8	97.6	96.1	97.5	91.2	94.5
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	77.1	40.0	77.8	43.5	78.2	42.7	79.1	43.3	78.4	42.6	81.2	45.5
自動車税	78.7	76.8	79.3	77.3	80.4	78.7	81.2	79.6	82.0	80.5	84.3	83.0
自動車税	77.1	76.0	77.7	76.5	78.9	77.8	79.8	78.8	81.0	79.9	97.1	96.9
環境性能割	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
種別割	—	—	—	—	—	—	—	—	99.9	99.9	83.7	82.3
鉦区税	98.6	98.4	94.5	93.9	99.5	99.1	98.0	97.4	99.9	99.2	85.7	91.6
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 納期内収納率(件数)は、納期内収納額(件数)／調定額(件数)により算出している。

第 3 課 税 状 況

1 税目別納税義務者等累年比較

区分	単位	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
		個人県民税				
個人	人	1,009,370	1,019,133	1,026,795	1,035,106	1,036,115
県民税配当割	件	7,971	8,112	7,830	8,062	7,662
県民税株式等譲渡所得割	〃	413	522	445	469	481
県民税利子割 (特別徴収義務者)	人	214	214	216	216	218
法人県民税・事業税	社	46,653	46,748	46,940	46,869	47,114
個人事業税	人	12,850	13,064	13,256	13,252	13,599
第 1 種	〃	10,573	10,707	10,898	10,900	11,137
第 2 種	〃	12	12	8	9	6
第 3 種	〃	2,265	2,345	2,350	2,343	2,456
不動産取得税	件	27,207	28,789	27,283	26,593	25,445
土地	〃	18,405	19,777	18,459	17,492	16,209
家屋	〃	8,802	9,012	8,824	9,101	9,236
県たばこ税	人	9	9	8	9	10
ゴルフ場利用税	施設	128	125	123	120	119
自動車税(環境性能割)	台				19,785	35,288
自動車税(種別割)	台	966,963	967,169	968,038	965,850	962,247
鉦区税	鉦区	199	200	205	209	206
軽油引取税 (特別徴収義務者)	人	213	211	210	212	203
狩猟税	人	3,131	3,293	3,272	3,292	3,287

2 個人県民税に関する調

(1) 個人の県民税

ア 納税義務者数

単位：人

事務所名	均等割のみの者	均等割と所得割の 合算額の者	分離課税分	計
総 数	111,964	919,756	4,395	1,036,115
宇 都 宮	19,752	268,214	1,303	289,269
鹿 沼	11,563	83,333	418	95,314
真 岡	8,513	65,915	329	74,757
栃 木	24,789	208,784	1,161	234,734
矢 板	10,795	73,732	254	84,781
大 田 原	24,010	99,514	394	123,918
安 足	12,542	120,264	536	133,342

イ 税額等

単位：人、円

事務所名	普通徴収分		特別徴収分		分離課税分		計	
	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額
総 数	288,093	13,615,942,924	743,627	58,272,453,397	4,395	537,488,831	1,036,115	72,425,885,152
宇 都 宮	63,485	3,929,524,021	224,481	19,886,664,633	1,303	224,585,715	289,269	24,040,774,369
鹿 沼	33,492	1,253,120,640	61,404	4,424,262,600	418	51,174,000	95,314	5,728,557,240
真 岡	22,028	826,115,800	52,400	3,753,057,720	329	26,024,660	74,757	4,605,198,180
栃 木	61,903	3,202,611,783	171,670	13,410,819,445	1,161	130,177,677	234,734	16,743,608,905
矢 板	22,721	983,921,600	61,806	4,280,329,738	254	32,075,279	84,781	5,296,326,617
大 田 原	51,294	1,723,670,520	72,230	5,460,616,167	394	33,519,700	123,918	7,217,806,387
安 足	33,170	1,696,978,560	99,636	7,056,703,094	536	39,931,800	133,342	8,793,613,454

(2) 県民税配当割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
上場株式等の配当等	14,906,825	745,218
投資信託でのその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の分配	410,699	20,505
特定投資法人の投資口の配当等	—	—
特定目的信託の社債的受益権の剰余金のうち 公募のもの	—	—
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償 還金	348,739	17,400
源泉徴収選択口座内配当等	22,495,164	874,465
合 計	38,161,427	1,657,588

(3) 県民税株式等譲渡所得割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	52,556,259	1,905,595

3 法人県民税に関する調

区 分	均等割額		法 人 税 割 額					
	納税義務者数	調定額①	確定法人税割額		確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額	
			事業年度数	税額②	事業年度数	税額③	事業年度数	税額④
総 数	46,612	2,539,168	46,462	5,262,089	8,559	2,320,185	8,382	630,397
普通法人	43,827	2,430,136	44,165	5,166,503	8,520	2,320,184	8,342	630,385
県内法人	35,249	919,484	35,502	1,102,307	4,526	365,759	4,541	119,181
分割法人	8,578	1,510,652	8,663	4,064,196	3,994	1,954,425	3,801	511,204
本店本県	1,412	82,775	1,420	793,832	439	353,043	398	100,968
本店他県	7,166	1,427,877	7,243	3,270,364	3,555	1,601,382	3,403	410,236
特別法人	591	41,516	599	84,353	—	—	—	—
公益法人等	1,029	20,597	1,101	10,599	—	—	—	—
寮等のみを 有する法人	550	37,396	—	—	—	—	—	—
人格なき社団等	181	4,060	184	440	—	—	—	—
清算法人	434	5,463	413	194	39	1	40	12

4 県民税利子割に関する調

(1) 特別徴収義務者数

単位：人、件

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
総 数	218	878
銀 行 等	17	530
信 用 金 庫 等	16	90
農 林 中 央 金 庫 等	13	83
証 券 会 社	16	17
保 険 会 社 等	26	27
社 内 預 金 実 施 企 業	23	24
そ の 他	107	107

単位：千円、%

確定申告期限が翌年度になる見込納付額		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑥	中間納付額の歳出還付額⑦	現事業年度分調定額②-③+④+⑤+⑥+⑦⑧	過事業年度分調定額⑨	調定額⑧+⑨⑩	合計（調定額）①+⑩	
事業年度数	税額⑤							前年度比
45	6,040	-	343,836	3,922,177	126,282	4,048,459	6,587,627	67.3
45	6,040	-	343,836	3,826,580	126,032	3,952,612	6,382,748	66.6
5	2,254	-	64,570	922,553	13,395	935,948	1,855,432	86.8
40	3,786	-	279,266	2,904,027	112,637	3,016,664	4,527,316	60.8
-	-	-	22,309	564,066	24,953	589,019	671,794	57.6
40	3,786	-	256,957	2,339,961	87,684	2,427,645	3,855,522	61.4
-	-	-	-	84,353	132	84,485	126,001	102.5
-	-	-	-	10,599	54	10,653	31,250	93.2
-	-	-	-	-	-	-	37,396	97.2
-	-	-	-	440	10	450	4,510	96.6
-	-	-	-	205	54	259	5,722	116.5

(2) 税額等

単位：千円

区 分	税額	課税支払額	非課税支払額
総 数	360,466	9,352,899	117,395
公 社 債 利 子 等	339,810	6,882,073	117,186
特定公社債以外の公社債の利子	1,120	22,402	0
銀 行 預 金 利 子	245,663	4,978,349	92,304
銀行以外の金融機関の預貯金利子	54,820	1,116,783	22,001
合同運用信託の収益の分配	73	1,509	95
郵 便 貯 金 の 利 子	2	109	1
そ の 他	38,132	762,921	2,785
私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 等 信 託 等 の 収 益 の 分 配 等	18	350	0
金 融 類 似 商 品	20,638	2,470,476	209
そ の 他	0	0	0

5 個人事業税に関する調

(1) 業種別課税状況

区 分	所得金額	専従者控除額・各種控除額等		事業主控除額
		人員	控除額	
第一種事業	74,220,303,799	(4,448)	(8,682,113,821)	32,457,893,000
第二種事業			9,058,937,033	
第三種事業	226,154,841	(7)	(24,750,000)	17,400,000
			5% 該当	
第三種事業	29,908,152,462	(1,299)	(4,502,780,172)	6,775,388,000
			3% 該当	
合 計	862,968,372	(58)	(132,328,962)	325,526,000
			293,139,632	
合 計	105,217,579,474	(5,812)	(13,341,972,955)	39,576,207,000
			21,929,159,514	

(注) 控除額欄の () 内は専従者控除額が内書きで、人員欄の () 内には専従者数が計上されている。

(2) 分割個人

単位：人、千円

区 分	本県本店分				他県本店分		合計	
	課税人員 ①	課税標準額			課税人員 ③	分割を受けた 課税標準額 ④	課税人員 ①+③	課税標準額 ②+④
		本県分	他の都道府県分	計 ②				
総 数	8	36,203	72,101	108,304	24	110,370	32	218,674
第一種事業	5	27,834	22,006	49,840	10	22,924	15	72,764
第二種事業	—	—	—	—	—	—	—	—
第三種事業	3	8,369	50,095	58,464	14	87,446	17	145,910

単位：円、%

課税標準額	調定額	減額・減免額	差引調定額	
				前年度比
32,698,700,000	1,639,584,800	4,952,800	1,634,632,000	101.0
183,854,000	7,542,200	183,600	7,358,600	338.7
10,617,993,000	530,975,600	134,600	530,841,000	101.4
242,976,000	7,447,000	—	7,447,000	94.2
43,743,523,000	2,185,549,600	5,271,000	2,180,278,600	101.3

(3) 業種別所得金額

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
総 数	12,689	910	13,599	78,074,508
第 一 種 事 業	10,415	722	11,137	60,992,209
物 品 販 売 業	809	71	880	4,494,306
金 銭 貸 付 業	—	—	—	—
不 動 産 業	3,405	65	3,470	24,448,862
製 造 業	593	50	643	3,171,595
運 送 倉 庫 業	426	41	467	1,967,848
請 負 業	4,338	412	4,750	22,656,226
印 刷 出 版 業	20	—	20	103,760
旅 館 業	22	2	24	108,553
料 理 飲 食 店 業	482	55	537	2,331,362
代 理 業 等	68	9	77	326,509
娛 楽 興 行 業	11	—	11	71,970
そ の 他 の 事 業	241	17	258	1,311,218
第 二 種 事 業	6	—	6	201,255
畜 産 業	6	—	6	201,255
水 産 業	—	—	—	—
薪 炭 製 造 業	—	—	—	—
第 三 種 事 業	2,268	188	2,456	16,881,044
医 業 等	486	18	504	4,079,894
法 務 業 等	772	40	812	7,554,509
環 境 衛 生 業	399	70	469	1,800,419
あ ん ま 業 等	101	13	114	516,544
そ の 他 の 事 業	510	47	557	2,929,678

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額①－②
所得税失格者	計 ①		
3,603,282	81,677,790	38,830,654	42,847,136
2,742,803	63,735,012	31,772,515	31,962,497
265,368	4,759,674	2,506,579	2,253,095
－	－	－	－
243,816	24,692,678	9,878,644	14,814,034
190,286	3,361,881	1,839,573	1,522,308
151,447	2,119,295	1,331,104	788,191
1,578,936	24,235,162	13,599,592	10,635,570
－	103,760	58,000	45,760
7,269	115,822	68,150	47,672
202,336	2,533,698	1,497,621	1,036,077
41,140	367,649	220,159	147,490
－	71,970	31,900	40,070
62,205	1,373,423	741,193	632,230
－	201,255	17,400	183,855
－	201,255	17,400	183,855
－	－	－	－
－	－	－	－
860,479	17,741,523	7,040,739	10,700,784
71,212	4,151,106	1,438,646	2,712,460
263,326	7,817,835	2,339,338	5,478,497
276,368	2,076,787	1,341,982	734,805
50,285	566,829	325,526	241,303
199,288	3,128,966	1,595,247	1,533,719

(4) 所得階層別所得金額

区分	300万円以下のもの		300万円を超え 310万円以下のもの		310万円を超え 320万円以下のもの		320万円を超え 330万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	572	1,679,957	560	1,692,494	470	1,476,269	451	1,452,078
第 一 種 事 業	477	1,401,224	451	1,361,370	403	1,264,908	384	1,234,067
第 二 種 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 三 種 事 業	95	278,733	109	331,124	67	211,361	67	218,011
あんま業等以外	90	264,084	101	306,770	62	195,569	62	201,799
あんま業等	5	14,649	8	24,354	5	15,792	5	16,212

区 分	370万円を超え 380万円以下のもの		380万円を超え 390万円以下のもの		390万円を超え 400万円以下のもの		400万円を超え 500万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	404	1,497,538	359	1,377,028	349	1,365,387	2,712	11,978,877
第 一 種 事 業	350	1,296,009	306	1,173,417	275	1,073,118	2,312	10,209,932
第 二 種 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 三 種 事 業	54	201,529	53	203,611	74	292,269	400	1,768,945
あんま業等以外	47	175,265	51	195,836	67	264,625	386	1,706,623
あんま業等	7	26,264	2	7,775	7	27,644	14	62,322

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

330万円を超え 340万円以下のもの		340万円を超え 350万円以下のもの		350万円を超え 360万円以下のもの		360万円を超え 370万円以下のもの	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
481	1,592,218	411	1,400,982	434	1,521,082	416	1,503,226
411	1,360,456	345	1,175,037	358	1,251,586	357	1,292,568
—	—	—	—	—	—	—	—
70	231,762	66	225,945	76	269,496	59	210,658
66	218,386	65	222,507	66	233,926	52	185,196
4	13,376	1	3,438	10	35,570	7	25,462

単位：人、千円

500万円を超え 600万円以下のもの		600万円を超え 700万円以下のもの		700万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超える もの		合計	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
1,727	9,284,904	1,144	7,270,156	1,665	13,413,403	1,444	23,172,191	13,599	81,677,790
1,419	7,623,832	937	5,949,591	1,333	10,685,938	1,019	15,381,959	11,137	63,735,012
—	—	—	—	2	19,384	4	181,871	6	201,255
308	1,661,072	207	1,320,565	330	2,708,081	421	7,608,361	2,456	17,741,523
299	1,611,951	193	1,229,860	323	2,648,771	412	7,513,526	2,342	17,174,694
9	49,121	14	90,705	7	59,310	9	94,835	114	566,829

6 法人事業税に関する調

(1) 税額等

区 分	現 事 業 年 度 分							
	確定額		確定事業税額に対応する前 年度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が翌年度 になる見込納付額	
	事業年度数	税額 ①	事業年度数	税額 ②	事業年度数	税額 ③	事業年度数	税額 ④
総 額	46,906	51,832,551	8,340	19,009,505	8,194	17,518,591	45	136,891
所 得 課 税 分	44,045	19,482,015	6,396	5,725,905	6,270	6,009,096	31	60,737
普 通 法 人	41,165	18,653,359	6,359	5,725,902	6,230	6,009,057	30	60,252
{ 県 内 法 人	34,608	8,633,029	3,952	2,267,503	3,975	2,469,314	4	33,254
{ 分 割 法 人	6,557	10,020,330	2,407	3,458,399	2,255	3,539,743	26	26,998
その他の法人等	2,880	828,656	37	3	40	39	1	485
収 入 金 課 税 分	864	2,848,830	395	1,753,836	415	1,808,146	-	-
外 形 対 象 法 人 分	1,997	29,501,706	1,549	11,529,764	1,509	9,701,349	14	76,154

(参考) 地方法人特別税

	現 事 業 年 度 分								
	確定額						確定特別法人事業税額 に対応する前年度分 の中間申告額		
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額
	確定申告があったもの うち決定 したもの	確定申告があったもの ①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	③		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	29,739	92	15,237,106	6,315,394	-	226	17	6,620	2,592,721
収入金額課税分	569	-	1,226,153	524,788	-	-	-	394	215,446
外形対象法人分	1,583	-	2,323,616	9,624,418	-	-	-	1,519	5,802,337
合計	31,891	92	18,786,875	16,464,600	-	226	17	8,533	8,610,504

(参考) 特別法人事業税

	現 事 業 年 度 分									
	確定額						確定特別法人事業税額 に対応する前年度分 の中間申告額			
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額	
	確定申告があったもの うち決定 したもの	確定申告があったもの ①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	③			
所得課税分	外形対象 法人	321	-	752,577	2,006,260	-	80	1,009,698	-	-
	上記以外 の法人	13,558	23	4,700,182	1,769,717	-	103	71,812	14	-
電気供給業（送配電事業）、 ガス供給業、保険業及び貿易 保険業を行う法人		289	-	46,050	17,339	-	4	704	1	-
電気供給業を 行う法人	外形対象 法人	-	-	-	-	-	2	31	-	-
	上記以外 の法人	1	-	2	1	-	-	-	-	-
合計		14,169	23	5,498,811	3,793,317	-	189	1,082,245	15	-

単位：千円、%

中間納付額の 歳出還付額 ⑤	調定額 ①-②+③+④+⑤ ⑥	過事業年度分		合計（調定額）⑥+⑦	
		所得（収入）金額	調定額 ⑦		前年度比
993,054	51,471,582	3,836,697	630,051	52,101,633	96.6
893,203	20,719,146	3,836,697	238,288	20,957,434	107.8
893,203	19,889,969	3,775,380	236,676	20,126,645	108.0
458,023	9,326,117	1,444,064	97,277	9,423,394	114.9
435,180	10,563,852	2,331,316	139,399	10,703,251	102.6
-	829,177	61,317	1,612	830,789	102.2
17,550	2,920,690	-	3,900	2,924,590	106.9
82,301	27,831,746	-	387,863	28,219,609	88.9

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			合計 ⑦+⑧ ⑨
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦	①+②-③+ ④+⑤+⑥ ⑦	基準法人所 得（収入） 割額	調定額 ⑧	
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤						
4	29	-	-	356,224		4,078,943	323,833	160,000	4,238,943
-	-	-	-	29,601		338,943	26,909	13,296	352,239
-	-	-	-	970,624		4,792,705	53,626	222,120	5,014,825
4	29	-	-	1,356,449		9,210,591	404,368	395,416	9,606,007

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			合計 ⑦+⑧ ⑨
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦	①+②-③+ ④+⑤+⑥ ⑦	基準法人所 得（収入） 割額	調定額 ⑧	
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤						
1,479	4,056,585	15	44,133	-		7,116,676	-	-	7,116,676
6,474	2,443,299	31	22,027	-		4,306,855	2,780	1,028	4,307,883
415	23,938	-	-	-		41,981	27	10	41,991
-	-	-	-	-		31	-	-	31
-	-	-	-	-		1	-	-	1
8,368	6,523,822	46	66,160	-		11,465,544	2,807	1,038	11,466,582

(2) 資本金別法人数

資本金別	分割法人						
	利益法人			欠損法人			小計
	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	
総数	515	256	771	555	128	683	1,454
300万円未満	45	5	50	60	4	64	114
300万円以上 1,000万円未満	117	23	140	212	23	235	375
1,000万円	128	53	181	139	25	164	345
1,000万円超 5,000万円未満	147	81	228	96	38	134	362
5,000万円以上 1億円未満	52	44	96	34	22	56	152
1億円	13	12	25	6	5	11	36
1億円超 10億円未満	12	20	32	7	9	16	48
10億円	-	-	-	-	-	-	-
10億円超 50億円未満	1	9	10	1	2	3	13
50億円	-	1	1	-	-	-	1
50億円超 100億円未満	-	4	4	-	-	-	4
100億円以上	-	4	4	-	-	-	4

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

(3) 所得階層別所得金額

区 分	欠損法人	年所得 400 万円以下のもの		年所得 400 万円超 800 万円以下		年所得 800 万円超 1,000 万円以下	
	事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額
総数	24,700	6,426	8,415,033	1,639	9,255,170	450	3,926,203
事業年度が年2回の法人	2	-	-	-	-	-	-
県内法人	2	-	-	-	-	-	-
分割法人	-	-	-	-	-	-	-
{ 軽減税率適用法人	-	-	-	-	-	-	-
{ その他	-	-	-	-	-	-	-
事業年度が年1回の法人	24,698	6,426	8,415,033	1,639	9,255,170	450	3,926,203
県内法人	24,015	6,226	8,193,168	1,577	8,883,841	420	3,658,604
分割法人	683	200	221,865	62	371,329	30	267,599
{ 軽減税率適用法人	582	193	210,950	55	332,708	24	217,027
{ その他	101	7	10,915	7	38,621	6	50,572

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

単位：社

県内法人			合計		
利益法人	欠損法人	計	利益法人	欠損法人	計
10,547	23,819	34,366	11,318	24,502	35,820
1,566	3,491	5,057	1,616	3,555	5,171
5,462	14,540	20,002	5,602	14,775	20,377
2,000	3,929	5,929	2,181	4,093	6,274
1,230	1,540	2,770	1,458	1,674	3,132
228	258	486	324	314	638
29	31	60	54	42	96
27	28	55	59	44	103
-	1	1	-	1	1
5	-	5	15	3	18
-	-	-	1	-	1
-	1	1	4	1	5
-	-	-	4	-	4

単位：千円

年所得 1,000 万円超 5,000 万円以下		年所得 5,000 万円超 1 億円以下		年所得 1 億円超 10 億円以下		年所得 10 億円を 超えるもの		合 計	
事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
2,055	43,669,125	405	27,044,059	361	75,610,966	36	74,259,943	36,072	242,180,499
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,055	43,669,125	405	27,044,059	361	75,610,966	36	74,259,943	36,070	242,180,499
1,864	38,911,996	323	21,012,961	232	41,180,418	9	31,077,464	34,666	152,918,452
191	4,757,129	82	6,031,098	129	34,430,548	27	43,182,479	1,404	89,262,047
142	3,503,338	51	3,709,858	60	13,435,498	2	3,061,262	1,109	24,470,641
49	1,253,791	31	2,321,240	69	20,995,050	25	40,121,217	295	64,791,406

(4) 業種別課税状況

業種	区分	非分割・本店本県法人		本店他県法人	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		148,239	138.3	136,191	101.5
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		604	167.8	-	-
鉱 業		33,877	145.8	4,983	59.4
建 設 業		2,539,715	124.3	1,623,797	105.4
製 造 業	食 料 品 製 造 業	574,856	89.2	1,417,397	108.1
	織 維 工 業	92,010	138.8	144,579	76.5
	木材・家具・装備品	111,509	83.2	27,124	211.0
	パルプ・紙・紙加工業	32,951	185.4	315,541	109.0
	出 版 ・ 印 刷 業	8,432	34.6	84,120	100.9
	化 学 工 業	247,633	125.3	3,301,096	105.5
	石油・石炭製品製造業	40,041	159.4	120,979	165.8
	ゴ ム 製 品 製 造 業	361,010	134.7	725,473	78.7
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	3,037	56.5	39	2.5
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	125,942	102.9	206,434	102.7
	鉄鋼・非鉄金属製造業	225,397	122.1	837,977	94.0
	金 属 製 品 製 造 業	506,608	88.3	741,215	86.3
	機 械 器 具 製 造 業	529,974	73.4	1,335,786	56.6
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	291,670	94.9	1,298,679	95.8
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	298,354	106.4	2,202,720	61.9
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	1,013,889	94.4	1,007,603	85.4
	そ の 他 の 製 造 業	901,708	76.5	2,084,815	97.4
	小 計	5,365,021	92.1	15,851,577	85.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	369,060	109.8	1,460,457	101.6
	デパート・スーパー	336,277	115.9	850,689	97.8
	一 般 小 売 業	1,947,694	109.2	2,589,154	99.0
	小 計	2,653,031	110.1	4,900,300	99.5
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	1,214,665	86.4	648,905	110.2
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	12,043	242.6	223,622	115.2
	保 險 業	182,939	640.9	1,149,089	96.3
	小 計	1,409,647	98.5	2,021,616	102.3
不 動 産 業		1,050,160	115.4	497,262	96.8
運 輸 ・ 通 信 業		536,240	104.6	2,129,888	94.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		393,029	153.9	1,510,778	94.8
サ ー ビ ス 業		2,379,970	97.0	3,237,445	94.3
そ の 他		1,501,912	142.3	2,176,351	110.9
合 計		18,011,442	105.8	34,090,188	92.4

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

単位：千円、%

計		
税額	前年度比	構成比
284,430	117.8	0.5
604	167.8	0.0
38,860	122.9	0.1
4,163,512	116.5	8.0
1,992,253	101.8	3.8
236,589	92.5	0.5
138,633	90.2	0.3
348,492	113.3	0.7
92,552	85.7	0.2
3,548,729	106.7	6.8
161,020	164.2	0.3
1,086,483	91.3	2.1
3,076	44.4	0.0
332,376	102.8	0.6
1,063,374	98.9	2.0
1,247,823	86.5	2.4
1,865,760	60.5	3.6
1,590,349	95.7	3.1
2,501,074	65.2	4.8
2,021,492	89.7	3.9
2,986,523	89.5	5.7
21,216,598	86.9	40.7
1,829,517	103.5	3.5
1,186,966	102.4	2.3
4,536,848	102.5	8.7
7,553,331	102.7	14.5
1,863,570	93.8	3.6
235,665	118.4	0.5
1,332,028	109.0	2.6
3,431,263	100.7	6.6
1,547,422	108.7	3.0
2,666,128	96.5	5.1
1,903,807	104.4	3.7
5,617,415	95.6	10.8
3,678,263	121.9	7.1
52,101,633	96.6	100.0

(5) 業種別課税状況累年比較

業種	区分	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		162,114	168.4	198,764	122.6
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		453	248.9	1,725	380.8
鉱 業		44,047	275.0	34,149	77.5
建 設 業		2,736,125	131.2	3,342,537	122.2
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1,542,125	139.1	1,923,506	124.7
	織 維 工 業	177,957	82.5	241,905	135.9
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	110,262	98.8	182,904	165.9
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	266,176	135.5	291,431	109.5
	出 版 ・ 印 刷 業	79,139	114.0	94,160	119.0
	化 学 工 業	2,857,278	111.4	3,847,950	134.7
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	106,564	156.8	156,886	147.2
	ゴ ム 製 品 製 造 業	1,278,959	129.6	1,246,553	97.5
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	5,034	130.8	1,103	21.9
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	270,007	100.8	283,383	105.0
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	897,458	128.7	967,689	107.8
	金 属 製 品 製 造 業	1,122,492	106.7	1,157,740	103.1
	機 械 器 具 製 造 業	2,391,424	98.9	2,235,726	93.5
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1,237,346	110.8	1,212,104	98.0
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	6,038,183	118.3	4,751,860	78.7
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	2,637,846	88.2	2,365,172	89.7
	そ の 他 の 製 造 業	3,684,065	135.7	3,370,181	91.5
		小 計	24,702,324	113.9	24,330,260
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	2,130,832	137.4	1,867,830	87.7
	デ パ ー ト ・ ス ー パ ー	849,769	108.4	1,162,931	136.9
	一 般 小 売 業	3,769,429	103.3	4,527,659	120.1
	小 計	6,750,031	112.8	7,558,421	112.0
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	3,110,540	229.5	3,166,871	101.8
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	233,747	96.0	276,802	118.4
	保 険 業	1,115,019	114.3	1,474,352	132.2
	小 計	4,459,307	173.2	4,918,025	110.3
不 動 産 業		1,028,219	117.8	1,272,763	123.8
運 輸 ・ 通 信 業		2,863,854	122.4	3,323,010	116.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		2,968,770	105.4	2,542,317	85.6
サ ー ビ ス 業		4,376,021	109.8	5,251,565	120.0
そ の 他		1,814,758	111.8	2,308,479	127.2
	合 計	51,906,028	117.8	55,082,021	106.1

単位：千円、%

平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
242,644	122.1	257,244	106.0	241,392	93.8	284,430	117.8
1,321	76.6	444	33.6	360	81.1	604	167.8
26,944	78.9	32,739	121.5	31,618	96.6	38,860	122.9
3,353,897	100.3	3,559,461	106.1	3,582,039	100.6	4,163,512	116.5
2,037,327	105.9	1,795,743	88.1	1,956,108	108.9	1,992,253	101.8
277,615	114.8	262,824	94.7	255,697	97.3	236,589	92.5
162,425	88.8	164,326	101.2	153,721	93.5	138,633	90.2
356,750	122.4	320,968	90.0	307,547	95.8	348,492	113.3
125,684	133.5	101,493	80.8	107,992	106.4	92,552	85.7
3,710,519	96.4	3,270,384	88.1	3,324,978	101.7	3,548,729	106.7
106,078	67.6	99,988	94.3	98,072	98.1	161,020	164.2
1,495,079	119.9	977,013	65.3	1,190,205	121.8	1,086,483	91.3
9,349	847.6	8,135	87.0	6,929	85.2	3,076	44.4
401,971	141.8	322,177	80.1	323,449	100.4	332,376	102.8
1,092,319	112.9	1,207,170	110.5	1,075,591	89.1	1,063,374	98.9
1,621,708	140.1	1,362,181	84.0	1,442,619	105.9	1,247,823	86.5
2,433,773	108.9	3,400,701	139.7	3,081,704	90.6	1,865,760	60.5
1,691,064	139.5	1,952,592	115.5	1,661,050	85.1	1,590,349	95.7
5,437,342	114.4	4,386,944	80.7	3,837,639	87.5	2,501,074	65.2
2,740,541	115.9	2,742,738	100.1	2,252,998	82.1	2,021,492	89.7
3,095,665	91.9	3,365,372	108.7	3,336,061	99.1	2,986,523	89.5
26,795,217	110.1	25,740,754	96.1	24,412,367	94.8	21,216,598	86.9
1,860,074	99.6	1,917,145	103.1	1,767,341	92.2	1,829,517	103.5
1,130,988	97.3	1,169,528	103.4	1,159,156	99.1	1,186,966	102.4
4,799,447	106.0	4,514,567	94.1	4,424,712	98.0	4,536,848	102.5
7,790,510	103.1	7,601,240	97.6	7,351,211	96.7	7,553,331	102.7
2,097,714	66.2	2,003,581	95.5	1,986,882	99.2	1,863,590	93.8
198,278	71.6	260,611	131.4	199,104	76.4	235,665	118.4
1,224,341	83.0	1,294,941	105.8	1,221,865	94.4	1,333,028	109.0
3,520,334	71.6	3,559,133	101.1	3,407,852	95.7	3,431,263	100.7
1,297,391	101.9	1,448,717	111.7	1,423,552	98.3	1,547,422	108.7
2,486,323	74.8	2,671,401	107.4	2,763,422	103.4	2,666,128	96.5
1,872,835	73.7	2,104,482	112.4	1,824,248	86.7	1,903,807	104.4
5,446,265	103.7	5,698,007	104.6	5,876,848	103.1	5,617,415	95.6
2,733,788	118.4	2,814,468	103.0	3,018,306	107.2	3,678,263	121.9
55,567,473	100.9	55,488,093	99.9	53,933,219	97.2	52,101,633	96.6

(6) 資本金別法人数調（業種別）

業 種		区 分							
		0	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	8,000万円以下	
農 業 ・ 林 業		9	122	308	104	35	15	6	
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		-	3	13	10	3	1	-	
鉱 業		-	1	23	18	11	6	2	
建 設 業		3	686	3,533	1,322	717	176	57	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3	59	319	179	70	38	12	
	織 維 工 業	-	21	211	138	46	11	5	
	木材・家具・装備品	-	19	289	139	46	23	4	
	パルプ・紙・紙加工業	-	3	33	28	17	16	4	
	出 版 ・ 印 刷 業	1	15	108	76	23	9	2	
	化 学 工 業	-	4	64	55	38	18	10	
	石油・石炭製品製造業	-	3	28	32	14	5	1	
	ゴ ム 製 品 製 造 業	-	2	21	22	6	6	2	
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	-	3	6	6	3	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	-	3	88	52	18	15	5	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	-	7	108	68	27	13	3	
	金 属 製 品 製 造 業	-	31	387	205	91	44	18	
	機 械 器 具 製 造 業	-	23	275	156	80	33	15	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	-	16	141	102	43	24	8	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	-	14	97	57	19	12	8	
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	-	11	80	53	22	8	3	
	そ の 他 の 製 造 業	3	59	499	328	121	70	38	
	小 計		7	293	2,754	1,696	684	346	139
	卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	4	78	374	322	138	117	52
デパート・スーパー		7	124	620	267	84	72	25	
一 般 小 売 業		16	364	3,578	1,838	532	259	98	
小 計		27	566	4,572	2,427	754	448	175	
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	-	1	17	13	5	3	2	
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	1	13	33	7	4	1	-	
	保 險 業	3	51	122	37	8	3	3	
	小 計	4	65	172	57	17	7	5	
不 動 産 業		94	448	1,696	687	174	59	21	
運 輸 ・ 通 信 業		3	100	446	475	296	84	51	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		10	206	144	73	23	14	3	
サ ー ビ ス 業		555	2,127	5,145	2,382	960	468	153	
そ の 他		654	723	1,811	799	286	114	64	
合 計		1,366	5,340	20,617	10,050	3,960	1,738	676	

単位：社

1億円以下	5億円以下	10億円以下	50億円以下	100億円以下	500億円以下	500億円超	合計
11	5	-	1	-	-	-	616
-	-	-	-	-	-	-	30
1	-	-	1	-	-	-	63
70	43	7	43	22	29	6	6,714
31	18	1	21	5	13	-	769
7	3	-	3	1	-	3	449
4	3	-	4	1	-	-	532
9	7	3	4	2	2	1	129
9	3	-	3	1	1	2	253
28	19	1	13	12	18	3	283
3	4	-	2	1	-	-	93
5	6	2	2	-	5	1	80
-	-	-	-	-	-	-	20
10	2	1	6	1	3	1	205
9	10	2	6	3	3	4	263
33	19	2	12	10	4	4	860
32	19	8	18	14	18	5	696
29	19	4	18	14	18	12	448
9	14	3	11	7	11	8	270
18	12	2	5	5	6	2	227
80	58	6	31	15	16	3	1,327
316	216	35	159	92	118	49	6,904
84	96	17	47	11	14	2	1,356
58	30	5	27	6	6	-	1,331
207	120	24	54	18	25	6	7,139
349	246	46	128	35	45	8	9,826
2	3	2	11	1	14	16	90
1	2	3	4	3	2	3	77
8	1	-	1	2	8	23	270
11	6	5	16	6	24	42	437
54	12	4	11	2	3	3	3,268
79	44	14	29	6	7	7	1,641
7	6	3	-	2	-	4	495
310	167	41	78	27	17	6	12,436
89	73	8	34	14	11	4	4,684
1,297	818	163	500	206	254	129	47,114

7 不動産取得税に関する調

(1) 土地

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	16,209	27,735,298	61,438,840	386	114,502
宅 地	11,551	8,164,866	48,688,431	34	47,909
上記以外の宅地比準土地	3,233	4,908,442	10,780,042	8	622
農 地	990	4,110,846	457,675	344	65,971
山 林	351	6,725,098	152,147	0	0
そ の 他	84	3,826,047	1,360,546	0	0

(2) 家屋

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	9,236	3,012,367	121,986,972	2,954	30,120,099
原 始 取 得 分	3,978	1,097,353	91,983,383	2,901	29,890,690
(内訳) 木 造	2,329	331,863	29,049,342	1,960	19,824,646
非 木 造	1,649	765,490	62,934,041	941	10,066,044
承 継 取 得 分	5,258	1,915,015	30,003,589	53	229,409

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
61,324,338	1,838,777	316,765	1,522,012	95.8%
48,640,522	1,458,528	288,838	1,169,690	95.6%
10,779,420	323,202	27,927	295,275	85.1%
391,703	11,693	0	11,693	101.7%
152,147	4,543	0	4,543	103.7%
1,360,546	40,811	0	40,811	2475.5%

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
91,866,873	3,413,335	32,152	3,381,183	100.1%
62,092,694	2,383,220	27,453	2,355,767	99.8%
9,224,696	317,961	8,981	308,980	90.4%
52,867,997	2,065,259	18,472	2,046,787	101.3%
29,774,179	1,030,115	4,699	1,025,417	100.9%

8 地方消費税に関する調

(1) 調定額

単位：千円、%

区 分	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比	令和元年度 (2019)	前年度比	令和 2 年度 (2020)	前年度比
譲 渡 割	34,062,727	97.3	34,400,520	101.0	33,986,349	98.8	39,298,681	115.6
貨 物 割	308,263	90.9	313,693	101.8	419,235	133.6	367,541	87.7
合 計	34,370,990	97.3	34,714,213	101.0	34,405,584	99.1	39,666,222	115.3

(2) 清算金

単位：千円、%

区 分	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比	令和元年度 (2019)	前年度比	令和 2 年度 (2020)	前年度比
清算金収入額	74,012,858	105.9	76,514,831	103.4	72,370,941	94.6	88,243,122	121.9
清算金支出額	33,739,659	99.2	34,078,949	101.0	32,594,511	95.6	39,291,826	120.5

9 県たばこ税に関する調

区 分		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
課 税 標 準 量		2,531,281,334 本	2,442,066,602 本	2,281,075,808 本
税 額		2,224,516,831 円	2,260,552,736 円	2,181,577,420 円
課 税 免 除	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
返 還 控 除	本 数	11,723,882 本	13,355,656 本	14,210,417 本
	税 額	10,361,458 円	12,374,963 円	13,611,058 円
	補てん金額	- 円	- 円	- 円
差 引	本 数	2,519,557,452 本	2,428,710,946 本	2,266,865,391 本
	税 額	2,214,155,373 円	2,248,177,773 円	2,167,966,362 円
還 付 申 告	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
更 正・決 定	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
特 例 納 付	本 数	136,274,825 本	1,166,625 本	116,065,422 本
	税 額	9,632,297 円	294,217 円	8,125,474 円
合 計	本 数	2,655,832,277 本	2,429,877,571 本	2,382,930,813 本
	税 額	2,223,787,670 円	2,248,471,990 円	2,176,091,836 円
件 数	申告納付	87 件	92 件	98 件
	更正・決定	- 件	- 件	- 件
	特例納付	2,169 件	661 件	1,212 件
	計	2,256 件	753 件	1,310 件

10 ゴルフ場利用税に関する調

(1) 施設数等

単位：人、千円

区 分	施設数	総利用人員	課税利用人数	調定額
総 数	119	4,416,732	3,478,321	2,004,537
18ホールを超えるもの	33	1,707,574	1,367,862	783,650
1,200円	—	—	—	—
1,100円以上 1,200円未満	—	—	—	—
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	1	32,872	24,435	19,122
800円	1	92,477	82,192	59,472
600円以上 800円未満	31	1,582,225	1,261,235	705,056
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	—	—	—
18ホ ー ル	84	2,675,717	2,084,404	1,213,841
1,200円	1	8,373	5,668	5,959
1,100円以上 1,200円未満	2	33,372	24,063	20,353
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	2	80,807	72,585	58,544
800円	7	205,399	173,116	117,992
600円以上 800円未満	72	2,347,766	1,808,972	1,010,993
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	—	—	—
18ホール未満 9ホールを超えるもの	—	—	—	—
9ホ ー ル	2	33,441	26,055	7,046
500円以上	—	—	—	—
400円以上 500円未満	—	—	—	—
300円以上 400円未満	2	33,441	26,055	7,046
300円未満	—	—	—	—

(2) 課税状況

単位：人、千円

事務所名	施設数	総利用人員	課税利用人員	調定額
総 数	119	4,416,732	3,478,321	2,004,537
宇 都 宮	8	305,520	249,362	150,275
鹿 沼	21	801,453	612,113	346,266
真 岡	13	481,310	372,040	204,725
栃 木	24	1,087,998	873,064	512,623
矢 板	21	714,431	582,885	334,246
大 田 原	18	439,474	337,969	187,728
安 足	14	586,546	450,888	268,674

(注) 総利用人員は、課税利用人員に非課税人員を足した人数。

1.1 軽油引取税に関する調

(1) 課税状況

単位：人、リットル、円

特別徴収分	特別徴収義務者数	203
	総引渡数量 ①	1,180,101,149
	課税対象とならない数量 ②	512,463,866
	差引 ① - ② ③	667,637,283
	欠減量 ④	6,531,591
	課税標準量 ③ - ④ ⑤	661,105,692
申告納付・普通徴収分課税標準量 ⑥		1,572,914
合計 ⑤+⑥		662,678,606
税 額		21,271,982,372

(注) 総引渡数量欄及び課税対象とならない数量欄は、法第144条の2第1項に規定する特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りに係る数量を除外したものである。

(2) 軽油引取税課税標準累年比較

単位：リットル

事務所名	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
総 数	676,764,057	680,651,075	690,053,124	680,300,771	662,678,606
栃 木	676,764,057	680,651,075	690,053,124	680,300,771	662,678,606

(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量

単位：人、キロリットル

区 分	免税軽油使用者数	控除数量
船 舶	26	47
鉄道用車両または軌道用車両	3	810
農 業 等	13,407	15,895
林 業 等	53	2,229
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	31	701
鉱物の掘採事業	69	22,254
とび・土工工事業で総務省令で定めるもの	3	212
倉 庫 業	9	111
貨物利用運送事業	1	6
鉄道貨物積卸業	1	2
廃棄物処理事業	3	184
木材加工業で総務省令で定めるもの	46	921
木材市場業で総務省令で定めるもの	12	103
堆肥製造業で総務省令で定めるもの	4	467
索 道 事 業	3	200
合 計	13,671	44,142

1.2 自動車税（環境性能割）に関する調

(1) 新 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、 減免及び免税点 以下台数 ②	②のうち身体障 害者等に係る 減免台数	課税台数 ①-② ③
総 数	53,622	25,421	501	28,201
乗 用 車	46,616	21,631	404	24,985
{ 普 通 車	6,127	3,527	38	2,600
{ 小 型 車	40,489	18,104	366	22,385
ト ラ ッ ク	5,893	3,259	1	2,634
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	2,769	1,447	0	1,322
{ けん引車	159	25	0	134
{ 被けん引車	275	71	0	204
{ 貨客兼用車	2,690	1,716	1	974
バ ス	82	40	0	42
三 輪 小 型 車	0	0	0	0
特 種 用 途 車	1,031	491	96	540

(2) 中 古 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	移 転 登 録 台 数 ②	自動車検査証の記 入に係るもの ③	計 ① + ② + ③ ④
総 数	18,825	82,872	4,862	106,559
乗 用 車	14,400	72,002	3,601	90,003
{ 普 通 車	3,072	15,361	769	19,202
{ 小 型 車	11,328	56,641	2,832	70,801
ト ラ ッ ク	3,777	9,652	559	13,988
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	2,469	6,308	366	9,143
{ けん引車	109	279	16	404
{ 被けん引車	161	410	24	595
{ 貨客兼用車	1,038	2,655	153	3,846
バ ス	202	125	10	337
三 輪 小 型 車	0	0	0	0
特 種 用 途 車	446	1,093	692	2,231

単位：台、千円

③の取得価額 ④	④のうちバリアフリー特例に係る控除額 ⑤	④のうちASV特例に係る控除額 ⑥	③の課税標準額 ④ - (⑤ + ⑥)	調 定 額
84,581,999	12,000	2,553,250	82,016,749	1,425,559
64,876,847	2,000	35,000	64,839,847	1,196,323
13,047,247	0	35,000	13,012,247	257,625
51,829,600	2,000	0	51,827,600	938,698
15,280,318	0	1,802,500	13,477,818	180,255
10,412,011	0	1,785,000	8,627,011	87,229
1,785,256	0	0	1,785,256	23,962
1,020,933	0	0	1,020,933	24,486
2,062,118	0	17,500	2,044,618	44,578
381,359	10,000	56,000	315,359	6,919
0	0	0	0	0
4,043,475	0	659,750	3,383,725	42,062

単位：台、千円

非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ⑤	⑤のうち身体障害者等に係る減免台数	課 税 台 数 ④ - ⑤ ⑥	⑥の取得価額	⑥の課税標準額	調 定 額
99,472	23	7,087	8,932,640	8,932,640	159,218
83,842	18	6,161	7,342,066	7,342,066	135,453
17,786	9	1,416	2,423,544	2,423,544	47,776
66,056	9	4,745	4,918,522	4,918,522	87,677
13,226	0	762	1,335,855	1,335,855	19,503
8,745	0	398	808,502	808,502	8,394
356	0	48	98,897	98,897	1,160
387	0	208	324,684	324,684	8,240
3,738	0	108	103,772	103,772	1,709
282	0	55	97,893	97,893	2,090
0	0	0	0	0	0
2,122	5	109	156,826	156,826	2,172

1.3 自動車税（種別割）に関する調

区 分	賦課期日現在					
	登録台数	実台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	課税台数	調定額
平成 26 年度 (2014)	1,059,420	1,010,652	6,513	23,920	980,219	35,827,465
平成 27 年度 (2015)	1,051,757	1,001,349	6,468	24,125	970,756	35,481,508
平成 28 年度 (2016)	1,049,557	997,905	6,497	24,445	966,963	35,189,350
平成 29 年度 (2017)	1,050,835	998,219	6,503	24,547	967,169	35,305,998
平成 30 年度 (2018)	1,051,703	998,602	6,031	24,533	968,038	35,532,998
令和元年度 (2019)	1,049,662	996,351	6,040	24,461	965,850	35,335,628
令和 2 年度 (2020)	1,045,761	992,412	5,984	24,181	962,247	35,062,080
乗 用 車	889,714	846,293	1,898	20,537	823,858	32,166,081
営 業 用	1,926	1,917	0	0	1,917	19,463
自 家 用	887,788	844,376	1,898	20,537	821,941	32,146,618
ト ラ ッ ク	128,601	120,423	1,456	213	118,754	2,352,007
バ ス	4,557	4,402	277	501	3,624	128,569
一般乗合用	604	603	0	0	603	12,233
そ の 他	1,338	1,336	0	0	1,336	52,654
自 家 用	2,615	2,463	277	501	1,685	63,682
三 輪 車	409	21	0	0	21	143
特 種 用 途 車	22,480	21,273	2,353	2,930	15,990	415,280

単位：台、千円

年度末現在					
登録台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	左のうち身体障害 者等に係るもの	課税台数	調定額
1,051,757	6,468	24,171	21,945	970,710	35,401,300
1,049,557	6,497	24,492	22,195	966,916	35,133,389
1,050,835	6,503	24,591	22,289	967,125	34,923,162
1,051,703	6,031	24,582	22,271	967,989	35,048,544
1,049,662	6,040	24,512	22,186	965,799	35,203,468
1,045,761	5,984	24,181	21,910	962,247	34,973,618
1,042,581	5,923	24,139	21,836	960,211	34,675,214
885,857	1,868	20,457	19,540	821,039	31,785,843
1,870	0	0	0	1,862	18,962
883,987	1,868	20,457	19,540	819,177	31,766,881
129,215	1,412	220	110	119,522	2,354,093
4,343	254	491	0	3,444	123,639
583	0	0	0	582	12,060
1,291	0	0	0	1,289	51,342
2,469	254	491	0	1,573	60,237
426	0	0	0	20	136
22,740	2,389	2,971	2,186	16,186	411,503

1.4 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂 鉱 区 以 外	205	百アール 21,092	—	百アール —	209	百アール 22,419	千円 7,820
採 掘 鉱 区	184	17,347	—	—	185	17,479	6,977
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	184	17,347	—	—	185	17,479	6,977
試 掘 鉱 区	21	3,745	—	—	24	4,940	843
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	21	3,745	—	—	24	4,940	843
砂 鉱 区	1	千メートル 3	—	千メートル —	1	千メートル 3	2

1.5 狩猟税に関する調

単位：人、円

事務所名	課税人員											
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	放鳥獣 猟区 (税率 1/4)	放鳥獣 猟区 以外 (税率 3/4)	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者 (税率1/2)				
	所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種 銃猟 (空気銃)
					所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				
総 数	699	43	203	12	38	—	—	42	3	148	19	4
宇都宮 (県外)	428	25	32	2	15	—	—	1	—	—	—	—
宇都宮 (県内)	84	5	18	2	11	—	—	29	—	85	1	2
鹿 沼	23	—	13	—	1	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	14	—	22	2	4	—	—	4	3	60	16	1
栃 木	69	4	25	2	2	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	20	—	35	2	—	—	—	7	—	1	—	1
大田原	19	5	40	1	1	—	—	—	—	—	—	—
安 足	42	4	18	1	4	—	—	1	—	2	2	—

事務所名	課税人員					課税免除人員						人員	調定額
	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者の従事者（税率1/2）					対象鳥獣捕獲員			認定鳥獣捕獲等事業者の従事者				
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	計	計
	所得割あり	所得割なし	所得割あり	所得割なし									
総数	645	37	516	51	15	365	388	8	25	25	1	3,287	22,762,200
宇都宮(県外)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	505	7,713,400
宇都宮(県内)	61	2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	310	2,806,700
鹿沼	262	10	213	14	8	60	57	-	2	2	-	665	3,627,700
真岡	52	14	40	18	5	9	15	1	-	-	-	280	1,515,100
栃木	53	1	22	4	-	46	42	3	15	14	1	303	1,950,600
矢板	38	2	42	1	1	115	146	-	1	1	-	413	1,192,400
大田原	81	4	14	3	-	124	115	4	-	-	-	411	1,459,200
安足	97	4	174	11	1	11	13	-	7	8	-	400	2,497,100

16 固定資産税に関する調

納税者数	決定価格	課税標準額	市町村において課税すべき課税標準額	県において課税すべき課税標準額	調定額
-	-	-	-	-	-

17 県税の課税免除及び不均一課税に関する調

単位：千円

区分	過疎法	地域再生法	合計
計	4,055	1,281	5,336
個人事業税	-	-	-
法人事業税	2,980	160	3,140
不動産取得税	1,075	1,121	2,196
固定資産税	-	-	-

(注) 本調は、各条例に基づく課税免除及び不均一課税による減収額について計上している。

18 県税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区 分	要処理件数			処理済件数						翌年度への繰越件数			
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	国税決定の繰越に伴うもの	その他	合計	
合 計	1	2	3	1	1	-	-	-	2	-	1	1	
賦 課	個人事業税	非自主分	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	課 税	不動産取得税	1	1	2	-	1	-	-	1	-	1	1
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 訴訟に関する調

区 分	前年度末係属件数	本年度発生件数	合計	年度内の完結状況						年度末係属件数		
				取下	却下	勝訴	一部敗訴	敗訴	合計	1 審	2 審	3 審
合 計	-	3	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	課 税	不動産取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-
徴 収	上 記 以 外	滞納処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	2	2	-	-	-	-	-	2	-
上 記 以 外			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 4 滞 納 状 況

1 滞納処理状況

税目	調定 ①		納期内納付 (入) ②					滞納 (①-②) ③			
	件数	税額	件数	左のうち 証紙徴収	税額	左のうち 証紙徴収	収納率	件数	左のうち 徴収猶予	税額	左のうち 徴収猶予
	件	千円	件	件	千円	千円	%	件	件	千円	千円
総数	1,229,154	131,691,650	1,034,656	2,475	109,853,148	22,762	83.4	194,498	398	21,838,501	11,550,132
現年度分	1,223,822	131,439,851	1,034,643	2,475	109,852,816	22,762	83.6	189,179	395	21,587,035	11,544,196
法人県民税	62,017	6,587,626	52,733	-	6,172,862	-	93.7	9,284	-	414,764	-
個人事業税	26,293	2,180,278	22,003	-	1,888,928	-	86.6	4,290	-	291,349	-
法人事業税	30,266	52,101,633	25,279	-	49,648,067	-	95.3	4,987	-	2,453,565	-
不動産取得税	22,400	4,903,194	19,567	-	4,329,390	-	88.3	2,833	8	573,803	441
自動車取得税	1	284	1	-	284	-	100.0	-	-	-	-
軽油引取税	2,298	21,271,982	1,865	-	9,683,361	-	45.5	433	387	11,588,620	11,543,754
自動車税	238	7,885	231	-	7,644	-	96.9	7	-	241	-
普通徴収	238	7,885	231	-	7,644	-	96.9	7	-	241	-
証紙徴収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税 環境性能割	35,288	1,584,777	35,288	-	1,584,777	-	100.0	-	-	-	-
自動車税 種別割	1,026,043	34,667,327	859,038	-	28,515,726	-	82.3	167,005	-	6,151,600	-
普通徴収	958,667	33,611,162	791,662	-	27,459,561	-	81.7	167,005	-	6,151,600	-
証紙徴収	67,376	1,056,165	67,376	-	1,056,165	-	100.0	-	-	-	-
その他の税	18,978	8,134,862	18,638	2,475	8,021,772	22,762	98.6	340	-	113,089	-
滞納繰越分	5,332	251,799	13	-	332	-	0.1	5,319	3	251,466	5,936

(注) 本表には個人県民税（均等割、所得割）及び地方消費税は含まれていない。
 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
 自動車税証紙徴収・自動車税種別割証紙徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

税 目	滞納額③のうち整理済額							
	任意徴収④				差押徴収			
	件 数	左のうち 徴収猶予	税 額	左のうち 徴収猶予	任意納税⑤		滞納処分徴収⑥	
					件数	税額	件数	税額
件	件	千円	千円	件	千円	件	千円	
総 数	185,997	393	20,516,118	11,546,407	1,697	73,287	1,407	103,522
現 年 度 分	184,850	392	20,459,948	11,544,107	1,251	51,269	1,100	88,390
法人県民税	8,772	-	311,399	-	37	1,115	42	3,495
個人事業税	4,092	-	268,415	-	27	1,347	53	3,826
法人事業税	4,773	-	1,801,478	-	9	1,068	15	38,352
不動産取得税	2,612	6	360,481	393	18	2,822	25	3,333
自動車取得税	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	433	386	11,588,661	11,543,714	-	-	-	-
自動車税	7	-	241	-	-	-	-	-
普通徴収	7	-	241	-	-	-	-	-
証紙徴収	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税 環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税 種 別 割	163,843	-	6,034,665	-	1,160	44,915	965	39,382
普通徴収	163,843	-	6,034,665	-	1,160	44,915	965	39,382
証紙徴収	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の税	318	-	94,605	-	-	-	-	-
滞納繰越分	1,147	1	56,169	2,300	446	22,017	307	15,131

収 入 計 ⑦ (②+④+⑤+⑥)		過 誤 納 ⑧		不 納 欠 損 ⑨		収 入 未 済 (①-⑦+⑧-⑨)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
1,223,757	130,546,077	18	3,132	898	38,501	4,517	1,110,204
1,221,844	130,452,424	16	3,038	73	4,179	1,921	986,285
61,584	6,488,874	6	805	23	741	416	98,815
26,175	2,162,518	1	156	-	-	119	17,916
30,076	51,488,967	3	564	11	2,690	182	610,539
22,222	4,696,027	5	144	2	106	181	207,204
1	284	-	-	-	-	-	-
2,298	21,272,022	-	40	-	-	-	-
238	7,885	-	-	-	-	-	-
238	7,885	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
35,288	1,584,777	-	-	-	-	-	-
1,025,006	34,634,689	-	1,328	37	640	1,000	33,325
957,630	33,578,524	-	1,328	37	640	1,000	33,325
67,376	1,056,165	-	-	-	-	-	-
18,956	8,116,378	1	-	-	-	23	18,483
1,913	93,652	2	94	825	34,322	2,596	123,918

2 県税滞納繰越額累年比較

(1) 税目別

税目	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
	税額	前年度比	税額	前年度比
総額	5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1
県民税	4,847,374,388	85.2	4,083,215,533	84.2
個人	4,811,756,056	85.2	4,048,476,723	84.1
法人	35,618,332	82.7	34,738,810	97.5
利子割	-	-	-	-
事業税	124,287,464	76.1	119,058,673	95.8
個人	63,516,429	61.2	43,106,714	67.9
法人	60,771,035	102.1	75,951,959	125.0
不動産取得税	142,911,235	76.8	91,931,660	64.3
県たばこ税	-	-	-	-
ゴルフ場利用税	-	-	-	-
自動車取得税	-	-	-	-
軽油引取税	6,769,600	6.9	6,695,600	98.9
自動車税	264,500,427	70.2	173,076,791	65.4
自動車税	-	-	-	-
環境性能割	-	-	-	-
種別割	-	-	-	-
鉦区税	88,202	210.0	88,202	100.0
狩猟税	-	-	-	-
旧法（軽油引取税）	154,663	39.9	154,663	100.0

(2) 事務所別

事務所名	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)	
	税額	前年度比	税額	前年度比
総額	5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1
宇都宮	1,497,121,247	84.1	1,171,097,433	78.2
鹿沼	443,206,634	77.6	365,447,246	82.5
真岡	377,172,729	91.0	316,588,938	83.9
栃木	1,275,495,351	82.0	1,167,417,350	91.5
矢板	334,139,609	80.9	266,482,581	79.8
大田原	563,455,615	86.2	488,864,818	86.8
安足	630,994,367	84.0	525,245,965	83.2
自動車	264,500,427	70.2	173,076,791	65.4

単位：円、%

平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9	2,889,611,439	91.0	3,510,250,209	121.5
3,427,367,358	83.9	2,911,052,542	84.9	2,647,392,713	90.9	2,505,092,778	94.6
3,405,228,927	84.1	2,893,018,127	85.0	2,629,002,749	90.9	2,400,045,319	91.3
22,138,431	63.7	18,034,415	81.5	18,389,964	102.0	105,047,459	571.2
-	-	-	-	-	-	-	-
77,992,982	65.5	97,335,774	124.8	83,741,900	86.0	666,369,783	795.7
40,909,017	94.9	56,480,606	138.1	56,051,418	99.2	43,546,125	77.7
37,083,965	48.8	40,855,168	110.2	27,690,482	67.8	622,823,658	2,249.2
66,857,054	72.7	58,759,295	87.9	48,185,612	82.0	233,226,157	484.0
-	-	-	-	197	皆増	3,994	2,027.4
-	-	-	-	596,400	皆増	18,479,900	3,098.6
-	-	-	-	-	-	-	-
3,449,576	51.5	3,913,600	113.5	2,812,120	71.9	512,120	18.2
123,231,079	71.2	105,227,263	85.4	106,882,497	101.6	86,565,477	81.0
-	-	-	-	-	-	53,240,284	49.8
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	33,325,193	皆増
150,000	170.1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

単位：円、%

平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9	2,889,611,439	91.0	3,510,250,209	121.5
882,644,000	75.4	747,379,405	84.7	674,669,189	90.3	1,058,551,937	156.9
321,249,365	87.9	286,882,395	89.3	266,379,957	92.9	272,034,575	102.1
248,460,956	78.5	215,477,210	86.7	201,737,625	93.6	333,625,582	165.4
1,059,077,702	90.7	923,570,243	87.2	829,954,635	89.9	859,905,185	103.6
222,600,716	83.5	170,369,497	76.5	157,861,370	92.7	200,268,566	126.9
440,304,148	90.1	381,285,588	86.6	298,397,570	78.3	362,426,887	121.5
401,480,083	76.4	346,096,873	86.2	353,728,596	102.2	336,872,000	95.2
123,231,079	71.2	105,227,263	85.4	106,882,497	101.6	86,565,477	81.0

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数

(1) 年別

区分	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成 11 (1999) .5.31 現在	588	10,408	76	3,535	63	1,267
平成 12 (2000) .5.31 現在	360	5,518	54	3,263	43	990
平成 13 (2001) .5.31 現在	312	3,715	43	2,264	41	895
平成 14 (2002) .5.31 現在	209	2,480	33	2,191	24	513
平成 15 (2003) .5.31 現在	179	1,869	31	1,843	22	489
平成 16 (2004) .5.31 現在	145	1,503	27	1,385	20	410
平成 17 (2005) .5.31 現在	108	1,036	21	781	18	393
平成 18 (2006) .5.31 現在	86	805	13	432	15	312
平成 19 (2007) .5.31 現在	73	714	11	375	13	248
平成 20 (2008) .5.31 現在	62	623	11	357	13	238
平成 21 (2009) .5.31 現在	51	552	10	235	12	234
平成 22 (2010) .5.31 現在	45	517	9	205	10	139
平成 23 (2011) .5.31 現在	39	391	7	106	5	68
平成 24 (2012) .5.31 現在	31	284	7	102	4	68
平成 25 (2013) .5.31 現在	26	265	7	95	4	67
平成 26 (2014) .5.31 現在	24	257	6	88	3	24
平成 27 (2015) .5.31 現在	20	236	6	86	3	17
平成 28 (2016) .5.31 現在	18	221	5	82	3	17
平成 29 (2017) .5.31 現在	15	204	5	81	3	17
平成 30 (2018) .5.31 現在	11	63	4	76	2	14
令和元 (2019) .5.31 現在	9	53	4	70	2	14
令和 2 (2020) .5.31 現在	4	30	3	48	2	14
令和 3 (2021) .5.31 現在	4	30	3	47	1	9

(2) 事務所別

事務所名	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
総 数	4	30	3	47	1	9
宇 都 宮	1	13	2	46	—	—
鹿 沼	—	—	—	—	—	—
真 岡	—	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	—	—	—	—
矢 板	—	—	—	—	—	—
大 田 原	3	17	—	—	—	—
安 足	—	—	1	1	1	9

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
101	9,941	39	1,169	867	26,320
68	5,710	26	626	551	16,107
62	5,384	23	562	481	12,820
51	4,975	20	505	337	10,664
41	4,417	17	398	290	9,016
37	3,739	16	380	245	7,417
28	3,199	13	298	188	5,707
25	2,727	11	344	150	4,620
22	1,898	10	315	129	3,550
20	1,749	10	222	116	3,189
19	1,693	9	214	101	2,928
17	1,598	9	200	90	2,659
18	1,571	8	197	77	2,333
16	1,486	5	124	63	2,064
16	1,426	5	123	58	1,976
15	1,244	4	64	52	1,677
14	1,209	2	62	45	1,610
13	1,132	2	58	41	1,510
13	1,101	2	57	38	1,460
13	814	2	56	32	1,023
12	774	2	60	29	971
12	506	2	43	23	641
10	392	2	43	20	521

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
10	392	2	43	20	521
1	22	1	4	5	85
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
8	60	-	-	8	60
1	310	1	39	2	349
-	-	-	-	3	17
-	-	-	-	2	10

2 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	収入額 ①	口座振替による納税			②／①
		件数	税額 ②	前年度比	
個 人 事 業 税	2,154,384,300	6,723	773,809,200	99.1	35.9
自 動 車 税	34,634,689,950	108,924	3,862,819,500	113.6	11.2
計	36,789,074,250	115,647	4,636,628,700	110.9	12.6

(注) 収入額は、現年度課税分に係るものである。

単位：円、%

②の納付場所による区分			
銀行	信用金庫	農業協同組合	その他
606,753,600	82,722,200	74,697,900	9,635,500
3,025,828,000	261,229,900	500,112,200	75,649,400
3,632,581,600	343,952,100	574,810,100	85,284,900

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧

市町村名	個人県民税徴収取扱費交付金		利子割交付金		配当割交付金		株式等譲渡所得割交付金	
	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比
総額	3,253,941,583	101.0	209,228,000	120.6	983,981,000	90.5	1,130,126,000	150.0
市計	2,832,619,583	101.2	185,937,000	120.7	874,464,000	90.5	1,004,465,000	150.0
町計	421,322,000	99.6	23,291,000	120.2	109,517,000	90.1	125,661,000	149.4
宇都宮市	842,706,539	101.0	65,317,000	120.4	307,088,000	90.3	352,544,000	149.7
足利市	230,165,293	101.1	14,281,000	120.6	67,164,000	90.5	77,150,000	150.1
栃木市	263,590,059	101.0	15,488,000	120.5	72,808,000	90.3	83,558,000	149.6
佐野市	191,478,090	98.9	11,393,000	121.0	53,589,000	90.7	61,574,000	150.2
鹿沼市	179,732,117	110.3	9,478,000	120.1	44,545,000	90.0	51,075,000	149.0
日光市	138,359,692	99.5	7,338,000	119.2	34,458,000	89.4	39,434,000	148.0
小山市	273,049,190	100.2	18,273,000	121.3	86,006,000	91.0	98,983,000	151.1
真岡市	132,960,335	102.2	7,900,000	121.8	37,180,000	91.2	42,770,000	150.9
大田原市	115,586,566	99.1	6,893,000	120.6	32,427,000	90.5	37,256,000	150.2
矢板市	53,786,829	99.1	3,047,000	119.1	14,314,000	89.4	16,391,000	148.3
那須塩原市	198,747,514	101.0	11,909,000	122.0	56,110,000	91.6	64,708,000	152.3
さくら市	73,483,789	100.6	4,513,000	121.5	21,237,000	91.0	24,422,000	150.7
那須烏山市	41,803,586	101.4	2,215,000	119.3	10,409,000	89.5	11,920,000	148.3
下野市	97,169,984	101.5	7,892,000	120.9	37,129,000	90.7	42,680,000	150.5
上三川町	52,827,536	102.1	3,431,000	121.3	16,143,000	90.9	18,562,000	150.6
益子町	36,511,835	99.0	1,962,000	119.7	9,226,000	89.8	10,577,000	148.9
茂木町	19,880,237	98.2	978,000	118.1	4,596,000	88.8	5,255,000	147.4
市貝町	19,010,374	101.4	1,128,000	120.8	5,310,000	90.6	6,105,000	150.4
芳賀町	25,602,611	102.9	1,396,000	121.5	6,571,000	91.0	7,560,000	150.8
壬生町	63,582,597	100.2	4,083,000	121.0	19,208,000	90.7	22,076,000	150.3
野木町	41,988,790	103.0	2,652,000	117.8	12,445,000	88.5	14,207,000	146.6
塩谷町	17,915,678	94.9	925,000	120.4	4,352,000	90.2	4,991,000	149.1
高根沢町	51,173,715	94.8	3,486,000	119.8	16,381,000	89.8	18,773,000	148.8
那須町	67,703,544	99.5	2,005,000	120.5	9,428,000	90.3	10,826,000	149.8
那珂川町	25,125,083	98.7	1,245,000	120.2	5,857,000	90.2	6,729,000	150.1

単位：円、%

法人事業税交付金		地方消費税交付金		ゴルフ場利用税交付金		自動車税環境性能割交付金		合計	
交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比
2,435,635,000	皆増	44,441,195,000	121.9	1,380,075,742	91.2	703,588,000	193.2	54,537,770,325	121.9
2,046,064,000	皆増	38,950,267,000	121.9	1,110,781,277	91.5	583,445,000	193.2	47,588,042,860	122.0
389,571,000	皆増	5,490,928,000	121.8	269,294,465	89.9	120,143,000	192.9	6,949,727,465	121.6
856,534,000	皆増	11,856,706,000	121.5	108,023,028	94.7	123,445,000	193.2	14,512,363,567	125.0
88,829,000	皆増	3,331,413,000	122.2	51,058,175	88.2	46,171,000	192.5	3,906,231,468	120.2
143,645,000	皆増	3,521,823,000	122.4	309,958,390	91.5	58,110,000	192.7	4,468,980,449	119.1
118,381,000	皆増	2,684,818,000	121.8	134,736,105	90.6	40,155,000	192.7	3,296,124,195	120.2
94,989,000	皆増	2,219,405,000	121.9	172,404,562	96.4	38,673,000	193.2	2,810,301,679	120.2
54,801,000	皆増	1,884,046,000	121.8	64,070,653	90.7	40,011,000	192.6	2,262,518,345	118.2
271,709,000	皆増	3,744,579,000	122.0	24,012,310	95.5	52,579,000	193.8	4,569,190,500	125.0
78,275,000	皆増	1,789,195,000	121.9	23,064,060	83.4	40,643,000	196.3	2,151,987,395	120.4
82,476,000	皆増	1,704,532,000	121.8	48,561,819	80.0	32,690,000	193.4	2,060,422,385	120.2
20,177,000	皆増	741,915,000	122.3	25,748,054	84.5	13,274,000	192.8	888,652,883	118.5
138,593,000	皆増	2,617,454,000	122.1	32,384,545	90.1	41,065,000	192.8	3,160,971,059	122.6
42,249,000	皆増	970,941,000	123.1	77,931,802	93.9	19,849,000	193.5	1,234,626,591	119.8
14,067,000	皆増	587,893,000	123.0	38,371,531	92.6	13,371,000	193.1	720,050,117	117.8
41,339,000	皆増	1,295,547,000	122.9	456,243	78.5	23,409,000	193.0	1,545,622,227	121.0
140,837,000	皆増	730,107,000	120.7	-	-	13,847,000	193.3	975,754,536	135.6
6,993,000	皆増	478,632,000	124.7	46,793,127	87.6	8,661,000	192.7	599,355,962	117.1
3,633,000	皆増	274,626,000	124.3	40,816,295	99.4	7,668,000	193.3	357,452,532	115.9
65,653,000	皆増	260,353,000	122.3	19,739,850	89.5	7,003,000	193.5	384,302,224	137.4
52,665,000	皆増	532,883,000	112.4	8,734,530	103.5	13,304,000	193.0	648,716,141	118.0
40,783,000	皆増	860,413,000	123.2	21,311,876	80.1	14,845,000	191.3	1,046,302,473	121.7
30,062,000	皆増	538,622,000	123.6	-	-	9,771,000	192.8	649,747,790	124.1
6,192,000	皆増	240,112,000	124.2	17,896,298	68.9	6,252,000	192.5	298,635,976	114.5
12,311,000	皆増	625,364,000	123.9	26,595,564	98.5	13,460,000	194.2	767,544,279	118.4
13,378,000	皆増	585,067,000	120.7	47,272,390	89.0	15,679,000	192.9	751,358,934	114.0
17,064,000	皆増	364,749,000	123.3	40,134,535	95.9	9,653,000	192.8	470,556,618	118.8

2 個人県民税徴収取扱費交付金

単位：円

市町村名	1期(5月)	2期(8月)	3期(11月)	4期(2月)	計
総 額	796,111,291	795,697,028	851,249,859	810,883,405	3,253,941,583
市 計	690,834,704	689,959,711	744,195,937	707,629,231	2,832,619,583
町 計	105,276,587	105,737,317	107,053,922	103,254,174	421,322,000
宇 都 宮 市	205,218,994	203,398,236	211,374,418	222,714,891	842,706,539
足 利 市	57,282,274	57,963,360	59,667,533	55,252,126	230,165,293
栃 木 市	64,987,031	62,618,712	73,684,264	62,300,052	263,590,059
佐 野 市	46,885,281	45,756,259	52,329,220	46,507,330	191,478,090
鹿 沼 市	40,761,659	38,361,783	58,252,897	42,355,778	179,732,117
日 光 市	34,119,395	35,813,088	34,364,935	34,062,274	138,359,692
小 山 市	66,943,608	70,324,135	69,056,468	66,724,979	273,049,190
真 岡 市	33,708,903	33,055,023	32,968,053	33,228,356	132,960,335
大 田 原 市	28,146,959	27,890,172	31,161,172	28,388,263	115,586,566
矢 板 市	13,121,006	13,558,305	13,957,947	13,149,571	53,786,829
那 須 塩 原 市	48,632,167	48,983,267	52,003,036	49,129,044	198,747,514
さ くら 市	16,441,292	18,861,290	19,688,000	18,493,207	73,483,789
那 須 烏 山 市	11,167,027	9,842,548	10,280,368	10,513,643	41,803,586
下 野 市	23,419,108	23,533,533	25,407,626	24,809,717	97,169,984
上 三 川 町	12,959,849	13,357,941	13,573,015	12,936,731	52,827,536
益 子 町	9,015,112	9,183,492	8,784,973	9,528,258	36,511,835
茂 木 町	5,380,755	4,639,500	5,189,609	4,670,373	19,880,237
市 貝 町	4,731,206	4,834,908	4,783,288	4,660,972	19,010,374
芳 賀 町	6,766,623	6,430,098	6,478,822	5,927,068	25,602,611
壬 生 町	15,962,853	15,236,230	16,257,567	16,125,947	63,582,597
野 木 町	10,424,179	11,828,182	9,709,105	10,027,324	41,988,790
塩 谷 町	4,765,367	4,351,317	4,469,351	4,329,643	17,915,678
高 根 沢 町	11,922,314	13,359,871	13,135,210	12,756,320	51,173,715
那 須 町	16,616,759	16,425,437	18,355,517	16,305,831	67,703,544
那 珂 川 町	6,731,570	6,090,341	6,317,465	5,985,707	25,125,083

3 利子割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	80,384,000	71,715,000	57,129,000	209,228,000
市計	71,413,000	63,744,000	50,780,000	185,937,000
町計	8,971,000	7,971,000	6,349,000	23,291,000
宇都宮市	25,117,000	22,375,000	17,825,000	65,317,000
足利市	5,485,000	4,896,000	3,900,000	14,281,000
栃木市	5,960,000	5,303,000	4,225,000	15,488,000
佐野市	4,373,000	3,907,000	3,113,000	11,393,000
鹿沼市	3,655,000	3,241,000	2,582,000	9,478,000
日光市	2,843,000	2,502,000	1,993,000	7,338,000
小山市	6,987,000	6,282,000	5,004,000	18,273,000
真岡市	3,024,000	2,714,000	2,162,000	7,900,000
大田原市	2,646,000	2,364,000	1,883,000	6,893,000
矢板市	1,179,000	1,040,000	828,000	3,047,000
那須塩原市	4,532,000	4,106,000	3,271,000	11,909,000
さくら市	1,729,000	1,550,000	1,234,000	4,513,000
那須烏山市	857,000	756,000	602,000	2,215,000
下野市	3,026,000	2,708,000	2,158,000	7,892,000
上三川町	1,315,000	1,178,000	938,000	3,431,000
益子町	757,000	671,000	534,000	1,962,000
茂木町	380,000	333,000	265,000	978,000
市貝町	433,000	387,000	308,000	1,128,000
芳賀町	535,000	479,000	382,000	1,396,000
壬生町	1,566,000	1,401,000	1,116,000	4,083,000
野木町	1,033,000	901,000	718,000	2,652,000
塩谷町	357,000	316,000	252,000	925,000
高根沢町	1,346,000	1,191,000	949,000	3,486,000
那須町	771,000	687,000	547,000	2,005,000
那珂川町	478,000	427,000	340,000	1,245,000

4 配当割交付金

単位：円

市町村名	8月交付分	12月交付分	3月交付分	計
総額	263,686,000	48,097,000	672,198,000	983,981,000
市計	234,252,000	42,754,000	597,458,000	874,464,000
町計	29,434,000	5,343,000	74,740,000	109,517,000
宇都宮市	82,385,000	15,008,000	209,695,000	307,088,000
足利市	17,991,000	3,284,000	45,889,000	67,164,000
栃木市	19,550,000	3,557,000	49,701,000	72,808,000
佐野市	14,344,000	2,621,000	36,624,000	53,589,000
鹿沼市	11,991,000	2,174,000	30,380,000	44,545,000
日光市	9,325,000	1,678,000	23,455,000	34,458,000
小山市	22,918,000	4,213,000	58,875,000	86,006,000
真岡市	9,920,000	1,820,000	25,440,000	37,180,000
大田原市	8,681,000	1,586,000	22,160,000	32,427,000
矢板市	3,868,000	697,000	9,749,000	14,314,000
那須塩原市	14,868,000	2,754,000	38,488,000	56,110,000
さくら市	5,672,000	1,039,000	14,526,000	21,237,000
那須烏山市	2,812,000	507,000	7,090,000	10,409,000
下野市	9,927,000	1,816,000	25,386,000	37,129,000
上三川町	4,313,000	790,000	11,040,000	16,143,000
益子町	2,485,000	450,000	6,291,000	9,226,000
茂木町	1,248,000	223,000	3,125,000	4,596,000
市貝町	1,420,000	259,000	3,631,000	5,310,000
芳賀町	1,754,000	321,000	4,496,000	6,571,000
壬生町	5,138,000	939,000	13,131,000	19,208,000
野木町	3,391,000	604,000	8,450,000	12,445,000
塩谷町	1,171,000	212,000	2,969,000	4,352,000
高根沢町	4,416,000	799,000	11,166,000	16,381,000
那須町	2,529,000	460,000	6,439,000	9,428,000
那珂川町	1,569,000	286,000	4,002,000	5,857,000

5 株式等譲渡所得割交付金

単位：円

市町村名	3月	計
総額	1,130,126,000	1,130,126,000
市計	1,004,465,000	1,004,465,000
町計	125,661,000	125,661,000
宇都宮市	352,544,000	352,544,000
足利市	77,150,000	77,150,000
栃木市	83,558,000	83,558,000
佐野市	61,574,000	61,574,000
鹿沼市	51,075,000	51,075,000
日光市	39,434,000	39,434,000
小山市	98,983,000	98,983,000
真岡市	42,770,000	42,770,000
大田原市	37,256,000	37,256,000
矢板市	16,391,000	16,391,000
那須塩原市	64,708,000	64,708,000
さくら市	24,422,000	24,422,000
那須烏山市	11,920,000	11,920,000
下野市	42,680,000	42,680,000
上三川町	18,562,000	18,562,000
益子町	10,577,000	10,577,000
茂木町	5,255,000	5,255,000
市貝町	6,105,000	6,105,000
芳賀町	7,560,000	7,560,000
壬生町	22,076,000	22,076,000
野木町	14,207,000	14,207,000
塩谷町	4,991,000	4,991,000
高根沢町	18,773,000	18,773,000
那須町	10,826,000	10,826,000
那珂川町	6,729,000	6,729,000

6 法人事業税交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	1,502,587,000	404,786,000	528,262,000	2,435,635,000
市計	1,268,356,000	337,395,000	440,313,000	2,046,064,000
町計	234,231,000	67,391,000	87,949,000	389,571,000
宇都宮市	542,908,000	136,061,000	177,565,000	856,534,000
足利市	54,887,000	14,725,000	19,217,000	88,829,000
栃木市	88,278,000	24,020,000	31,347,000	143,645,000
佐野市	73,525,000	19,460,000	25,396,000	118,381,000
鹿沼市	58,867,000	15,671,000	20,451,000	94,989,000
日光市	33,250,000	9,349,000	12,202,000	54,801,000
小山市	161,100,000	47,986,000	62,623,000	271,709,000
真岡市	48,149,000	13,070,000	17,056,000	78,275,000
大田原市	50,562,000	13,845,000	18,069,000	82,476,000
矢板市	12,632,000	3,273,000	4,272,000	20,177,000
那須塩原市	83,381,000	23,953,000	31,259,000	138,593,000
さくら市	26,753,000	6,723,000	8,773,000	42,249,000
那須烏山市	8,669,000	2,342,000	3,056,000	14,067,000
下野市	25,395,000	6,917,000	9,027,000	41,339,000
上三川町	85,522,000	23,997,000	31,318,000	140,837,000
益子町	4,079,000	1,264,000	1,650,000	6,993,000
茂木町	2,167,000	636,000	830,000	3,633,000
市貝町	40,270,000	11,012,000	14,371,000	65,653,000
芳賀町	30,838,000	9,469,000	12,358,000	52,665,000
壬生町	23,926,000	7,313,000	9,544,000	40,783,000
野木町	18,141,000	5,172,000	6,749,000	30,062,000
塩谷町	3,654,000	1,101,000	1,437,000	6,192,000
高根沢町	6,638,000	2,461,000	3,212,000	12,311,000
那須町	8,088,000	2,295,000	2,995,000	13,378,000
那珂川町	10,908,000	2,671,000	3,485,000	17,064,000

7 地方消費税交付金

単位：円

市町村名	6月	9月	12月	3月	計
総額	10,155,356,000	14,998,303,000	8,009,058,000	11,278,478,000	44,441,195,000
市計	8,900,616,000	13,145,178,000	7,019,514,000	9,884,959,000	38,950,267,000
町計	1,254,740,000	1,853,125,000	989,544,000	1,393,519,000	5,490,928,000
宇都宮市	2,709,384,000	4,001,523,000	2,136,704,000	3,009,095,000	11,856,706,000
足利市	761,272,000	1,124,298,000	600,391,000	845,452,000	3,331,413,000
栃木市	804,786,000	1,188,551,000	634,719,000	893,767,000	3,521,823,000
佐野市	613,513,000	906,091,000	483,847,000	681,367,000	2,684,818,000
鹿沼市	507,160,000	749,021,000	399,972,000	563,252,000	2,219,405,000
日光市	430,527,000	635,842,000	339,534,000	478,143,000	1,884,046,000
小山市	855,683,000	1,263,742,000	674,841,000	950,313,000	3,744,579,000
真岡市	408,853,000	603,829,000	322,444,000	454,069,000	1,789,195,000
大田原市	389,506,000	575,258,000	307,183,000	432,585,000	1,704,532,000
矢板市	169,537,000	250,384,000	133,710,000	188,284,000	741,915,000
那須塩原市	598,123,000	883,350,000	471,718,000	664,263,000	2,617,454,000
さくら市	221,876,000	327,669,000	174,997,000	246,399,000	970,941,000
那須烏山市	134,343,000	198,401,000	105,957,000	149,192,000	587,893,000
下野市	296,053,000	437,219,000	233,497,000	328,778,000	1,295,547,000
上三川町	166,835,000	246,410,000	131,564,000	185,298,000	730,107,000
益子町	109,378,000	161,520,000	86,277,000	121,457,000	478,632,000
茂木町	62,758,000	92,677,000	49,501,000	69,690,000	274,626,000
市貝町	59,494,000	87,865,000	46,921,000	66,073,000	260,353,000
芳賀町	121,750,000	179,891,000	95,954,000	135,288,000	532,883,000
壬生町	196,619,000	290,368,000	155,077,000	218,349,000	860,413,000
野木町	123,085,000	181,770,000	97,081,000	136,686,000	538,622,000
塩谷町	54,871,000	81,030,000	43,280,000	60,931,000	240,112,000
高根沢町	142,907,000	211,041,000	112,719,000	158,697,000	625,364,000
那須町	133,692,000	197,459,000	105,429,000	148,487,000	585,067,000
那珂川町	83,351,000	123,094,000	65,741,000	92,563,000	364,749,000

8 ゴルフ場利用税交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	455,823,977	537,307,893	386,943,872	1,380,075,742
市計	370,320,673	430,868,004	309,592,600	1,110,781,277
町計	85,503,304	106,439,889	77,351,272	269,294,465
宇都宮市	36,191,915	40,018,669	31,812,444	108,023,028
足利市	15,739,430	20,179,530	15,139,215	51,058,175
栃木市	104,956,285	118,920,515	86,081,590	309,958,390
佐野市	49,437,080	47,904,990	37,394,035	134,736,105
鹿沼市	57,986,160	66,110,499	48,307,903	172,404,562
日光市	18,043,993	30,036,356	15,990,304	64,070,653
小山市	8,028,650	9,858,170	6,125,490	24,012,310
真岡市	6,352,252	9,205,114	7,506,694	23,064,060
大田原市	16,620,331	19,264,342	12,677,146	48,561,819
矢板市	8,804,345	10,025,582	6,918,127	25,748,054
那須塩原市	9,526,355	14,030,478	8,827,712	32,384,545
さくら市	26,296,488	30,627,147	21,008,167	77,931,802
那須烏山市	12,201,319	14,506,810	11,663,402	38,371,531
下野市	136,070	179,802	140,371	456,243
上三川町	-	-	-	-
益子町	15,710,311	17,075,488	14,007,328	46,793,127
茂木町	14,072,344	15,406,053	11,337,898	40,816,295
市貝町	6,477,252	7,253,991	6,008,607	19,739,850
芳賀町	2,785,230	3,489,990	2,459,310	8,734,530
壬生町	6,518,302	8,297,660	6,495,914	21,311,876
野木町	-	-	-	-
塩谷町	5,589,237	7,510,582	4,796,479	17,896,298
高根沢町	7,037,626	9,745,906	9,812,032	26,595,564
那須町	13,748,017	21,811,939	11,712,434	47,272,390
那珂川町	13,564,985	15,848,280	10,721,270	40,134,535

9 自動車税環境性能割交付金

単位：円

市町村名	道路の総延長	道路の総面積	8月	12月	3月	計
総額	26,102,173	147,484,243	189,991,000	247,035,000	266,562,000	703,588,000
市計	21,646,445	122,283,765	157,550,000	204,851,000	221,044,000	583,445,000
町計	4,455,728	25,200,478	32,441,000	42,184,000	45,518,000	120,143,000
宇都宮市	4,465,851	26,515,180	33,335,000	43,342,000	46,768,000	123,445,000
足利市	1,676,937	9,880,604	12,468,000	16,211,000	17,492,000	46,171,000
栃木市	2,247,034	11,664,392	15,692,000	20,403,000	22,015,000	58,110,000
佐野市	1,573,400	7,944,229	10,843,000	14,099,000	15,213,000	40,155,000
鹿沼市	1,511,793	7,670,123	10,443,000	13,578,000	14,652,000	38,673,000
日光市	1,538,061	8,082,910	10,804,000	14,048,000	15,159,000	40,011,000
小山市	1,910,757	11,245,920	14,198,000	18,461,000	19,920,000	52,579,000
真岡市	1,569,198	8,171,774	10,975,000	14,270,000	15,398,000	40,643,000
大田原市	1,164,515	7,124,994	8,827,000	11,478,000	12,385,000	32,690,000
矢板市	450,606	3,019,284	3,585,000	4,660,000	5,029,000	13,274,000
那須塩原市	1,464,473	8,940,613	11,089,000	14,418,000	15,558,000	41,065,000
さくら市	720,688	4,249,325	5,360,000	6,969,000	7,520,000	19,849,000
那須烏山市	482,619	2,879,129	3,610,000	4,695,000	5,066,000	13,371,000
下野市	870,513	4,895,288	6,321,000	8,219,000	8,869,000	23,409,000
上三川町	525,340	2,837,132	3,739,000	4,862,000	5,246,000	13,847,000
益子町	329,562	1,770,170	2,339,000	3,041,000	3,281,000	8,661,000
茂木町	282,942	1,616,615	2,070,000	2,693,000	2,905,000	7,668,000
市貝町	278,234	1,365,076	1,891,000	2,459,000	2,653,000	7,003,000
芳賀町	464,833	2,952,180	3,592,000	4,671,000	5,041,000	13,304,000
壬生町	578,322	2,956,190	4,009,000	5,212,000	5,624,000	14,845,000
野木町	345,523	2,144,558	2,638,000	3,431,000	3,702,000	9,771,000
塩谷町	226,435	1,342,585	1,688,000	2,195,000	2,369,000	6,252,000
高根沢町	497,429	2,832,937	3,634,000	4,726,000	5,100,000	13,460,000
那須町	557,840	3,421,447	4,234,000	5,505,000	5,940,000	15,679,000
那珂川町	369,268	1,961,588	2,607,000	3,389,000	3,657,000	9,653,000

(注1) 道路の総延長及び総面積は、補正前のものである。

10 特別徴収義務者等交付金

	調定額 (令和元(2019)年度)		交付金算出基礎		交付率	交付金		交付額 前年度比
	件数	税額(千円)	件数	納入額(千円)		対象人員	交付額(円)	
ゴルフ場利用税	1,450	2,192,339	124	2,134,398	1.7/100	124	36,284,200	98.1
軽油 引取 税	納期内納入分	21,782,626	148	9,214,196	2.5/100	148	230,354,510	96.6
	徴収猶予期間 内納入分		38	12,440,708	2.5/100	38	311,017,640	99.6
	計	1,835	21,782,626	169	21,654,904		169	541,372,150
合計	3,285	23,974,965	293	23,789,302		293	577,656,350	98.3

(注) 軽油引取税における件数は、納期内納入分と徴収猶予期間内納入分の重複による実件数である。

第 7 徵 稅 費

1 徴税費に関する調

区 分	平成 28 年度決算 (2016)		平成 29 年度決算 (2017)	
	金額等	構成比	金額等	構成比
県 税 ・ 予 算 額 (7)	242,500,000	—	247,500,000	—
県 税 ・ 調 定 額 (イ)	248,313,748	—	253,249,548	—
県 税 ・ 収 入 額 (ウ)	243,126,979	—	248,857,064	—
徴 税 費 (エ)	6,599,404	100.0	6,707,075	100.0
人 件 費	2,286,800	34.7	2,261,353	33.7
職 員 給 当	1,154,356	—	1,141,021	—
諸 手 当	710,932	—	699,865	—
超 過 勤 務 手 当	64,986	—	58,716	—
特 殊 勤 務 手 当	37,454	—	38,080	—
そ の 他 の 手 当	608,492	—	603,069	—
そ の 他 の 人 件 費	421,512	—	420,467	—
旅 費	4,415	0.1	4,468	0.1
需 用 費	404,962	6.1	557,719	8.3
通 信 運 搬 費	92,559	—	94,072	—
備 品 費	487	—	450	—
そ の 他	311,916	—	463,197	—
徴 収 取 扱 費 等	3,903,227	59.1	3,883,535	57.9
県 民 税 徴 収 取 扱 費	3,185,825	—	3,160,058	—
特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金	578,807	—	579,107	—
そ の 他	138,595	—	144,370	—
徴 税 職 員 数 ・ 定 員	304	—	304	—
徴 税 職 員 数 ・ 現 員 (オ)	304	—	304	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 予 算 額 (エ)/(7)	2.7	—	2.7	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 調 定 額 (エ)/(イ)	2.7	—	2.6	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 収 入 額 (エ)/(ウ)	2.7	—	2.7	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 額 (ウ)/(オ)	799,760	—	818,609	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 費 (エ)/(オ)	21,709	—	22,063	—
人 件 費 (旅 費 を 含 む。)	7,537	—	7,453	—
物 件 費 (徴 収 取 扱 費 等 を 含 む。)	14,172	—	14,609	—

単位：千円、人、%

平成30年度決算 (2018)		令和元年度決算 (2019)		令和2年度決算 (2020)	
金額等	構成比	金額等	構成比	金額等	構成比
249,500,000	—	244,000,000	—	240,000,000	—
252,576,604	—	247,882,099	—	246,419,593	—
248,853,151	—	244,648,525	—	242,551,486	—
6,773,156	100.0	6,871,700	100.0	6,637,541	100.0
2,295,918	33.9	2,322,338	33.8	2,232,267	33.6
1,158,481	—	1,171,875	—	1,138,757	—
717,279	—	732,985	—	689,596	—
56,772	—	62,477	—	49,335	—
38,840	—	39,631	—	38,440	—
621,667	—	630,877	—	601,821	—
420,158	—	417,478	—	403,914	—
4,408	0.1	4,040	0.1	2,568	0.0
500,404	7.4	585,964	8.5	420,330	6.3
88,586	—	88,942	—	86,060	—
286	—	1,884	—	1,470	—
411,532	—	495,138	—	286,863	—
3,972,426	58.6	3,959,358	57.6	3,982,376	60.0
3,241,032	—	3,222,015	—	3,368,958	—
579,525	—	587,662	—	577,656	—
151,869	—	149,681	—	35,762	—
312	—	315	—	303	—
312	—	315	—	303	—
2.7	—	2.8	—	2.8	—
2.7	—	2.8	—	2.7	—
2.7	—	2.8	—	2.7	—
797,606	—	776,662	—	800,500	—
21,709	—	21,815	—	21,906	—
7,373	—	7,385	—	7,376	—
14,336	—	14,430	—	14,530	—

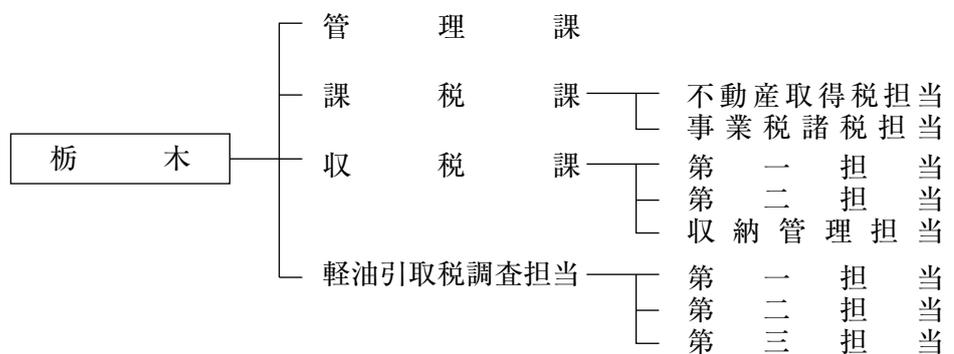
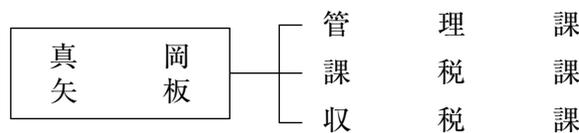
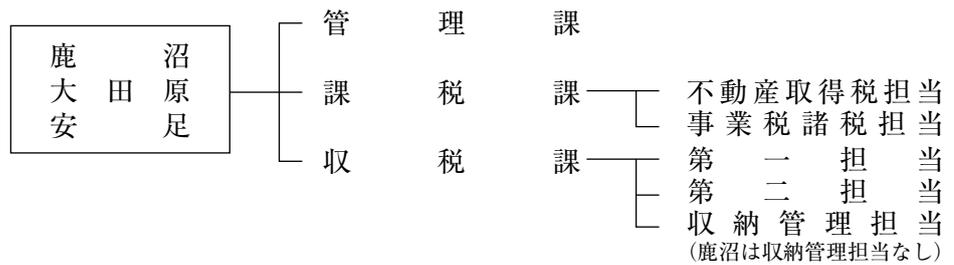
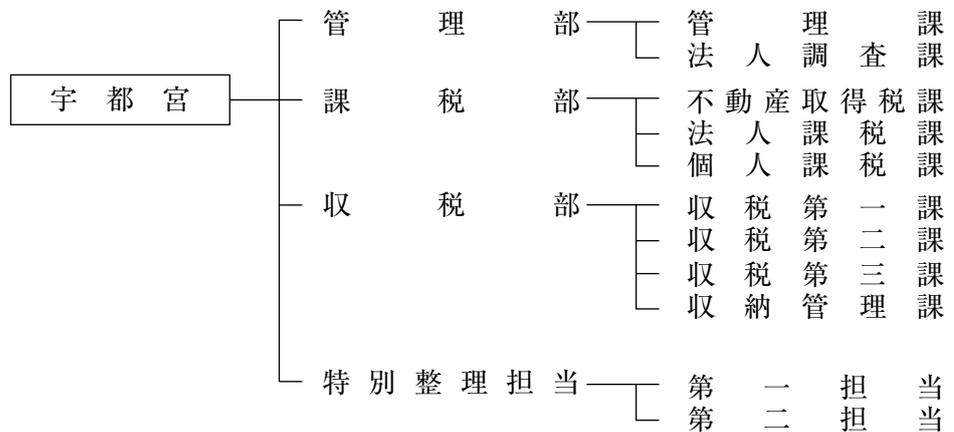
第 8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覽 (令和3 (2021) 年4月1日現在)

(1) 本 庁



(2) 県税事務所



(3) 自動車税事務所



2 分掌事務（令和3（2021）年4月1日現在）

(1) 本庁税務課

- 1 県税の賦課徴収に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 県税事務所及び自動車税事務所の統轄に関すること。
- 3 県税の調査及び検査に関すること。
- 4 県税の犯則取締りに関すること。
- 5 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- 6 税務オンラインシステムに関すること。
- 7 その他税務に関すること。

(2) 県税事務所

ア 宇都宮県税事務所

管理部

管理課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 県有財産の維持管理に関すること。
- 6 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 7 所内の取締りに関すること。
- 8 各部課担当の連絡調整に関すること。
- 9 災害対策基本法施行令第33条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関すること。
- 10 1から9に掲げるもののほか、他部課担当の主管に属しない事務に関すること。

法人調査課

- 1 法人の事業税に係る課税標準の調査（地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人及び同法第72条の41第1項に規定する法人（連結申告法人及び同法第72条の24の適用を受ける法人を除く。）に係る調査に限る。）に関すること。

課税部

不動産取得税課

- 1 不動産取得税及び固定資産税（以下「不動産取得税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 不動産取得税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 不動産取得税等に係る犯則の取締りに関すること。

法人課税課

- 1 法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び法人の事業税（以下「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 法人県民税等に係る課税標準の調査に関すること（法人調査課の所掌する事務を除く。）。
- 3 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 法人県民税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 5 地方消費税に関すること。
- 6 税理士法第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。

個人課税課

- 1 個人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税（以下「個人事業税等」という。）

に係る徴収金の賦課に関すること。

- 2 個人事業税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 個人事業税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 個人事業税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 5 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 6 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。

収税部

収税第一課、収税第二課及び収税第三課

- 1 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- 2 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 3 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 4 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに囑託及び受託に関すること。
- 5 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 6 延滞金の減免に関すること。
- 7 個人住民税の徴収の促進に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 8 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 9 7 及び 8 に掲げるもののほか、個人住民税に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

収納管理課

- 1 県税に係る徴収金の収納管理に関すること。
- 2 県税に係る徴収金の所内収納に関すること。
- 3 県税に係る徴収金の督促状の発付に関すること。
- 4 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関すること。
- 5 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。）に関すること。
- 6 納税証明に関すること。
- 7 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関すること。
- 8 納税奨励に関すること。
- 9 収入報告に関すること。

特別整理担当

- 1 個人住民税の徴収の促進に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 2 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、個人住民税に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 4 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関すること。
- 5 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 6 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 7 特別滞納事案に係る延滞金の減免に関すること。
- 8 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関すること。

イ 鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所及び安足県税事務所

管理課

- 1 宇都宮県税事務所管理部管理課に掲げる事務

課税課

- 1 宇都宮県税事務所管理部法人調査課に掲げる事務

- 2 宇都宮県税事務所課税部不動産取得税課に掲げる事務
- 3 宇都宮県税事務所課税部法人課税課の1から4までに掲げる事務（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係るものを除く。）及び6に掲げる事務
- 4 宇都宮県税事務所課税部個人課税課の1から4までに掲げる事務（県たばこ税及び鉦区税に係るものを除く。）及び5に掲げる事務並びに6に掲げる事務（栃木県税事務所を除く。）

収税課

- 1 宇都宮県税事務所収税部収税第一課、収税第二課及び収税第三課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所収税部収納管理課に掲げる事務
- 3 収入証紙の売りさばきに関すること（鹿沼県税事務所及び真岡県税事務所に限る。）。

軽油引取税調査担当

- 1 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 軽油引取税に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 4 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること。
- 5 軽油引取税に係る製造等の承認に関すること。
- 6 軽油引取税に係る犯則の取締りに関すること。

(3) 自動車税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 証券及び物品の出納及び保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 6 所内の取締りに関すること。
- 7 自動車税の種別割（以下「種別割」という。）（普通徴収に係るものに限る。16において同じ。）に係る徴収金の賦課及び徴収に関すること。
- 8 自動車税に係る徴収金の収納管理に関すること。
- 9 種別割の納税管理人に関すること。
- 10 自動車税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 11 種別割に係る徴収金のに関する還付金等の還付及び充当に関すること。
- 12 種別割に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関すること。
- 13 延滞金の減免に関すること。
- 14 自動車税に係る徴収金の徴収猶予に関すること。
- 15 自動車税に係る徴収金の督促状の発付に関すること。
- 16 納税証明に関すること。
- 17 前各号に掲げるもののほか、課税課の主管に属しない事務に関すること。

課 税 課

- 1 自動車税の環境性能割及び種別割（証紙徴収に係るものに限る。第3号において同じ。）に係る徴収金の賦課及び徴収に関すること。
- 2 自動車税の課税標準の調査に関すること。
- 3 自動車税の環境性能割及び種別割に係る徴収金に関する還付金等の還付及び充当に関すること。
- 4 自動車税の犯則の取締りに関すること。

佐 野 支 所

- 1 自動車税の賦課及び徴収に関すること。
- 2 納税証明に関すること。

3 税務関係事務の委任（令和3（2021）年4月1日現在）

県税の賦課徴収に関する事務は、栃木県県税条例第5条第1項の規定により、次に掲げる事務を除き、全て課税地を所管する県税事務所長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び鉦区税については宇都宮県税事務所長、軽油引取税については栃木県税事務所長、自動車取得税及び自動車税については自動車税事務所長）に委任されている。

- 1 地方税法第8条第1項（課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）の規定による決定を求める旨の申出に関すること。
- 2 栃木県県税条例第133条第1項の規定による固定資産税の減免に関すること。
- 3 栃木県県税条例第11条第2項の規定による課税地の指定に関すること。
- 4 栃木県県税条例第13条第1項の規定による広範囲にわたる災害等による期限の延長に関すること。
- 5 地方税法第742条（大規模の償却資産の指定等）の規定による大規模の償却資産の指定等及び地方税法第743条（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定による大規模の償却資産の価格等の決定等に関すること。

4 知事部局職員の定数に占める税務関係職員数の割合

単位:人、%

区分	知事部局職員	税務関係職員								知事部局職員数に占める税務職員数の割合
		税務課			県税（自動車税）事務所				合計	
		徴税吏員	公仕	計	徴税吏員	嘱託	公仕	計		
平成 1 (1989) .3.31	5,780	26	－	26	313	－	9	322	348	6.0
平成 2 (1990) .3.31	5,780	27	－	27	311	－	9	320	347	6.0
平成 3 (1991) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	9	308	336	5.8
平成 4 (1992) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	8	307	335	5.8
平成 5 (1993) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 6 (1994) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 7 (1995) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 8 (1996) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 9 (1997) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 10 (1998) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	5	295	326	5.6
平成 11 (1999) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	3	293	324	5.6
平成 12 (2000) .3.31	6,051	31	－	31	287	－	3	290	321	5.3
平成 13 (2001) .3.31	6,051	30	－	30	275	－	3	278	308	5.1
平成 14 (2002) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 15 (2003) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 16 (2004) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 17 (2005) .3.31	6,049	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 18 (2006) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	3	282	312	5.2
平成 19 (2007) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 20 (2008) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 21 (2009) .3.31	6,049	29	－	29	280	－	2	282	311	5.1
平成 22 (2010) .3.31	6,049	29	－	29	274	－	2	276	305	5.0
平成 23 (2011) .3.31	6,049	28	－	28	274	－	2	276	304	5.0
平成 24 (2012) .3.31	6,079	28	－	28	266	－	2	268	296	4.9
平成 25 (2013) .3.31	6,079	28	－	28	277	－	2	279	307	5.1
平成 26 (2014) .3.31	6,079	28	－	28	275	－	2	277	305	5.0
平成 27 (2015) .3.31	6,079	29	－	29	276	－	2	278	307	5.1
平成 28 (2016) .3.31	6,079	30	－	30	273	－	2	275	305	5.0
平成 29 (2017) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 30 (2018) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 31 (2019) .3.31	5,563	32	－	32	278	－	2	280	312	5.6
令和 2 (2020) .3.31	5,563	32	－	32	272	－	1	283	315	5.7
令和 3 (2021) .3.31	5,560	31	－	31	271	－	1	272	303	5.4

5 税務関係職員の配置状況

(令和3(2021)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	税務職員		公 仕		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総 数	275	297	1	1	276	298
県 税 事 務 所	227	243	1	1	228	244
宇 都 宮	60	63	—	—	60	63
鹿 沼	23	26	—	—	23	26
真 岡	21	23	—	—	21	23
栃 木	47	48	—	—	47	48
矢 板	19	22	—	—	19	22
大 田 原	30	31	1	1	31	32
安 足	27	30	—	—	27	30
自 動 車 税 事 務 所	23	24	—	—	23	24
税 務 課	25	30	—	—	25	30

6 税務職員課別配置状況

(令和3(2021)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	所長	総括 所長補佐	管理部課	課税部課	収税部課	特別整理 担当	軽油引取税 調査担当	計
県 税 事 務 所	<1> 7	[1] 7	(2) 29	[1](8) 76	[1](10) 104	[1](2) 7	1 13	<1>[5](23) 243
宇 都 宮	<1> 1	[1] 1	(2) 11	[1](2) 20	[1](4) 23	[1](2) 7		<1> [4] (10) 63
鹿 沼	1	1	3	(1) 9	(1) 12			(2) 26
真 岡	1	1	3	(1) 7	(1) 11			(2) 23
栃 木	1	1	3	(1) 13	(1) 17		1 13	[1] (3) 48
矢 板	1	1	3	(1) 7	(1) 10			(2) 22
大 田 原	1	1	3	(1) 10	(1) 16			(2) 31
安 足	1	1	3	(1) 10	(1) 15			(2) 30
自 動 車 税 事 務 所	所長 1	総括 所長補佐 1	管理課 9	課税課 7	佐野支所 6			24
税 務 課	課長 1	総括 課長補佐 [1] 2	企画担当 5	課税・収税担当 9		税務電算担当 13		[1] (1) 30
計	<1> 9	[2] 10				[4] (24) 278		<1> [6] (24) 297

(注) 1<>内の数値は、参事を兼務している者の人数である。

2[]内の数値は、主幹または主幹を兼務している者の人数である。

3()内の数値は、スタッフ補佐である者又はスタッフ補佐を兼任している者の人数である。

4 税務課課税・収税担当のスタッフ補佐には、総括課長補佐と兼務するグループリーダー1名を除く。

5 宇都宮県税事務所の管理部は、次長(総括所長補佐)と兼務する部長1名を除く。

6 鹿沼・真岡・栃木・矢板・大田原・安足県税事務所及び自動車税事務所の管理課は、総括所長補佐と兼務する課長1名を除く。

7 税務職員年齢別調

(令和3(2021)年4月1日現在) 単位:人、%

年齢	宇都宮	鹿沼	真岡	栃木	矢板	大田原	安足	自動車	税務課	合計	構成比
18										-	-
19										-	-
20										-	-
21										-	-
22	(4) 4		3	(1) 4	(1) 1	2	(1) 3	(2) 3		(9) 20	
23	2	(1) 2	(1) 1	(1) 2		(4) 4	(1) 1	(1) 2		(9) 14	
24	(3) 5	(1) 2	(1) 2	2	(1) 1	(1) 2	(1) 2	(1) 4		(9) 20	
25	1				(1) 2		(1) 1	(1) 1	(2) 3	(5) 8	
26	1	1		1		(1) 1			3	(1) 7	
27		(1) 1			(1) 1		2		(1) 4	(3) 8	
28	(2) 2			(1) 1		1			3	(3) 7	
29	1								(1) 2	(1) 3	29.3
30	(2) 2								1	(2) 3	
31			(1) 1						1	(1) 2	
32	(1) 2				1				1	(1) 4	
33	(1) 1			2			1		(1) 1	(2) 5	
34	1				1	1	(1) 1			(1) 4	
35	(1) 1							(1) 1		(2) 2	
36	1			1						-	2
37	(1) 1			(2) 2		(1) 1				(4) 4	
38			(1) 1	1			(1) 2			(2) 4	
39				(1) 1	1					(1) 2	10.8
40					1					-	1
41	(1) 2									(1) 2	
42	(1) 1			(1) 1			1			(2) 3	
43	(1) 2	1				(1) 1			(1) 2	(3) 6	
44	(1) 1	(1) 3		(1) 2						(3) 6	
45	1	(1) 1	1	1		(1) 2	1		3	(2) 10	
46	1		(2) 3		1	1	(1) 2		1	(3) 9	
47	(1) 2		(1) 1	(1) 4	(1) 1	2	2			(4) 10	
48	(1) 3	(2) 3				(2) 2			(1) 1	(6) 9	
49	2	1	(1) 2	(2) 4	(2) 2			(1) 2		(6) 13	23.2
50	2			1	(1) 1		(1) 2	1		(2) 7	
51	(1) 2	1		1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1		(5) 8	
52		(1) 1					(1) 1		1	(2) 3	
53	(1) 3	1		1		(1) 2	(1) 1	1	1	(3) 10	
54	(1) 3			(2) 4		1	(1) 3			(4) 11	
55	(1) 4	(1) 3	2	(1) 2	1	1			1	(3) 14	
56	(1) 2	1	2	2	2	2	(1) 1	3		(2) 14	
57	2	1	(1) 2	2	1	2		2		(1) 12	
58	(1) 2	1	1	2		(1) 2		1	1	(2) 10	
59	(1) 2			1	1		1	(1) 1		(2) 6	32.0
60	1	1	1	2	2		1			-	8
61		1		1						-	2
62										-	-
63								1		-	1
64						1	2			-	3
計	(28) 63	(9) 26	(9) 23	(14) 48	(9) 22	(14) 31	(13) 30	(9) 24	(7) 30	(112) 297	100.0
平均年齢	41.8	45.1	43.0	44.0	43.8	41.7	42.0	40.9	35.4	42.0	

(注) () 書きは女性数(内書き)

第 9 税 制

1 令和3(2021)年度に適用される税率等一覧

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
県 民 税	<p>1 個人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者</p>	<p>均等割 所得割 (前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)</p> <p>均等割</p>	<p>均等割 2,200円※ 所得割 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額の4/100</p> <p>※うち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税」として、平成20(2008)年度から加算</p> <p>※うち500円は東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として平成26(2014)年度から加算</p>	<p>(賦課期日) 1月1日</p> <p>(納期) 市町村税の納期と同じ(通常6月、8月、10月及び1月において、市町村の条例で定める。)</p> <p>(賦課徴収) 市町村が、市町村民税の賦課徴収と併せて行う。</p> <p>(徴収方法) 普通徴収 特別徴収 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は不動産所得、事業所得若しくは山林所得の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額</p> <p>(所得控除) 雑損控除…(損失額-所得×1/10)と{(損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円}とのいずれか多い金額 医療費控除 ①医療費-(所得×5/100又は10万円のいずれか低い金額)(限度額200万円) ②(対象医薬品の購入金額)-12,000円(限度額88,000円)※①、②のいずれか 社会保険料控除…全額 小規模企業共済等掛金控除…全額 生命保険料控除 ①平成24(2012)年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が12,000円以下…全額 12,000円超32,000円以下… 払込保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下… 払込保険料×1/4+14,000円 56,000円超…28,000円 ※それぞれの適用限度額は28,000円 ②平成23(2011)年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が15,000円以下…全額 15,000円超40,000円以下… 払込保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下… 払込保険料×1/4+17,500円 70,000円超…35,000円 ※それぞれの適用限度額は35,000円 ※①の新契約と②の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円 ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円 地震保険料控除 ①地震保険料だけの場合 50,000円以下…支払保険料×1/2</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
				<p>50,000円超…25,000円</p> <p>②長期損害保険料だけの場合 (平成18(2006)年12月31日までに契約締結したもの) 5,000円以下…全額 5,000円超15,000円以下 …支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超…10,000円</p> <p>③地震保険料と長期損害保険料とがある場合 ①と②でそれぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)</p> <p>障害者控除…各障害者につき26万円(特別障害者30万円、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円) ひとり親控除…30万円 寡婦控除…26万円 勤労学生控除…26万円 配偶者控除…最高33万円(老人同一生計配偶者最高38万円) 配偶者特別控除…最高33万円 扶養控除…各扶養親族につき33万円(特定扶養親族45万円、老人扶養親族38万円、同居老人扶養親族45万円) 基礎控除…最高43万円(寄附金税額控除)</p> <p>地方公共団体への寄附金 ①(寄附金-2,000円)×4% ②(寄附金-2,000円)×(90%-0~45%×1.021)×0.4 ②は、所得割の2割を限度</p> <p>住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部並びに条例で指定した寄附金 (寄附金-2,000円)×4% ※控除額計算の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%まで</p>
	(3) 上場株式等の 配当等の支払を 受ける個人で 県内に住所を有するもの	上場株式等の配当 等の額	上場株式等の配当等の額の 5/100	特別徴収 前月分を毎月10日まで ※源泉徴収選択口座内配当等 に係る配当割は前年分を 毎年1月10日まで
	(4) 特定口座内(源泉 徴収有りを 選択したもの に限る)の上 場株式等の 譲渡益の支 払を受ける 個人で県内 に住所を有 するもの	特定口座内(源泉 徴収有りを 選択したもの に限る)の上 場株式等の 譲渡所得金 額	特定口座内(源泉徴収有りを 選択したものに限る)の上 場株式等の譲渡所得金額 の5/100	特別徴収 前年分を毎年1月10日まで

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所を有しないもの及び、事業所、事務所、寮等は、法人でない団体又は財団代表者又は管理者の定めのあるもの</p>	<p>均等割 資本金等の額※ 法人税割 法人税額</p> <p>均等割 資本金等の額※ ※資本金等の額 = 資本金等の額 × 法人税法に規定する資本金等の額 (法人税法第2条16号に規定する資本金等の額。連結法人にあっては法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額) に、償増資の額を加算し、無償増資の額を減算し、資本準備金等を取り崩し等欠損を充てた額を加算した額が「資本金」と「資本準備金」の合計額となる場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を均等割の税率と区分の基準とする。(保険業法に規定する相互会社については、純資産額。)</p>	<p>法人税割 法人税額の18/100 中小法人等については1.0/100</p> <p>均等割 1 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 856,000 ※円 2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 577,800 ※円 3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 139,100 ※円 4 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 53,500 ※円 5 上記以外の法人(資本金等の額が1千万円以下であるもの等) 年額 21,400 ※円 ※均等割の7%相当額は「とちぎの元気な森づくり県民税」として平成20(2008)年4月1日以後開始事業年度分から加算</p>	<p>申告納付 1 事業年度終了後2月以内(確定申告納付) 2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内(予定申告納付、中間申告納付)</p>
	<p>3 利子等の支払を受ける者 ※平成28(2016)年1月1日以後は、納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く。</p>	<p>支払を受けるべき利子等の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p>	<p>特別徴収 前月分を毎月10日まで(非課税貯蓄制度) 障害者等に対する少額預金、少額公社債利子、郵便貯金非課税制度…それぞれ350万円まで 勤労者財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄非課税制度…合計550万円まで</p>
事業税	<p>1 個人 第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人</p>	<p>1 前年中の事業所得 2 年の途中において事業を廃止した場合は、1の所得のほか、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得</p>	<p>1 第1種事業 課税所得金額の5/100 2 第2種事業 課税所得金額の4/100 3 第3種事業(4に掲げるものを除く。)課税所得金額の5/100 4 第3種事業のうち、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下である者が行うものを除く。)及び装蹄師業課税所得金額の3/100</p>	<p>普通徴収 (納期) 第1期 8月16日～8月31日 第2期 11月16日～11月30日 (事業主控除) 年290万円 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は事業の所得の金額を、事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
事業税 地方法人特別税 及び特別法人事業税	<p>2 法人</p> <p>(1) 送配電事業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気供給業（送配電事業を除く）を行う法人</p> <p>(3) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の電気供給業（送配電事業を除く）を行う法人</p> <p>注. (2)、(3)は令和2(2020)年4月1日以後開始事業年度から適用</p> <p>(4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人</p> <p>(5) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人</p> <p>(6) 特別法人</p>	<p>1 事業税</p> <p>(1) 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 収入割（各事業年度の収入金額）所得割（各事業年度の所得金額）</p> <p>(3) 収入割 付加価値割（各事業年度の付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）±単年度損益） 資本割（各事業年度の資本金等の額※）</p> <p>※資本金等の額については、「県民税2法人課税標準等欄」参照</p> <p>(4) 各事業年度の所得</p> <p>(5) 所得割 付加価値割 資本割</p> <p>(6) 各事業年度の所得</p> <p>2 特別法人事業税の税額 (所得割・収入割)</p>	<p>1 事業税</p> <p>(1) 収入金額の1.0/100</p> <p>(2) 収入割 0.75/100 所得割 1.85/100</p> <p>(3) 収入割 0.75/100 付加価値割 0.37/100 資本割 0.15/100</p> <p>(4)</p> <p>I 所得のうち年400万円以下の金額の3.5/100</p> <p>II 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の5.3/100</p> <p>III 所得のうち年800万円を超える金額の7.0/100</p> <p>IV 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の7.0/100</p> <p>(5) 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 所得割 年400万円以下の金額… 0.4/100 年400万円超800万円以下の金額…0.7/100 年800万円超の金額… 1.0/100 軽減税率不適用法人… 1.0/100</p> <p>(6)</p> <p>I 所得のうち年400万円以下の金額の3.5/100</p> <p>II 所得のうち年400万円を超える金額の4.9/100</p> <p>III 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の4.9/100</p> <p>IV 組合員50万人以上で売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額の5.7/100</p> <p>2 特別法人事業税</p> <p>(1) 所得金額課税普通法人 37.0/100</p> <p>(2) 所得金額課税特別法人 34.5/100</p> <p>(3) 収入金額課税法人 30.0/100</p> <p>(4) 電気供給業（送配電部門を除く）を行う法人収入金額の40.0/100</p> <p>(5) 外形標準課税法人 260.0/100</p> <p>注. (4)は令和2年(2020)年4月1日以後開始事業年度から適用</p>	<p>申告納付</p> <p>1 事業年度終了後2月以内（確定申告納付）</p> <p>2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内（予定申告納付、中間申告納付）</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
地方消費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡 等及び特定課税仕 入れを行った個人 事業者及び法人 (2) 貨物割 課税貨物を保税 地域から引き取る 者	消費税法第45条第1 項第4号に掲げる消 費税額 消費税法第47条第1 項第2号に掲げる課 税標準額に対する消 費税額又は同法第50 条第2項の規定によ り徴収すべき消費税 額	78分の22	(賦課徴収) 当分の間、国が消費税の賦 課徴収と併せて行う。 申告納付 譲渡割 消費税の申告納付 の例により申告につい ては税務署長に、納付につ いては国に行う。 貨物割 消費税の申告納付 の例により申告につい ては税関長に、納付につ いては国に行う。
不動産取得税	不動産の取得者	不動産の価格 ○控除 1 住宅の建築（新築 された住宅でまだ人 の居住の用に供され たことのないものの 購入を含み、地方税 法施行令第37条の 16に定めるものに 限る。）をした場合…1 戸につき1,200万円 ※長期優良住宅であ る住宅の新築、又 は長期優良住宅で ある新築未使用住 宅の購入が、平成 21(2009)年6月4日 から令和4(2022)年 3月31日までの間に 行われた場合は1 戸につき1,300万円 2 既存住宅（新築さ れた住宅でまだ人の 居住の用に供された ことのないもの以外 の住宅で地方税法施 行令第37条の18に 定めるものに限る。 以下同じ。）を取得し た場合…1戸につき、 当該住宅が新築され た時において施行さ れていた地方税法第 73条の14第1項の規 定により控除するも のとされていた額 3 宅地及び宅地 比準土地を平成18 (2006)年1月1日か ら令和6(2024)年3 月31日までの間に取 得した場合には、課 税標準を価格の2分 の1とする。	土地及び住宅 価格3/100 住宅以外の家屋 価格4/100 ○特例適用住宅用土地に係 る減額 1 土地を取得した日から3 年以内（土地取得の日か ら3年以内に特例適用住 宅（地方税法施行令第39 条の2の4第1項に規定 する住宅をいう。以下同 じ。）が新築されることが 困難である場合として政 令で定める場合において は4年以内）にその土地 の上に特例適用住宅が新 築された場合や土地を取 得した者が、当該土地を 取得した日前1年の期間 内に当該土地の上に特例 適用住宅を新築していた 場合は、150万円又は新築 住宅の床面積（1戸につき 200平方メートルまで）の 土地の価格（宅地及び宅 地比準土地の場合は課税 標準の特例後の価格）の うちいずれか高い方の額 に税率を乗じて得た額を 税額から減額する。 2 土地を取得した者が当 該土地を取得した日から 1年以内（取得した日前 1年の期間内）に当該土 地の上にある自己の居住 の用に供する既存住宅を 取得した（取得していた） 場合も1と同様に減額す る。	普通徴収 (納 期) 納税通知書に定める日 ○免税点 1 土地 10万円未満 2 家屋 建築 1 戸 23万円未満 その他 1 戸 12万円未満
県たばこ税	製造たばこの製造 者、特定販売業者及 び卸売販売業者（以 下「卸売販売業者 等」という。）	卸売販売業者等が小 売販売業者に売渡し をし、又は消費等をし た製造たばこの本数	1,000本につき1,000円 (令和3(2021)年10月1日～ 1,070円)	申告納付 前月分を毎月末日まで（一 定の要件により特例の適用 がある。）

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ホール数、利用料金等	1級1人1日につき 1,200円 2 〃 1,100円 3 〃 1,000円 4 〃 900円 5 〃 800円 6 〃 700円 7 〃 600円 8 〃 500円 9 〃 400円 10 〃 300円 18歳未満、70歳以上の者、障害者、学生等及び国民体育大会での利用については非課税 65歳以上の者、早朝等の利用については上記税率の1/2	特別徴収 前月分を毎月15日まで
軽油引取税	特約業者、元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものを行う者	引取りに係る軽油の数量 ○欠減量の控除 1 特約業者からの引取りの場合 数量の1/100 2 元売業者からの引取りの場合 数量の0.3/100	1キロリットルにつき 32,100円	特別徴収 申告納付 1 前月分を毎月末日まで 2 消費又は譲渡の日から30日以内 3 輸入の時まで ○課税免除 1 農業を営む者が耕うん整地用機械の動力源の用途に供する軽油の引取り等（免税証の交付又は知事の承認がある場合に限る。） 2 既に軽油引取税が課された軽油に係る引取り等（知事の承認がある場合に限る。）
自動車税	(1) 環境性能割 自動車の取得者	自動車の取得価額	取得車両の環境性能に応じて変動 1 自家用自動車…最大で取得価額の3/100 2 営業用自動車…最大で取得価額の2/100	現金による申告納付 (納期) 1 新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車の取得にあつては、登録、検査又は届出の時 2 その他の自動車の取得にあつては、その日から15日以内 ○免税点 50万円以下の取得価額
	(2) 種別割 自動車の所有者 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは買主	乗用車 排気量 トラック 最大積載量 貨客兼用車 排気量及び最大積載量 バス 乗車定員	1 令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車及び営業用乗用車	普通徴収 (賦課期日) 4月1日 (納期) 5月16日～5月31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
				<p>証紙徴収 新規登録申請のあった自動車で、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務の発生したもの</p> <p>○課税免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防専用自動車及び救急専用自動車 2 専ら公用又は公共の用に供するもので知事が課税を適当でないと認める自動車 3 学校教育法による幼稚園、児童福祉法による保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車
			<p>(営業用) (自家用) 電気自動車又は総排気量(ロータリーエンジン車にあっては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積。以下同じ。)1ℓ以下のもの</p> <p>7,500円 25,000円</p> <p>総排気量1ℓ超1.5ℓ以下</p> <p>8,500円 30,500円</p> <p>〃 1.5ℓ超2ℓ以下</p> <p>9,500円 36,000円</p> <p>〃 2ℓ超2.5ℓ以下</p> <p>13,800円 43,500円</p> <p>〃 2.5ℓ超3ℓ以下</p> <p>15,700円 50,000円</p> <p>〃 3ℓ超3.5ℓ以下</p> <p>17,900円 57,000円</p> <p>〃 3.5ℓ超4ℓ以下</p> <p>20,500円 65,500円</p> <p>〃 4ℓ超4.5ℓ以下</p> <p>23,600円 75,500円</p> <p>〃 4.5ℓ超6ℓ以下</p> <p>27,200円 87,000円</p> <p>〃 6ℓ超</p> <p>40,700円 110,000円</p> <p>2 令和元(2019)年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車</p>	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			電気自動車又は総排気量 (ロータリーエンジン車に あっては、単室容積にロー ター数を乗じて得た容積に 1.5 を乗じて得た容積。以下 同じ。) 1ℓ以下のもの 29,500 円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 34,500 円 ♪ 1.5ℓ超 2ℓ以下 39,500 円 ♪ 2ℓ超 2.5ℓ以下 45,000 円 ♪ 2.5ℓ超 3ℓ以下 51,000 円 ♪ 3ℓ超 3.5ℓ以下 58,000 円 ♪ 3.5ℓ超 4ℓ以下 66,500 円 ♪ 4ℓ超 4.5ℓ以下 76,500 円 ♪ 4.5ℓ超 6ℓ以下 88,000 円 ♪ 6ℓ超 111,000 円 3 トラック (営業用) (自家用) 最大積載量 1 トン以下 6,500 円 8,000 円 ♪ 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 11,500 円 ♪ 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 16,000 円 ♪ 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 20,500 円 ♪ 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 25,500 円 ♪ 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 30,000 円 ♪ 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 35,000 円 ♪ 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 40,500 円 最大積載量 8 トン超 8 トンを超え 8 トンを超え 1 トンまでご 1 トンまでご とに 29,500 円 とに 40,500 円 に 4,700 円を に 6,300 円を 加算した額 加算した額 貨客兼用車 (ライトバン) などで乗車定員が 4 人以上 のものは、トラックの税額 に次の額を加算した額 電気自動車又は総排気量 1 ℓ以下のもの 3,700 円 5,200 円 総排気量 1 ℓ超 1.5 ℓ以下 4,700 円 6,300 円 ♪ 1.5 ℓ超	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			6,300円 8,000円 小型けん引車	
			7,500円 10,200円 普通けん引車	
			15,100円 20,600円 小型被けん引車	
			3,900円 5,300円 普通被けん引車	
			最大積載量8トン以下の被けん引車	
			7,500円 10,200円 〃 8トン超の被けん引車	
			8トンを超え 8トンを超え 1トンまでご 1トンまでご とに7,500円 とに10,200円 に3,800円を に5,100円を 加算した額 加算した額	
			4 バ ス (営業用)	
			一般乗合用のもの その他 乗車定員30人以下	
			12,000円 26,500円 〃 30人超40人以下	
			14,500円 32,000円 〃 40人超50人以下	
			17,500円 38,000円 〃 50人超60人以下	
			20,000円 44,000円 〃 60人超70人以下	
			22,500円 50,500円 〃 70人超80人以下	
			25,500円 57,000円 〃 80人超	
			29,000円 64,000円 (自家用)	
			乗車定員30人以下	
			〃 30人超40人以下 33,000円	
			〃 40人超50人以下 41,000円	
			〃 50人超60人以下 49,000円	
			〃 60人超70人以下 57,000円	
			〃 70人超80人以下 65,500円	
			〃 80人超 74,000円	
			83,000円	
			5 三輪の小型自動車 (営業用) (自家用)	
			4,500円 6,000円	
			6 特種用途車 (営業用) (自家用)	
			小型自動車であるもの	
			9,000円 11,500円	
			普通自動車であるもの	
			18,500円 25,500円	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			<p>令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの</p> <p>20,000円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 24,400円 　　〃　1.5ℓ超2ℓ以下 28,800円 　　〃　2ℓ超2.5ℓ以下 34,800円 　　〃　2.5ℓ超3ℓ以下 40,000円 　　〃　3ℓ超3.5ℓ以下 45,600円 　　〃　3.5ℓ超4ℓ以下 52,400円 　　〃　4ℓ超4.5ℓ以下 60,400円 　　〃　4.5ℓ超6ℓ以下 69,600円 　　〃　6ℓ超 88,000円</p> <p>令和元（2019）年9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの</p> <p>23,600円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 27,600円 　　〃　1.5ℓ超2ℓ以下 31,600円 　　〃　2ℓ超2.5ℓ以下 36,000円 　　〃　2.5ℓ超3ℓ以下 40,800円 　　〃　3ℓ超3.5ℓ以下 46,400円 　　〃　3.5ℓ超4ℓ以下 53,200円 　　〃　4ℓ超4.5ℓ以下 61,200円 　　〃　4.5ℓ超6ℓ以下 70,400円 　　〃　6ℓ超 88,800円</p>	
鉦 区 税	鉦業権者	鉦区の面積	<p>1 砂鉦を目的としない鉦区 試掘鉦区 面積百アールごとに 年200円 採掘鉦区 　　〃　年400円</p> <p>2 砂鉦を目的とする鉦区 河床以外 面積百アールごとに 年200円 河床（県税条例附則第21条に係るもの） 延長千メートルごとに 年600円</p> <p>3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦区 1に規定する税率の3分の2</p>	<p>普通徴収 （賦課期日） 4月1日 （納期） 5月16日～31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格（地方税法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額）のうち、地方税法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	普通徴収（賦課期日） 1月1日 （納期） 第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録	1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円 2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円 5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には第2種銃猟免許に係る税率については免除 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については上記税率の4分の1、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録については上記の税率の4分の3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、全額課税免除 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録については全額課税免除 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等に従事した者等に係る狩猟者の登録については、上記の税率の2分の1	証紙徴収（証紙徴収により難しい場合は普通徴収） （賦課期日及び納期） 狩猟者の登録を受ける日。ただし、普通徴収の場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。

2 県税税率等の変遷

税目		年度		昭和 25	26	27	28	29	30	31
				(1950)	(1951)	(1952)	(1953)	(1954)	(1955)	(1956)
県民税	個人							(創設) 均等割 年 100 円 所得割 5%		所得割 5.5%
	法人							均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
事業税	個人	税率					(特別所得税) 助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び第 3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%		
		その他	免税点 25,000 円		基礎控除 38,000 円	基礎控除 5 万円	基礎控除 7 万円	基礎控除 10 万円	基礎控除 12 万円	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金課税法人 1.6%					普通法人 50 万円以下 10% 50 万円超 12% 収入金課税法人 1.5%		
		その他		申告納付 制度採用				生命保険業を収入 金課税とする。	損害保険業 を収入金課 税とする。	
不動産取得税							(創設) 税率 3 % 新築住宅控除 100 万円 新築住宅用土地の 税額控除 1.8 万円			
県たばこ消費税							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率 8%	
娯楽施設利用税 (地方税とし ての入場 税を含む。)					(入場税) 税率を従 前の 1/2 に引き下 げた。		入場税を国税に移 譲し、第3種の施 設の利用に対し て娯楽施設利用税 を課することにし た。			

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)	39 (1964)
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
第1種事業 課税所得 50万円以下 6% 課税所得 50万円超 10%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業のうち 助産婦業等 3%		
		基礎控除 200,000円			基礎控除を廃し、事業主控除 及び事業専従者控除を新設 (事業主控除) 20万円 (事業専従者控除) 青色申告 8万円 その他 5万円		事業主控除 22万円
普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%			普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超及び清算所得 8%		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び清算 所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超及び清算 所得 8%
							(免税点) 土地 5万円 家屋新築 15万円 その他の家屋 8万円 (控除) 新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の 税額控除 4.5万円
					税率 9%		
ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円				1 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% 2 ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		

税 目		年 度				
		昭和 40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
県 民 税	個 人					
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本又は出資金額が 1千万円を超える法人及び 保険業法による相互会社 年 1,000 円 その他の法人 年 600 円		
事 業 税	個 人	税 率				
		そ の 他	(事業主控除) 24 万円	(事業主控除) 25 万円 (事業専従者控除) 青色申告 10 万円 その他 6 万円	(事業主控除) 27 万円 (事業専従者控除) 青色申告 12 万円 その他 8 万円	(事業専従者控除) 青色申告 17 万円 その他 11 万円
	法 人	税 率				
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税						
県たばこ消費税				税 率 10.3%		
娯 楽 施 設 利 用 税			ゴルフ場の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)
法人税割 5.6%				法人税割 5.2%	
(事業主控除) 32万円	(事業主控除) 36万円	(事業主控除) 60万円 (事業専従者控除) その他 165,000円	(事業主控除) 80万円 (事業専従者控除) 白色申告 17万円	(事業主控除) 150万円 (事業専従者控除) 白色申告 192,500円	(事業主控除) 180万円 (事業専従者控除) 白色申告 275,000円
				普通法人 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び清算 所得 12% 特別法人 300万円以下 6% 300万円超及び清算 所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び清算 所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超及び清算 所得 8% (昭和50(1975).5.1 以降に終了する事業年 度分から適用)
			(免税点) 土地 10万円 家屋新築 23万円 その他の家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円		
ボーリング 場、たまつ き場、まあ じゃん場、 射的場、ば ちんこ場、 スマート ボール場 に対し定額 課税を採用 した。		1 ゴルフ場及びゴ ルフ場に類する施 設の定額課税の税 率 1人1日 600円 2 料金課税の税率 10%	ゴルフ場及びゴルフ 場に類する施設の定 額課税の税率 1人1日 800円		

税 目		年 度	昭和 51 (1976)	52 (1977)																	
県	個 人		均等割 年 300 円																		
	法 人		資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年400万円を超える法人について、法人税割を6.2%とする超過課税を実施 均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 1,800 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円	3	その他の法人等	年額 1,800 円	均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 2 万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 2,000 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円	3	その他の法人等
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円																			
3	その他の法人等	年額 1,800 円																			
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円																			
3	その他の法人等	年額 2,000 円																			
事業	個 人	税 率																			
	人	そ の 他	(事業主控除) 200 万円 (事業専従者控除) 白色申告 40 万円	(事業主控除) 220 万円																	
税	法 人	税 率																			
	人	そ の 他																			
不動産取得税			(控除) 新築住宅控除 350 万円 (昭和51(1976)年1月1日以後の取得から適用)																		
県たばこ消費税																					
娯楽施設利用税				ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,000 円																	

	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)
			均等割 年 500 円		
均等割	1 資本又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円超の法人 年額 20万円 2 資本又は出資金額が10億円超50億円以下の法人 年額 10万円 3 資本又は出資金額が1億円超10億円以下の法人 年額 2万円 4 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 6,000円 5 その他の法人等 年額 2,000円		法人税割 5% （超過課税…法人税割6%）均等割の適用基準が資本又は出資金額から資本等の金額に改められた。		
			(控除) 既存住宅控除 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた新築住宅控除額 既存住宅用土地の税額控除 45,000円	税率 4% (昭和61(1986)年6月30日までの住宅の取得にあつては3%) 新築住宅控除 420万円 住宅用土地の税額控除 税額の1/4 (昭和56(1981)年7月1日から施行)	

税 目		年 度	昭和 58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)
県	個 人				均等割 年 700 円
	民 法 人	均等割	1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 30 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 20 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 4 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 12,000 円 5 その他の法人 年額 4,000 円	均等割	1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 75 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 50 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 10 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 3 万円 5 その他の法人 年額 1 万円
税	利 子 割				
事 業 税	個 税 率				
	人	その他			(事業主控除) 240 万円 (事業専従者控除) 45 万円 白色申告 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
	法 税 率				
	人	その他			新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
不動産取得税					(控除) 新築住宅控除 450 万円 (昭和60(1985)年7月1日から施行)
県たばこ消費税					税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円
娯楽施設利用税			ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,100 円		

61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
		所得割 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%
		(創設) 税率 5%
		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円
税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%)の適用期限を平成1(1989) 年6月30日まで延長		
税率 従量割 昭和61(1986)年5月1日 から昭和62(1987)年3月31日ま での間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日 から)昭和62(1987)年12月31日 までの間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日から)平 成1(1989)年3月31日までの間に売り渡 し等が行われた場合は、1,000本につき 360円

税 目		年 度		平成元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
県	個 人	所得割		500万円以下の金額 2%		500万円を超える金額 4%
	法 人					超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年800万円超の法人 法人税割 5.8% (平成3(1991)年5月1日から平成8(1996)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)
税	利 子 割					
事 業 税	個 人	税 率				
		そ の 他		(事業主控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 80万円 その他の事業専従者 47万円		
	法 人	税 率	特別法人 組合員が50万人以上売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額 9%			
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,000万円 税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成4(1992)年6月30日まで延長				
県 た ば こ 税		名称を県たばこ消費税から県たばこ税に改め、課税方式を従量税方式に一本化した。 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円 その他 1,000本につき 1,129円				
ゴルフ場利用税		名称を娯楽施設利用税からゴルフ場利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場に限定した。 1人1日 300円から1,200円				

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
			所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%
		均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本等の金額が50億円を超える法人 年額80万円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 年額54万円 3 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 年額13万円 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額5万円 5 その他の法人 年額2万円 	
	(事業主控除) 270万円		
税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成7(1995)年6月30日まで延長			税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成10(1998)年6月30日まで延長

年度		平成 8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
税目				
県 民 税	個人	均等割 年 1,000 円	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%	
	法人	超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 8(1996)年 5 月 1 日から平成 13(2001)年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)		
	利子割			
事業 業 税	個人	税率		
	その他	(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 86 万円 その他の事業専従者 50 万円		
	法人	税率		普通法人 400 万円以下 5.6% 800 万円以下 8.4% 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 400 万円以下 5.6% 400 万円超及び清算所得 7.5% 平成 10(1998)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
税人	その他			
地方消費税			(創設) 税率 消費税額の 25%	
不動産取得税			新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9(1997)年 4 月 1 日以後の取得から適用)	税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%) の適用期限を平成 13(2001)年 6 月 30 日まで延長
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 329 円 その他 1,000 本につき 692 円	
ゴルフ場利用税				

11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
				(創設) 配当割 5% (平成 20(2008)年 3月 31日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 19(2007)年 12月 31日まで 3%)	
		超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 13(2001)年 5月 1 日から平成 18(2006)年 4月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)			
(事業主控除) 290 万円					
普通法人 400 万円以下 5 % 800 万円以下 7.3 % 800 万円超及び清算所得 9.6 % 特別法人 400 万円以下 5 % 400 万円超及び清算所得 6.6 % 平成 11(1999)年 4月 1 日以後に開始する事業年度分から適用					資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48 % 資本割 0.2 % 所得割 400 万円以下 3.8 % 800 万円以下 5.5 % 800 万円超及び清算所得 7.2 % 平成 16(2004)年 4月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 16(2004)年 6月 30 日まで延長		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)を廃止し、平成 18(2006)年 3月 31 日までに限り、一律 3%とする特例措置を新たに創設	
旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 413 円 その他 1,000 本につき 868 円				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円 その他 1,000 本につき 969 円 平成 15(2003)年 7月 1 日以後から適用	

年度		平成 17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
税 目				
県 民 税	個人			所得割 4 % 配当割 5 % (平成 21(2009)年 3 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5 % (平成 20(2008)年 12 月 31 日まで 3%)
	法人		超過課税 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法に よる相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8 % (平成 18(2006)年 5 月 1 日から 平成 23(2011)年 4 月 30 日ま でに終了する各事業年度分に適用)	
	利子割 税率			
事 業 税	個人 税率			
	個人 その他			課税対象者等から助産師業を除外 (平成 18(2006)年所得分から適用)
	法人 税率			
個人 その他	分割基準 1 非製造業（鉄道事業・軌道事業、 ガス供給業、倉庫業及び電気供 給業を除く。） 課税標準額の 2 分の 1 を事務所又は 事業所の数により、2 分の 1 を従業 者の数により関係都道府県に分割。 2 資本金 1 億円以上の法人 本社管理部門の従業者の数を 2 分 の 1 に割り落とす措置の廃止。 (平成 17(2005)年 4 月 1 日以後に 開始する事業年度分から適用)			
地方消費税				
不動産取得税			税率 住宅取得及び土地の取得に係 る特別税率（3%）の適用期限 を平成 21(2009)年 3 月 31 日ま で延長（経過措置として住宅以 外の家屋の取得に係る特例税 率（3.5%）を平成 20(2008)年 3 月 31 日まで適用)	
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円 その他 1,000 本につき 1,074 円 平成 18(2006)年 7 月 1 日以後か ら適用	
ゴルフ場利用税				

20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
配当割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度から平成29(2017)年度分まで)	配当割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%)		配当割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%)
均等割 従前の均等割額に7%加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度4月1日から 平成30(2018)年度3月31日まで の間に開始する各事業年度分に適 用)			超過課税 資本金の額又は出資金の 額が1億円超の法人、保険業 法による相互会社及び法人 税額が年1,000万円超の法人 法人税割5.8% (平成23(2011)年5月1日から 平成28(2016)年4月30日まで に終了する各事業年度分に適用)
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び清算所得 5.3% 2 資本金1億円超の外形標 準課税法人 400万円以下 1.5% 800万円以下 2.2% 800万円超及び清算所得 2.9% 3 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超及び清算所得 3.6% 4 収入金額課税法人 0.7% (平成20(2008)年10月1日以後 に開始する事業年度から適用)			
認定長期優良住宅の新築住 宅控除 1,300万円 施行日から平成22(2010)年 3月31日まで(施行日は、平成 21(2009)年6月4日)	税率 住宅及び土地の取得に係る 特例税率(3%)の適用期限 を平成24(2012)年3月31日 まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築 住宅控除 1,300万円 平成24(2012)年3月31日まで延長		控除 東日本大震災で被災した 不動産の代替で平成33 (2021)年3月31日まで に取得した場合の不動産の 控除
		旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき716円 その他 1,000本につき1,504円 平成22(2010)年10月1日以降から適用	

税 目		年 度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
県	個人			配当割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%)	均等割 年 500 円加算 ※東日本大震災復興基本法による (平成 26(2014)年度から、令和 5(2023)年度まで)
		法人			資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 4.0% その他の法人 法人税割 3.2% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
		利子割			
事業	個人	税率			
		その他			
	法人	税率			1 資本金 1 億円以下の普通法人 400 万円以下 3.4% 800 万円以下 5.1% 800 万円超 6.7% 2 資本金 1 億円超の外形標準課税法人 400 万円以下 2.2% 800 万円以下 3.2% 800 万円超 4.3% 3 特別法人 400 万円以下 3.4% 400 万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
個人	その他				
地方消費税					税率 消費税額の 17/63
不動産取得税			税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 27(2015)年 3 月 31 日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 26(2014)年 3 月 31 日まで延長		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長
県たばこ税				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円 その他 1,000 本につき 860 円 平成 25(2013)年 4 月 1 日以降から適用	
ゴルフ場利用税					

27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く (平成28(2016)年1月1日以後、支払を受けるものから)		
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.6% 800万円以下 2.3% 800万円超 3.1% 付加価値割 0.7% 資本割 0.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.3% 800万円以下 0.5% 800万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成28(2016)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成30(2018)年3月31日まで延長	控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円を平成30(2018)年3月31日まで延長	
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円 その他 1,000本につき 860円 平成28(2016)年4月1日以降から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円 その他 1,000本につき 860円 平成29(2017)年4月1日以降から適用

税 目		年 度	30 (2018)	令和元 (2019)
税	県	個人		
	民	法人		資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、 保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000 万円超の法人 法人税割1.8% その他の法人 法人税割1.0% (令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業 年度分から適用)
	税	利子割		
業	事	個人	税率	
		個人	その他	
	法	税率	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0% 3 特別法人 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9% 4 収入金額課税法人 1.0% (令和元(2019)年10月1日以後に開始する 事業年度分から適用)	
	税	人	その他	
その他の税				1 地方法人特別税の廃止 2 特別法人事業税 外形標準課税法人 260.0/100 普通法人(外形標準課税法人を除く) 37.0/100 特別法人 34.5/100 収入金課税法人 30.0/100 (令和元(2019)年10月1日以後に開始する事 業年度から適用)
地方消費税				税率 消費税額の22/78
不動産取得税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の 適用期限を令和3(2021)年3月31日まで延 長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円を 令和2(2020)年3月31日まで延長		
県たばこ税		旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30(2018)年4月1日以降適用 その他 1,000本につき 930円 平成30(2018)年10月1日以降適用		旧3級品の紙巻たばこの税率を廃止 製造たばこ 1,000本につき 930円 令和元(2019)年10月1日以降適用
ゴルフ場利用税				

税 目		年 度	
		令和 2 (2020)	
県 民 税	個 人		
	法 人		
	利 子 割		
事 業 税	個 人	税 率	
		そ の 他	
	法 人	税 率	税率 電気供給業を行う法人（送配電事業を除く） 1 資本金1億円超の外形標準課税法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 2 その他の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% （令和2（2020）年4月1日以後に開始する事業年度分から適用）
		そ の 他	
地 方 消 費 税			
不 動 産 取 得 税		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300万円を令和4（2022）年3月31日まで延長	
県 た ば こ 税		製造たばこ 1,000本につき1,000円 令和2（2020）年10月1日以降適用	
ゴルフ場利用税			

年度 税目	昭和25 (1950)	26 (1951)	27 (1952)	28 (1953)	29 (1954)	30 (1955)	31 (1956)
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者等の花代 100% カフェー、バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー バー等 20% 上記以外 の飲食 10% 宿泊10% (非課税) 大衆食堂 等 1人1回 100円 1品価格 50円		(非課税) 大衆飲食店 1人1回120円 甘味喫茶店 1人1回100円 大衆旅館 1人1泊700円	芸者等の花代30% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿 泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿 泊 1人1泊 500円 ○公給領取証制度の採用	
自動車税	普通自動車 自家用 年額 15,000円 営業用 年額 10,000円 トラック及びバス 年額 10,000円 小型四輪車 自家用 年額 4,500円 その他 年額 3,000円 三輪車 年額 2,000円 二輪車 年額 1,000円 軽自動車 年額 500円		普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 7,000円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 軸距120インチ以下 36,000円 軸距120インチ超 60,000円 営業用 軸距120インチ以下 15,000円 軸距120インチ超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他のバス 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪 2,500円 軽自動車 1,500円		「揮発油を 燃料とする 自動車」 以外の税 率を「揮 発油を 燃える 自動車」 の標準税 率まで引 き下げた。	
自動車取得税							
軽油引取税							(創設) 税率 1キロリットル 6,000円
その他の税	附加価値税創設実施 は昭和27(1952)年1 月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の10% 鉦区税 砂鉦試堀 30円 以外採堀 60円 砂鉦河床1町 30円 砂鉦河床以外 1,000坪 30円 狩猟者税 3,600円		附加価値 税の実施 は昭和28 (1953)年1 月1日から に延期され た。漁業権 税は廃止さ れた。	附加価値税の実施 は昭和29(1954)年1 月1日からに延期さ れた。 狩猟者税 1,800円 その他の者 3,600円	附加価値税は廃止 された。	大規模償却資産に 対する固定資産税 の特例が創設され た。	

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)
芸者の花代カフェー、 バー等 15% 上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円 食券食堂1品の価格 150円 宿泊 1人1泊 800円				(免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品の価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 ○名称を料理飲食 等消費税に変更し た。	遊興、飲食等で3千円を 超えるもの 15% 遊興、飲食等で3千円 以下のもの及び宿泊 10% (基礎控除) 宿泊 1人1泊 800円	
	二輪小型自動 車及び軽自動 車を市町村税 の軽自動車税 とする。			普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 36,000円 軸距 3.048m 超 60,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 15,000円 軸距 3.048m 超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車の税率 を次のとおり細分 した。 総排気量 1ℓ以下 自家用 12,000円 営業用 6,000円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 自家用 14,000円 営業用 7,000円 総排気量 1.5ℓ超 自家用 16,000円 営業用 8,000円	
税率 1キロリットル 8,000円		税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
	狩猟者税の税 率の区分が改 正された。	鉦区税 砂鉦以外 試掘 100アール 90円 採掘 100アール 180円 砂鉦 河床 1,000メートル 270円 河床以外 100アール 90円				狩猟免許制度の改 正に伴い狩猟者税 が狩猟免許税に改 められるとともに、 目的税として入猟 税が創設された。

年 度 税 目	昭和 39 (1964)	40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
料 理 飲 食 等 消 費 税			(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品の価格 300円 宿 泊 1人1泊 1,200円			遊興、飲食又はその他の 利用行為及び宿泊の 料金に対して10% (免税点) 飲食店 1人1回 800円 食券食堂 1品の価格 400円 仕出し 1人前 800円 宿 泊 1人1泊 1,600円
自 動 車 税		普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 54,000円 軸距 3.048m 超 90,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 22,500円 軸距 3.048m 超 45,000円 小型四輪車 自家用 総排気量 1ℓ 以下 18,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 21,000円 総排気量 1.5ℓ 超 24,000円 バ ス 観 光 用 45,000円 新車登録等の自動車 に対する自動車税に ついて証紙徴収制度 を設ける。		小型四輪車 自家用 ロータリー・ エンジンのもの 21,000円		小型四輪車 電動機を原動機とす るもの 自家用 18,000円 営業用 6,000円 ロータリー・エンジ ンのもの 自家用 21,000円 営業用 7,000円
自動車取得税					(創設) 税率 3% (免税点) 10万円	(免税点) 15万円
軽油引取税	税率 1キロリットル 15,000円					
その他の税		鉦区税 砂鉦 100アール 90円	鉦区税 石油又は可 燃性天然ガ スを目的と するもの 試掘 100アール 60円 採掘 100アール 120円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)
	(免税点) 飲食店 1人1回 900円 食券食堂 1品の価格 450円 仕出し 1人前 900円 宿泊 1人1泊 1,800円 (基礎控除) 1人1泊 1,000円		(免税点) 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品の価格 600円 仕出し 1人前 1,200円 宿泊 1人1泊 2,400円	(基礎控除) 1人1泊 1,500円
小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.491ℓ×2個 21,000円 0.655ℓ×2個 24,000円 営業用 0.491ℓ×2個 7,000円 0.655ℓ×2個 8,000円	小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.572ℓ以下×2個 21,000円 0.572ℓ超×2個 24,000円 営業用 0.572ℓ以下×2個 7,000円 0.572ℓ超×2個 8,000円	バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円		
			低公害車 税率 1%	(免税点) 30万円 (税率) 自家用車 5% 軽自動車及び営業車 3% 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業車 2%
	狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 4,500円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者 2,000円 丙種狩猟免許を受ける者 1,500円			

年 度 税 目	昭和 50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)
料理飲食等 消費 税	(免税点) 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品の価格 850円 仕出し 1人前 1,700円 宿 泊 1人1泊 3,400円 (10月1日から適用)		(免税点) 飲食店 1人1回 2,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 2,000円 宿 泊 1人1泊 4,000円 (10月1日から施行)
自動車 税		普通自動車 営業用 軸距 3.048m 以下 年額 26,000円 軸距 3.048m 超 〃 52,000円 自家用 軸距 3.048m 以下 〃 70,000円 軸距 3.048m 超 〃 117,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量 1ℓ 以下 〃 7,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 〃 8,000円 以下 総排気量 1.5ℓ 超 〃 9,000円 自家用 総排気量 1ℓ 以下 〃 23,500円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 〃 27,500円 以下 総排気量 1.5ℓ 超 〃 31,500円 トラック 営業用 〃 17,500円 自家用 〃 20,000円 バス 営業用 一般乗合用のもの 〃 14,000円 一般乗合以外のもの 〃 34,500円 自家用 〃 39,000円 三輪の小型自動車 営業用 〃 4,400円 自家用 〃 5,000円	
自動車取得 税	(税率) 低公害車及び電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業車 1% (4月1日以後の取得分 から適用)	(免税点) 30万円 (税率) 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業用車 2% 電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (4月1日から8月31日までの取得分に適用)	(税 率) 低公害車 自家用車 4.75% 軽自動車及び営業用車 2.75%
軽油引取 税		税 率 1キロリットルにつき 19,500円	
その他の 税			鉱区税 砂鉱以外 試掘 100 アール 180円 採掘 100 アール 360円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100 アール 180円 河床延長 1,000メートル 540円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者 9,000円 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者で、当該 年度の道府県民税の 所得割を納付するこ とを要しないもの 4,000円 丙種狩猟免許を受ける者 3,000円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許を受け る者 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 2,000円

53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)
(基礎控除) 宿 泊 1人1泊 2,000円 (10月1日から施行)			
	乗用車 普通自動車 営業用 { 総排気量 3ℓ 以下 年額 24,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 26,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 52,000円 自家用 { 総排気量 3ℓ 以下 〃 71,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 77,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 129,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 7,000円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 8,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 9,000円 自家用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 25,500円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 30,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 34,500円 トラック 営業用 〃 17,500円 自家用 〃 22,000円 バス 営業用 { 一般乗合用のもの 〃 14,000円 { 一般乗合用のもの以外のもの 〃 36,000円 自家用 〃 42,500円 三輪の小型自動車 営業用 〃 4,400円 自家用 〃 5,500円		
	税率 1キロリットルにつき 24,300円		
	狩猟免許制度の改正に伴い狩猟免許税が狩猟者登録税に改められるとともに、放鳥獣猟区に係る狩猟者登録税の税率の軽減（一般の場合 1/2）及び入猟税の非課税措置が設けられた。	狩猟者登録税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。） 9,000円	

年度 税目	昭和 57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)																																																																		
特別地方 消費税	(免税点) 飲食店 1人1回 2,500円 仕出し 1人前 2,500円 宿泊 1人1泊 5,000円 (昭和58(1983)年 1月1日から施行)	(基礎控除) 宿泊1人1泊 2,500円 (昭和59(1984)年1月1日から施行)																																																																			
自動車税			乗用車 普通自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>年額 25,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃 27,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃 54,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>〃 81,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃 88,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃 148,500円</td> </tr> </table> 四輪以上の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃 7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃 8,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃 9,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃 29,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃 34,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃 39,500円</td> </tr> </table> トラック <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃 18,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 22,500円</td> </tr> </table> バス <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{</td> <td>一般乗合のもの</td> <td>〃 14,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般乗合用のもの以外のもの</td> <td>〃 38,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 49,000円</td> </tr> </table> 三輪の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃 4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 6,000円</td> </tr> </table>	営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額 25,000円			総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 27,000円			総排気量 6ℓ 超	〃 54,500円	自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃 81,500円			総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 88,500円			総排気量 6ℓ 超	〃 148,500円	営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃 7,500円			総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 8,500円			総排気量 1.5ℓ 超	〃 9,500円	自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃 29,500円			総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 34,500円			総排気量 1.5ℓ 超	〃 39,500円	営業用	〃 18,500円	自家用	〃 22,500円	営業用	{	一般乗合のもの	〃 14,500円			一般乗合用のもの以外のもの	〃 38,000円	自家用	〃 49,000円	営業用	〃 4,500円	自家用	〃 6,000円
営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額 25,000円																																																																		
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 27,000円																																																																		
		総排気量 6ℓ 超	〃 54,500円																																																																		
自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃 81,500円																																																																		
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 88,500円																																																																		
		総排気量 6ℓ 超	〃 148,500円																																																																		
営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃 7,500円																																																																		
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 8,500円																																																																		
		総排気量 1.5ℓ 超	〃 9,500円																																																																		
自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃 29,500円																																																																		
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 34,500円																																																																		
		総排気量 1.5ℓ 超	〃 39,500円																																																																		
営業用	〃 18,500円																																																																				
自家用	〃 22,500円																																																																				
営業用	{	一般乗合のもの	〃 14,500円																																																																		
		一般乗合用のもの以外のもの	〃 38,000円																																																																		
自家用	〃 49,000円																																																																				
営業用	〃 4,500円																																																																				
自家用	〃 6,000円																																																																				
自動車税 取得税																																																																					
軽油引取税																																																																					
その他の税		鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール 200円 採掘 100アール 400円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂 鉱 河床以外 100アール 200円 河床延長 1000メートル 600円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 10,000円 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円																																																																			

60 (1950)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
	<p>メタノール自動車 昭和 59(1984)年度改正 前の本則税率とする。 (昭和 61(1986)年度分 及び昭和 62(1987)年度分 に限り適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規 制適合車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 62(1987)年度分及 び昭和 63(1988)年度分に限 り適用)</p>	<p>メタノール自動車及び平成元(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (昭和 63(1988)年度分及び平成 1(1989)年度分限り適 用)</p>
	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (昭和 61(1986)年 4月 1 日から昭和 63(1988)年 3月 31日までの取得分に適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規制 適合車 昭和 62(1987)年 4月 1日から昭 和 63(1988)年 11月 30日までの取得分 0.25%控除 昭和 62(1987)年 12月 1日から平成元(1989)年 4月 30日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成元(1989)年 4月 1日から平成 2(1990)年 3月 31日までの取得分に適用) 平成元(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 63(1988)年 4月 1日から平成元(1989)年 9月 30日までの取得分 0.25%控除 平成元(1989)年 10月 1日から平成 2(1990)年 2月 28日までの取得分 0.125%控除</p>

年 度	平成元 (1989)	2 (1990)																																														
税 目																																																
特 別 地 方 税	<p>名称を料理飲食等消費税から特別地方消費税に改め、公給領収証制度、基礎控除制度及び奉仕料控除制度を廃止した。</p> <p>(税率) 3%</p> <p>(免税点) 料理店等 1人1回 5,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 5,000円 宿泊 1人1泊 10,000円</p>																																															
自 動 車 税	<p>乗用車について普通自動車と小型自動車の区分を廃止し、総排気量が2ℓを超えるものの税率を次のとおり細分した。</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="6">営業用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>40,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自家用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>111,000円</td> </tr> </table> <p>メタノール自動車及び平成元年排出ガス規制適合車に係る税率の特例処置の軽減税率を改めた。</p> <p>平成2(1990)年排出ガス規制適合車について、平成元(1989)年度分及び平成2(1990)年度分に関し、軽減税率を適用することとした。</p>	営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	13,800円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	15,700円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	17,900円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	20,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	23,600円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円		総排気量 6ℓ超	〃	40,700円	自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円		総排気量 6ℓ超	〃	111,000円	<p>メタノール自動車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分に関し、軽減税率を適用することとした。</p> <p>昭和54年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成元(1989)年排出ガス規制適合車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分の自動車税に関し、軽減税率を適用することとした。</p>
営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下		年額	13,800円																																												
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下		〃	15,700円																																												
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下		〃	17,900円																																												
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下		〃	20,500円																																												
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下		〃	23,600円																																												
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	40,700円																																													
自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円																																													
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円																																													
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円																																													
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円																																													
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円																																													
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	111,000円																																													
自動車取得税	<p>平成2年排出ガス規制適合車 平成元(1989)年4月1日から平成2(1990)年9月30日までの取得分 0.25%控除</p> <p>平成2(1990)年10月1日から平成3(1991)年2月28日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>(免税点) 50万円</p> <p>(税率) メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業車 1% (平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年4月30日までの取得分に関し適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成元(1989)年排出ガス規制適合車 平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年3月31日までの取得分 1%控除</p>																																														
軽油引取税	<p>混和等の承認制度の採用 みなし引取課税制度の創設 (10月1日から施行)</p>																																															
その他の税																																																

3 (1991)	4 (1992)
(免税点) 料理店等 1人1回 7,500円 仕出し 1人前 7,500円 宿泊 1人1泊 15,000円 食券食堂に係る免税点の特例の廃止 (7月1日から施行)	
電気自動車について、平成3(1991)年度分及び平成4(1992)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成元(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。
電気自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の大型車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラック 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分に適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成元(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分 1%控除 平成5(1993)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 1%控除

年度 税目	平成5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
特別地方消費税			
自動車税	電気自動車及び天然ガス自動車について、平成5(1993)年度分及び平成6(1994)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成6(1994)年度分及び平成7(1995)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 (平成6(1994)年度末の改正により、7(1995)年度分の軽減税率の適用はなくなった。)	
自動車取得税	電気自動車及び天然ガス自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分に適用) 平成6(1994)年排出ガス規制適合車 平成5(1993)年4月1日から平成6(1994)年9月30日までの取得分 1%控除 平成6(1994)年10月1日から平成7(1995)年2月28日までの取得分 0.1%控除 一定の中小企業が取得する流通効率化事業の用に供する自動車 平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成8(1996)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の自動車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成6(1994)年4月1日から平成7(1995)年8月31日までの取得分 0.3%控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.8% 軽自動車及び営業用車 0.8% (平成7(1995)年4月1日から平成9(1997)年3月31日までの取得分に適用)
軽油引取税	税率 1キロリットルにつき 32,100円 (平成5(1993)年12月1日から)		
その他の税			

8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 0.6% (平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 9(1997)年排出ガス規制適合車 平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 9(1997)年 10月 1日から平成 10(1998)年 12月 31日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 9(1997)年 4月 1日から平成 11(1999)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 10(1998)年排出ガス規制適合車 平成 9(1997)年 4月 1日から平成 10(1998)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 10(1998)年 10月 1日から平成 11(1999)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>ハイブリッド自動車 自家用自動車 3.0% 自家用トラック・バス 2.6% 軽自動車及び営業用車 1.0% 軽自動車及び営業用車(トラック) 0.6% (平成 10(1998)年 4月 1日から平成 12(2000)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 11(1999)年排出ガス規制適合車 平成 10(1998)年 4月 1日から平成 11(1999)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 11(1999)年 10月 1日から平成 12(2000)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>
		<p>免税軽油の引取り等に係る報告義務制度の新設 (10月 1日から施行)</p>

年度 税目	平成 11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
特別地方消費税	平成 12(2000)年 3月 31日をもって廃止		
自動車税			
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 12(2000)年排出ガス規制適合車 平成 11(1999)年 4月 1日から平成 12(2000)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 12(2000)年 10月 1日から平成 13(2001)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>平成 13 (2001)年排出ガス規制適合車 平成 12(2000)年 4月 1日から平成 13 (2001)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 13(2001)年 10月 1日から平成 14 (2002)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費車かつ平成 12(2000)年排出ガス基準より 25%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 14 (2002)年排出ガス規制適合車 平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 14(2002)年 10月 1日から平成 15(2003)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p> <p>改正 NOx 法対策地域外廃車代替特例 改正 NOx 法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 0.5%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税			
狩 獵 税			
その他の税			

14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
	(1996)	
<p>グリーン税制 軽課（平成13(2001)年度取得分については平成14(2002)、15(2003)年度、平成14(2002)年度取得分については平成15(2003)、16(2004)年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 概ね25%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 概ね13%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バスおよび被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>		<p>グリーン税制 軽課（平成15(2003)年度取得分について適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費自動車かつ平成12年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>
<p>低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年3月31日までの取得分に適用） 平成15(2003)年排出ガス規制適合車 平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年9月30日までの取得分 1%軽減 平成15(2003)年10月1日から平成16(2004)年2月29日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用） 低燃費かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年3月31日までの取得分に適用） 平成16(2004)年排出ガス規制適合車 1%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年9月30日までの取得分に適用） 超低粒子状物質排出ディーゼル認定車 1.5%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価格から30万円を控除 燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除 燃費基準達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除（平成16(2004)年4月1日から平成18(2006)年3月31日までの取得分に適用） 平成17(2005)年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 2%軽減 乗用車 1%軽減 （平成16(2004)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までの取得分に適用）</p>
		<p>不正軽油に関する罰則の強化 補完的納税義務の新設 免税軽油使用者証等の返納命令の新設 (6月1日から施行)</p>
		<p>狩猟者登録税及び入猟税が統合され、新たに目的税として狩猟税が創設された。</p>
	<p>狩猟者登録税及び入猟税 狩猟者免許名称が以下のとおり改正された。 (旧免許名称) (新免許名称) 甲種狩猟免許→網・わな猟免許 乙種狩猟免許→第1種銃猟免許 丙種狩猟免許→第2種銃猟免許</p>	

年度 税目	平成 17 (2005)	18 (2006)
自動車税	<p>グリーン税制 軽課（平成 16（2004）年度取得分については平成 17（2005）年度、平成 17（2005）年度取得分については平成 18（2006）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 50% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課 燃費基準達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10% を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10% を重課</p>	
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7% 軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2% 軽減 （平成 17（2005）年 4 月 1 日から平成 19（2007）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>平成 17（2005）年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 1.0% 軽減 （平成 17（2005）年 10 月 1 日から平成 18（2006）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準 + 20% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除</p> <p>燃費基準 + 10% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成 27（2015）年度燃費基準達成車のうち 平成 17（2005）年排出ガス基準に適合し、かつ、同基準値よりも 10% 以上 NO_x 又は PM の排出量が少ない自動車 2% 軽減 平成 17（2005）年排出ガス基準適合車 1% 軽減 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税		不正軽油に関する罰則の強化 供給者罰則の新設（6 月 1 日から施行）
狩 獵 税		
その他の税		

19 (2007)	20 (2008)
<p>グリーン税制 軽課（平成 18（2006）年度取得分については平成 19（2007）年度、平成 19（2007）年度取得分については平成 20（2008）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 20%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 10%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 25%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>	
<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 天然ガス自動車については排出ガス要件、ハイブリッド自動車（バス、トラック）については排出ガス要件及び燃費要件が付加された。 （平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 21(2009)年 3 月 31 日までの取得分に適用） ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分 2.0%軽減 平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 21（2009）年 3 月 31 日までの取得分 1.8%軽減 排出ガス要件及び燃費要件が付加された。</p>	<p>自家用自動車（軽自動車を除く。）の税率 3% （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 低燃費車及び大型ディーゼル自動車に係る特例措置の期限延長 （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27（2015）年度重量車燃費基準達成車 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 2%軽減 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12 t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減</p>
<p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民の所得額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外のもの 5,500 円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で上記に掲げる者以外のもの 8,200 円 （平成 19(2007)年 4 月 16 日から適用）</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、税率が 2 分の 1（平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの登録に適用）</p>
	<p>1 地方法人特別税 外形標準課税法人 148/100 普通法人（外形標準課税法人を除く） 81/100 特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等） 81/100 収入金課税法人（電気・ガス供給業、保険業） 81/100 ※平成 20(2008)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 2 地方法人特別譲与税 都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口（1/2）及び従業者数（1/2）の譲与基準で国から年 4 回譲与される。 ※平成 21(2009)年度から譲与される。</p>

税 目	年 度	平成 21 (2009)
自動車税		<p>グリーン税制 軽課（平成 20(2008)年度取得分については平成 21(2009)年度、平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度分の自動車税に適用） 電気自動車、天然ガス自動車 （車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス 基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 10%を重課 税率より概ね 25%軽減</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>
自動車取得税		<p>新車に係る軽減措置 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（※）、クリーンディーゼル自動車（※） 非課税 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 税率を 75%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 税率を 50%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 + 10%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>中古車に係る軽減措置 電気自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（バス・トラック）（※） 税率から 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（乗用車）（※） 税率から 1.6%軽減 プラグインハイブリッド自動車 税率から 2.4%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 取得価額から 30 万円を控除 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 車両総重量 3.5 t 超 12t 以下 2%軽減 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減 ※は一定の要件を満たすもの</p>
軽油引取税		
狩 猟 税		
その他の税		

グリーン税制

軽課（平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度、平成 22(2010)年度取得分については平成 23(2011)年度分の自動車税に適用)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車）

燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車
概ね 50%を軽課

燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車
概ね 25%を軽課（平成 22(2010)年度まで）

重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。）

新車新規登録から 11年を経過したディーゼル車
概ね 10%を重課

新車新規登録から 13年を経過したガソリン車
概ね 10%を重課

新車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率を 75%軽減

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率を 50%軽減

（全て平成 22(2010)年 4月 1日から平成 24(2012)年 3月 31日取得分に適用）

中古車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
取得価額から 30万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
取得価額から 15万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 2.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日から平成 22(2010)年 9月 30日までの取得分に適用）

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

クリーンディーゼル乗用車

平成 21(2009)年排出ガス規制に適合
0.5%軽減

（平成 21(2009)年 10月 1日から平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

年度 税目	平成 23 (2011)	24 (2012)																																																																																								
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 24(2012)年度取得分については平成 25(2013)年度、平成 25(2013)年度取得分については平成 26(2014)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NO_x（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%以上達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽減 「平成 27(2015)年度燃費基準達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%軽減 ※平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 10%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、被けん引車を除く。</p>																																																																																								
自動車取得税		<p>●環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> <th>軽減内容</th> <th>取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x(窒素酸化物)10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td>軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x50%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM(粒子状物質)10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>非課税 75%軽減</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>非課税 75%軽減</td> <td>45万円(注2) 30万円(注2)</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>15万円(注2) 30万円(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注2 ハイブリッド自動車に限り適用される。</p> <p>●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>新車新規登録 取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ノンステップバス</td> <td>1,000 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リフト付きバス</td> <td>乗車定員 30 人以上</td> <td>650 万円控除</td> </tr> <tr> <td>乗車定員 30 人未満</td> <td>200 万円控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衝突被害 軽減ブレーキ搭載車</td> <td>トラック (8 t 超 22 t 以下)</td> <td rowspan="3">350 万円控除</td> </tr> <tr> <td>トラック (22 t 超)</td> </tr> <tr> <td>トラクタ (13 t 超)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用</p>	車種	燃料	要件		新車	中古車	排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	- -	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	- -	バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	45万円(注2) 30万円(注2)	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	15万円(注2) 30万円(注2)	車種		新車新規登録 取得価額からの控除額	ノンステップバス		1,000 万円控除	リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除	乗車定員 30 人未満	200 万円控除	ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除	衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除	トラック (22 t 超)	トラクタ (13 t 超)
車種	燃料	要件			新車	中古車																																																																																				
		排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額																																																																																					
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円																																																																																					
天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円																																																																																					
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円																																																																																					
乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円																																																																																					
	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
		平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	- -																																																																																					
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	- -																																																																																					
バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	45万円(注2) 30万円(注2)																																																																																					
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	15万円(注2) 30万円(注2)																																																																																					
車種		新車新規登録 取得価額からの控除額																																																																																								
ノンステップバス		1,000 万円控除																																																																																								
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除																																																																																								
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除																																																																																								
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除																																																																																								
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除																																																																																								
	トラック (22 t 超)																																																																																									
	トラクタ (13 t 超)																																																																																									
軽油引取税	不正軽油に関する罰則の強化																																																																																									
狩猟税																																																																																										
その他の税																																																																																										

●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置

該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

車種		新車新規登録
		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック（8 t 超 22 t 以下）	350 万円控除
	トラック（22 t 超） トラクタ（13 t 超）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（5 t 超 12 t 以下）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（12 t 超）	

注 1 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用

注 2 車輛総重量 5 t 超 12 t 以下のバス等及び 12 t 超のバス等については、平成 25(2013)年 4 月 1 日以降の取得に適用

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長

税目	年度	平成 26 (2014)																																																																																																		
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 26(2014)年度取得分について平成 27(2015)年度自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NOx（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準未達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課 重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 15%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%</p>																																																																																																		
自動車取得税		<p>●税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>●環境負担の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th rowspan="2">新車 軽減内容</th> <th rowspan="2">中古車 取得価額からの控除額</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）</td> <td rowspan="3">ガソリン</td> <td rowspan="3">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ 平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">ガソリン</td> <td rowspan="4">平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td rowspan="4">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>60%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td rowspan="4">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td rowspan="4">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注 2 ハイブリッド自動車に限り適用される。</p>	車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額	排出ガス基準	燃費基準	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ 平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円	平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）	60%軽減	15 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円	平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15 万円	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-	平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	-	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	-	バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	15 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	30 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円（注 2）
車種	燃料	要件			新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額																																																																																														
		排出ガス基準	燃費基準																																																																																																	
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円																																																																																															
天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円																																																																																															
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円																																																																																															
乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ 平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）	60%軽減	15 万円																																																																																															
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15 万円																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円																																																																																															
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	-																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	-																																																																																															
バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準達成	60%軽減	15 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																															
バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	15 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	30 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																															
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円（注 2）																																																																																															
軽油引取税																																																																																																				
狩猟税																																																																																																				
その他の税		<p>地方法人特別税 外形標準課税法人 67.4/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100 （平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）</p>																																																																																																		

27
(2015)

グリーン化特例
軽課

平成 27(2015)年度取得分について平成 28(2016)年度自動車税に適用

- 環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置
該当車種及び軽減内容について（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

○ 乗用車

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
低排出ガスディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル車)	軽油	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 32(2020)年度燃費基準 + 20%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 80%達成）	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 65%達成）	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成）	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成）	2 0 %軽減	5 万円控除

○ 車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成		

○ 車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 H 27(2015)年度燃費基準達成		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	0 万円控除
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	0 %軽減	0 万円控除

○ 車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 H 27(2015)年度燃費基準達成		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	0 %軽減	0 万円控除

注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。

- バリアフリー対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置
平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに新車新規登録した自動車に適用（延長）
- 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置 ・ 衝突被害軽減ブレーキ ・ 車両安定性制御装置	
特例の内容	
1 装置装着	取得価額から 350 万円控除
両装置装着	取得価額から 525 万円控除
対象自動車	
車種	車両総重量
トラック	3.5 t 超 22 t 以下
バス	5 t 超 12 t 以下
対象期間	
平成 27(2015)年 4 月 1 日から 平成 29(2017)年 3 月 31 日	

- ※ けん引車（トラクタ）及びけん引車（トレーラー）を除く。
- ※ 車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて 1 装置装着の特例期間は平成 28(2016)年 10 月 31 日まで。
- ※ 平成 28(2016)年 11 月 1 日以後は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。
- ※ 車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

鳥獣保護管理法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 5 月 29 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 8 項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

地方法人特別税

外形標準課税法人 93.5/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100
（平成 27(2015)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

税 目 \ 年 度	平成 28 (2016)
自 動 車 税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 28(2016)年度取得分について、平成 29(2017)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 +20%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>
自動車取得税	
軽油引取税	
狩 猟 税	
その他の税	

税目	年度	平成 29 (2017)																																																																																						
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 29(2017)年度取得分について、平成 30(2018)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +30%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>																																																																																						
		<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車（下記表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 超～ 3.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21(2009)年排ガス規制適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
自動車取得税																																																																																								

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成32(2020)年度燃費基準+30%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+95%達成)	25万円控除
ガソリン車		平成32(2020)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+80%達成)	15万円控除
LPGハイブリッド車	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+65%達成)	
LPG車		平成32(2020)年度燃費基準達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成)	5万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成※ (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)※	

※平成27(2015)燃費基準+10%達成車はガソリンハイブリッド車、ガソリン車に限る

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+57%達成)	35万円控除
ガソリン車		平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成)	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+44%達成)	
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+32%達成)	5万円控除

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
ガソリン車	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	
		平成27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
ディーゼル車		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	
		平成27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除

ASV 特例

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩 猟 税

その他の税

税目	年度	平成 30 (2018)																																																																																						
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 30 (2018) 年度取得分について、平成 31 (2019) 年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準から NO_x (窒素酸化物) を 10% 以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準適合自動車) 「令和 2 年度燃費基準 +30% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 75% 軽課 「令和 2 年度燃費基準 +10% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 50% 軽課</p>																																																																																						
		<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車 (下記表示該当するエコカー) について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について (平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO_x 10% 低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車 (平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG 車</td> <td>平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)</td> <td>平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成</td> <td>80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO_x 10% 低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO_x 10% 低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成</td> <td>75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成 17 年排出ガス基準 50% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減達成 (☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成 30 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO_x かつ PM10% 低減</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>非課税 75% 軽減 50% 軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 21 年排出ガス規制適合</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO_x 10% 低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成 28 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO_x かつ PM10% 低減</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成</td> <td>75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車 (平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG 車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成	80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成	75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 17 年排出ガス基準 50% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 30 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO _x かつ PM10% 低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	非課税 75% 軽減 50% 軽減		平成 21 年排出ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 28 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO _x かつ PM10% 低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車 (平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG 車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成	80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成		80% 軽減 60% 軽減 40% 軽減 20% 軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成		75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減																																																																																				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 17 年排出ガス基準 50% 低減達成 又は平成 30 年排出ガス基準 25% 低減達成 (☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 30 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO _x かつ PM10% 低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	非課税 75% 軽減 50% 軽減																																																																																					
	平成 21 年排出ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車 (平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規則から NO _x 10% 低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成 28 年規制適合又は 平成 21 年排出ガス規制から NO _x かつ PM10% 低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成		75% 軽減 50% 軽減 25% 軽減																																																																																				
自動車取得税																																																																																								

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準達成+10%達成 平成32年度燃費基準達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩 猟 税

その他の税

年度 税目	令和元 (2019)
自動車税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 31 (2019) 年度取得分について、令和 2 (2020) 年度の自動車税 (種別割) に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準から NO_x (窒素酸化物) を 10% 以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準適合自動車) 「令和 2 年度燃費基準 +30% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 75% 軽課 「令和 2 年度燃費基準 +10% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 50% 軽課</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15% 重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 概ね 15% 重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%</p> <p>(種別割) ○令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新車登録された自動車を対象。 ○恒久減税 令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、排気量に応じて税率が 1,000 ~ 4,500 円引き下げとなった。</p> <p>(環境性能割) ○令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新規登録等された自動車を対象。 ○税率 営業用の普通車 燃費性能等に応じて 0 ~ 2 % 自家用の普通車 燃費性能等に応じて 0 ~ 3 % ○臨時的軽減特例 令和元 (2019) 年 10 月 1 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までに取得した自家用の乗用車について、税率を 1 % 分引き下げ。</p>

○乗用車(臨時的軽減前)

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成		
		R2年度燃費基準+30%達成		
		R2年度燃費基準+20%達成		
		R2年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.0%
		R2年度燃費基準達成	2.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+10%達成	3.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成		
		H27年度燃費基準+20%達成		
		H27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

ASV 特例				
対象車両	車両総重量	対象装置		
トラック	3.5トン超22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安定性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
バス	全重量			
装着装置		控除額		
いずれか 1 装置装着	①衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	350万円		
	②車両安定性制御装置 (EVSC)			
	③車線逸脱警報装置 (LDWS)	175万円		
複数装置装着		最大525万円		
<p>※ けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。</p> <p>※ 車両総重量の区分によっては、上記装置装着車であっても対象とならない。</p> <p>※ トラックは、③を装着した20 t超22 t以下のもの及び①②③をいずれも装着した3.5 t超20 t以下のものを除き、特例期間が令和2年10月31日まで。</p> <p>※ バスは、①及び③を装着した5 t以下のもの及び①②③いずれも装着した5 t超12 t以下のものを除き、特例期間が令和2年10月31日まで。</p> <p>条件によって控除額が異なる。</p>				
自動車取得税	○税率			
	営業用の普通車、軽自動車	2 %		
	自家用車の普通車	3 %		
	○環境負荷の小さい自動車（下記表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成31（2019）年4月1日から令和元（2019）年9月30日までに取得した自動車に適用）			

新車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成 R2年度燃費基準+30%達成 R2年度燃費基準+20%達成 R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減 50%軽減
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減 50%軽減

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成 R2年度燃費基準+30%達成 R2年度燃費基準+20%達成 R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成 H27年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成 H27年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象車両	車両総重量	対象装置		
トラック	3.5トン超22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安定性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
バス	全重量			

装着装置		控除額
いずれか 1装置装着	①衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	350万円
	②車両安定性制御装置(EVSC)	
	③車線逸脱警報装置(LDWS)	175万円
複数装置装着		最大525万円

※ けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。
 ※ 車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、車両安定性制御装置を除く。
 ※ 車両総重量12t超のバスに係る特例措置の対象装置は、車線逸脱警報装置に限る。
 条件によって控除額が異なる。

軽油引取税	
狩 猟 税	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成27（2015）年5月29日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p>
その他の税	

税目	年度	令和2 (2020)				
	自動車税	グリーン化特例 軽課 平成31(2019)年度取得分について、令和2(2020)年度の自動車税(種別割)に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)を10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合自動車) 「令和2年度燃費基準+30%達成車」かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上または平成30年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 概ね75%軽課 「令和2年度燃費基準+10%達成車」かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上または平成30年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 概ね50%軽課 重課 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね15%重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 概ね15%重課 ※電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね10%				
(種別割) ○恒久減税 令和元(2019)年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、排気量に応じて税率が1,000~4,500円引き下げとなった。						
(環境性能割) ○税率 営業用の普通車 燃費性能等に応じて0~2% 自家用の普通車 燃費性能等に応じて0~3% ○臨時的軽減特例 令和元(2019)年10月1日から令和3(2021)年12月31日までに取得した自家用の乗用車について、税率を1%分引き下げ。						
○乗用車(臨時的軽減前)						
		排ガス要件	燃費要件	税率 自家用 営業用		
電気自動車、燃料電池車				0%		
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)						
プラグインハイブリッド車						
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)						
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車		平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成 R2年度燃費基準+30%達成 R2年度燃費基準+20%達成 R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成 H27年度燃費基準+10%達成			1.0%
	上記該当なし		3.0%	2.0%		
○車両総重量2.5t以下のバス・トラック						
	排ガス要件	燃費要件	税率 自家用 営業用			
電気自動車、燃料電池車			0%			
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)						
プラグインハイブリッド車						
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成			1.0%	0.5%
	上記該当なし				2.0%	1.0%
	上記該当なし		3.0%	2.0%		
○車両総重量2.5t超~3.5t以下のバス・トラック						
	排ガス要件	燃費要件	税率 自家用 営業用			
電気自動車、燃料電池車			0%			
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)						
プラグインハイブリッド車						
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成 H27年度燃費基準達成			1.0%	0.5%
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成			1.0%	0.5%
	上記該当なし		2.0%	1.0%		

自動車税	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成	0%		
			H27年度燃費基準+10%達成	0%		
			H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%	
		平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成	0%		
			H27年度燃費基準+10%達成	0%		
			H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%	
			H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%	
		上記該当なし			3.0%	2.0%
		○車両総重量3.5t超のバス・トラック				
			排ガス要件	燃費要件	税率	
					自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池車				0%	
	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)					
	プラグインハイブリッド車					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成	0%			
		H27年度燃費基準+10%達成	0%			
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%		
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%		
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成	0%			
		H27年度燃費基準+10%達成	0%			
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%		
		H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%		
上記該当なし			3.0%	2.0%		
バリアフリー特例						
対象車両		控除額				
ノンステップバス		1,000万円				
リフト付きバス (乗車定員30人以上)		650万円				
リフト付きバス (乗車定員30人未満)		200万円				
ユニバーサルデザインタクシー		100万円				
※ 条件によって、控除額が異なる。						
ASV特例						
対象車両	車両総重量	対象装置				
トラック	3.5トン超22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安全性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)		
バス	全重量					
装着装置		控除額				
いずれか 1装置装着	①衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	控除なし				
	②車両安全性制御装置 (EVSC)					
	③車線逸脱警報装置 (LDWS)					175万円
複数装置装着		最大350万円				
※ 条件によって、控除額が異なる。						
※ けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。						
※ 車両総重量の区分によっては、上記装置装着車であっても対象とならない。						
軽油引取税						
狩猟税						
その他の税						

第10 その他

1 令和2(2020)年度都道府県税決算額調

単位：千円、%

都道府県名	区分		予算額		調定額		収入額		収入歩合	
	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	令和2年度(2020)	令和元年度(2019)		
北海道	589,299,690	99.0	602,377,852	99.3	591,591,771	99.0	98.2	98.5		
青森県	144,586,888	99.5	148,191,472	100.4	146,191,197	100.2	98.7	98.8		
岩手県	127,053,000	98.3	130,170,825	98.9	127,966,675	98.4	98.3	98.8		
宮城県	292,489,000	100.2	297,018,810	100.5	292,886,140	100.3	98.6	98.8		
秋田県	90,925,695	100.6	93,326,932	100.9	91,917,441	100.5	98.5	98.8		
山形県	108,600,000	98.7	112,029,983	100.3	110,338,972	99.9	98.5	98.9		
福島県	239,271,328	102.3	244,590,529	102.4	239,802,670	102.4	98.0	98.1		
茨城県	377,777,820	99.9	386,643,259	100.9	381,277,781	100.8	98.6	98.7		
栃木県	240,000,000	98.4	246,419,593	99.4	242,551,486	99.1	98.4	98.7		
群馬県	241,739,925	98.7	248,393,256	99.7	244,596,451	99.5	98.5	98.6		
埼玉県	768,100,000	100.7	788,490,374	101.0	775,831,682	101.0	98.4	98.4		
千葉県	993,088,478	103.1	1,038,206,426	104.3	1,019,078,917	104.0	98.2	98.4		
東京都	4,121,522,193	97.8	4,295,363,012	100.8	4,239,775,993	100.4	98.7	99.1		
神奈川県	1,156,824,770	103.5	1,180,451,528	104.3	1,163,850,001	104.1	98.6	98.7		
新潟県	257,752,000	101.8	261,018,884	102.2	258,145,146	101.9	98.9	99.2		
富山県	146,553,000	103.5	150,959,218	104.3	148,027,783	103.9	98.1	98.4		
石川県	150,505,681	97.8	154,914,678	98.7	151,833,919	98.2	98.0	98.6		
福井県	111,348,788	93.9	117,712,857	97.5	116,287,233	97.3	98.8	99.0		
山梨県	91,108,656	97.4	93,805,381	99.1	92,201,673	98.5	98.3	98.8		
長野県	228,301,653	97.8	232,523,032	98.2	228,778,612	97.6	98.4	99.0		
岐阜県	238,500,000	98.7	249,509,561	100.7	242,400,801	99.4	97.2	98.4		
静岡県	451,800,000	96.1	467,299,737	97.6	456,851,693	96.6	97.8	98.8		
愛知県	1,140,200,000	95.4	1,174,361,796	96.7	1,155,264,927	96.2	98.4	98.9		
三重県	246,567,000	99.2	256,989,362	99.8	251,687,212	99.0	97.9	98.7		
滋賀県	163,168,700	95.0	170,095,545	97.0	165,451,071	96.1	97.3	98.2		
京都府	262,928,000	95.3	268,966,037	96.4	263,519,520	95.6	98.0	98.8		
大阪府	1,476,654,000	101.9	1,494,735,127	101.5	1,476,523,950	101.1	98.8	99.1		
兵庫県	700,120,526	98.4	719,579,684	99.9	709,207,054	99.8	98.6	98.7		
奈良県	121,070,000	100.4	123,812,313	100.7	121,173,798	100.3	97.9	98.2		
和歌山県	93,137,200	100.5	96,092,814	100.2	94,671,975	100.2	98.5	98.5		
鳥取県	51,569,451	94.7	54,383,027	98.9	53,580,627	98.4	98.5	99.1		
島根県	69,004,683	99.5	70,693,151	100.5	69,909,369	100.2	98.9	99.2		
岡山県	227,727,583	97.9	234,477,580	99.6	231,105,574	99.2	98.6	99.0		
広島県	324,147,130	99.5	333,629,578	100.9	327,652,178	100.6	98.2	98.5		
山口県	169,653,234	96.5	176,531,874	96.8	173,965,040	96.4	98.5	99.0		
徳島県	76,000,000	101.3	78,606,854	101.5	77,732,449	101.3	98.9	99.1		
香川県	123,048,011	100.2	126,278,688	100.7	124,755,311	100.5	98.8	99.0		
愛媛県	149,400,000	98.5	150,734,189	98.6	149,550,366	98.5	99.2	99.3		
高知県	64,636,673	99.9	64,887,656	99.0	64,242,478	98.9	99.0	99.1		
福岡県	625,531,197	100.9	641,942,365	101.5	632,200,974	101.3	98.5	98.7		
佐賀県	87,624,000	98.0	89,984,135	98.5	88,916,827	98.4	98.8	99.0		
長崎県	118,330,436	99.0	120,032,939	99.1	118,547,394	99.1	98.8	98.8		
熊本県	150,417,929	96.2	156,716,634	97.8	154,442,441	97.7	98.5	98.6		
大分県	120,260,000	96.1	121,973,015	96.3	120,380,516	96.2	98.7	98.8		
宮崎県	98,650,000	100.5	101,823,161	101.0	100,610,223	101.0	98.8	98.9		
鹿児島県	147,338,160	100.0	150,276,770	100.1	148,438,053	100.2	98.8	98.7		
沖縄県	131,461,500	97.2	135,847,957	98.3	132,940,504	97.6	97.9	98.6		
総額	18,105,793,978	99.2	18,652,869,449	100.5	18,368,653,868	100.1	98.5	98.8		

単位：千円、%

区分 都道府県名	個人道府県民税（均等割・所得割）			個人道府県民税（配当割）			個人道府県民税 （株式等譲渡所得割）		
	調定額	前年 度比	収入額	調定額	前年 度比	収入額	調定額	前年 度比	収入額
北海道	142,048,879	99.9	137,405,603	2,239,321	87.4	2,239,321	2,723,023	163.0	2,723,023
青森県	35,253,374	99.4	33,832,797	380,741	87.1	380,741	445,841	183.6	445,841
岩手県	37,580,966	100.5	36,584,229	415,701	78.1	415,701	469,767	166.4	469,767
宮城県	62,244,919	99.5	59,921,640	1,343,678	94.5	1,343,678	1,513,870	172.2	1,513,870
秋田県	26,852,533	100.9	26,058,607	331,565	90.9	331,565	447,290	201.7	447,290
山形県	33,137,991	100.0	32,160,527	461,029	84.7	461,029	634,160	191.8	634,160
福島県	63,248,650	99.4	60,679,964	1,057,343	81.4	1,057,343	1,194,785	188.1	1,194,785
茨城県	111,092,567	100.0	107,762,985	2,492,465	90.2	2,492,465	3,479,738	206.8	3,479,738
栃木県	75,061,721	99.9	72,339,188	1,657,588	90.7	1,657,588	1,905,595	150.2	1,905,595
群馬県	72,282,062	100.2	69,742,194	1,727,388	95.7	1,727,388	2,106,423	195.7	2,106,423
埼玉県	289,459,834	100.8	280,148,645	7,786,074	86.0	7,786,110	9,327,667	169.3	9,327,667
千葉県	266,567,088	101.2	254,757,060	7,994,192	93.3	7,994,192	9,740,644	172.5	9,740,644
東京都	942,456,003	101.6	918,675,574	33,476,564	93.3	33,476,564	39,093,761	176.0	39,093,761
神奈川県	321,642,909	100.5	312,896,005	14,051,204	91.5	14,051,204	16,620,671	179.4	16,620,671
新潟県	57,556,014	99.3	55,914,125	1,693,062	94.2	1,693,062	1,889,253	193.8	1,889,253
富山県	39,815,150	100.0	38,256,051	1,103,643	88.8	1,103,643	1,244,944	180.4	1,244,944
石川県	43,407,672	101.6	41,878,499	919,851	86.5	919,851	1,143,239	177.0	1,143,239
福井県	28,911,181	101.0	28,055,843	822,997	89.9	822,997	956,509	187.3	956,509
山梨県	29,589,283	99.2	28,858,509	624,580	89.2	624,580	851,058	186.5	851,058
長野県	72,201,596	98.9	70,671,353	1,718,875	92.4	1,718,875	2,016,843	190.3	2,016,843
岐阜県	75,663,868	100.7	72,772,521	1,922,237	91.0	1,922,237	2,246,111	199.4	2,246,111
静岡県	118,628,156	99.7	114,560,550	3,674,844	91.2	3,674,844	4,988,921	183.3	4,988,921
愛知県	302,819,718	100.6	293,039,919	12,952,232	93.3	12,952,232	12,264,137	170.7	12,264,137
三重県	70,219,800	99.9	67,780,456	2,191,969	96.1	2,191,969	2,383,344	190.1	2,383,344
滋賀県	55,357,267	100.9	53,460,685	1,415,500	89.9	1,415,500	1,823,216	168.7	1,823,216
京都府	70,530,843	99.9	68,967,474	3,878,271	89.0	3,878,271	4,334,826	181.4	4,334,826
大阪府	284,843,784	101.3	276,784,437	12,687,005	89.6	12,687,005	14,394,264	175.5	14,394,264
兵庫県	197,965,159	100.4	191,150,833	9,310,566	92.0	9,310,566	10,754,705	196.8	10,754,705
奈良県	49,927,246	99.6	48,507,483	2,603,963	90.4	2,603,963	2,871,821	173.6	2,871,821
和歌山県	29,480,309	100.8	28,743,431	1,037,654	82.2	1,037,654	1,178,075	177.7	1,178,075
鳥取県	16,361,217	100.5	16,017,351	407,099	87.2	407,099	448,566	137.0	448,566
島根県	20,642,008	101.4	20,308,820	398,280	84.3	398,280	426,413	185.9	426,413
岡山県	52,276,628	101.1	50,730,457	1,979,972	91.3	1,979,972	2,174,072	185.0	2,174,072
広島県	85,125,765	101.8	82,195,787	2,904,622	92.0	2,904,622	2,885,882	174.8	2,885,882
山口県	45,987,892	100.2	44,667,496	1,127,343	87.0	1,127,343	1,267,995	188.3	1,267,995
徳島県	23,199,822	101.2	22,608,930	1,153,017	93.9	1,153,017	1,144,022	179.7	1,144,022
香川県	33,571,042	100.6	32,621,595	1,224,280	89.1	1,223,168	1,224,951	195.3	1,224,951
愛媛県	41,576,572	100.3	40,916,076	1,026,520	85.4	1,026,520	1,393,527	196.9	1,393,527
高知県	20,913,425	100.4	20,501,335	464,111	89.7	464,111	574,664	201.4	574,664
福岡県	135,655,821	101.0	130,596,433	3,874,618	91.1	3,874,618	5,056,526	194.3	5,056,526
佐賀県	24,588,520	101.9	24,003,856	386,756	86.7	386,756	441,732	187.1	441,732
長崎県	39,212,157	100.1	38,096,718	582,122	86.2	582,122	745,611	201.1	745,611
熊本県	40,285,288	99.8	38,911,934	800,313	86.8	800,313	1,104,691	206.4	1,104,691
大分県	34,340,944	100.8	33,568,377	539,389	86.7	539,389	648,131	177.4	648,131
宮崎県	30,272,013	101.3	29,543,091	405,568	82.5	405,568	452,210	160.5	452,210
鹿児島県	45,065,180	100.3	43,809,466	561,747	87.5	561,747	741,089	190.3	741,089
沖縄県	43,523,296	105.3	42,048,585	387,802	90.0	387,802	487,964	179.6	487,964
総 額	4,738,444,133	100.8	4,593,513,494	152,195,661	91.1	152,194,585	176,262,548	179.2	176,262,548

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	15,420,634	74.1	15,146,229	941,324	124.2	941,324	5,356,186	101.8	5,012,333
青森県	2,890,109	78.5	2,859,739	182,130	100.5	182,130	975,290	101.5	961,057
岩手県	3,708,308	73.8	3,654,378	169,217	118.3	169,217	1,180,537	97.7	1,150,629
宮城県	10,291,786	77.3	10,155,585	296,389	104.6	296,389	3,235,744	97.4	3,110,872
秋田県	2,504,879	78.5	2,466,901	140,732	103.7	140,732	825,951	99.2	812,127
山形県	2,955,032	74.8	2,902,476	197,467	106.4	197,467	1,128,748	96.9	1,098,628
福島県	6,570,486	76.8	6,432,479	316,369	122.5	316,369	2,131,569	105.1	1,995,384
茨城県	9,588,841	72.2	9,455,653	554,187	114.0	554,187	3,353,407	100.8	3,248,516
栃木県	6,605,689	67.4	6,498,140	360,466	126.7	360,466	2,235,636	101.2	2,182,331
群馬県	7,243,887	68.9	7,168,897	409,778	114.7	409,778	2,156,588	100.5	2,103,775
埼玉県	18,572,529	70.8	18,373,365	1,491,831	110.8	1,493,635	14,220,342	102.7	13,965,909
千葉県	16,899,003	70.1	16,314,659	1,365,092	114.8	1,365,092	8,633,615	102.5	8,464,868
東京都	166,123,481	64.1	161,860,900	6,925,053	98.8	6,896,640	55,791,887	102.0	54,629,204
神奈川県	29,761,983	71.8	29,242,371	1,693,230	105.7	1,693,230	19,779,352	102.4	19,392,521
新潟県	6,872,264	74.7	6,805,828	395,219	115.1	395,219	2,323,667	100.1	2,265,897
富山県	3,710,242	75.2	3,634,743	262,714	97.9	262,714	1,319,669	103.4	1,273,481
石川県	4,787,116	69.6	4,662,957	255,797	118.1	255,797	1,775,280	102.5	1,698,025
福井県	3,089,956	75.5	3,042,955	198,062	122.1	198,062	1,137,855	105.5	1,096,489
山梨県	2,997,361	74.2	2,895,469	167,814	116.0	167,814	1,156,539	103.5	1,120,532
長野県	6,435,547	71.2	6,299,418	410,940	101.4	410,940	2,132,899	103.6	2,091,415
岐阜県	6,261,780	70.5	5,920,929	520,305	100.2	520,305	3,079,476	103.3	2,929,029
静岡県	11,522,838	64.2	10,858,262	861,390	102.9	861,390	6,279,321	102.8	6,130,899
愛知県	38,485,253	62.6	37,355,783	2,231,318	116.1	2,231,318	14,967,264	101.2	14,640,536
三重県	5,967,754	69.4	5,813,964	478,180	109.2	478,180	2,589,500	103.4	2,529,485
滋賀県	4,875,718	62.4	4,782,274	391,380	112.0	391,380	1,734,938	104.4	1,686,444
京都府	10,867,207	69.9	10,513,194	572,287	109.5	572,287	4,360,506	102.3	4,255,868
大阪府	54,166,752	66.2	52,938,233	2,994,476	100.1	2,994,476	16,513,372	102.0	16,151,651
兵庫県	15,820,951	69.2	15,578,773	1,687,582	110.5	1,681,055	7,681,074	102.0	7,502,249
奈良県	2,760,709	76.1	2,695,538	504,687	118.9	504,687	1,439,208	104.4	1,417,782
和歌山県	2,527,305	72.3	2,481,575	271,163	101.8	271,163	1,206,906	110.7	1,201,148
鳥取県	1,566,042	78.8	1,547,672	125,585	99.2	125,585	536,043	102.2	517,876
島根県	2,036,610	70.8	2,010,720	182,147	110.9	182,147	718,856	104.4	692,222
岡山県	6,395,956	68.1	6,288,798	462,292	108.9	462,292	2,146,397	107.3	2,045,923
広島県	10,443,058	74.1	10,284,159	783,925	111.1	783,925	4,248,771	104.6	4,134,677
山口県	4,255,521	66.7	4,192,471	519,220	117.2	519,220	1,618,447	101.9	1,586,760
徳島県	2,382,919	70.5	2,360,864	208,264	119.6	208,264	568,096	97.5	559,221
香川県	4,001,471	72.9	3,950,084	371,480	119.2	371,480	930,274	103.5	911,069
愛媛県	4,396,795	72.8	4,351,645	398,690	104.9	398,690	1,391,535	101.0	1,343,835
高知県	1,744,020	74.6	1,721,641	286,203	125.7	286,203	839,691	99.7	832,828
福岡県	18,643,288	70.6	18,267,979	782,384	108.8	782,384	7,614,213	102.2	7,362,433
佐賀県	2,344,749	73.7	2,311,455	157,941	114.8	157,941	985,726	104.3	965,946
長崎県	3,136,055	67.4	3,102,544	165,738	115.0	165,738	1,411,761	101.9	1,384,585
熊本県	5,095,515	75.1	5,026,967	234,409	127.1	234,409	1,963,282	95.2	1,885,552
大分県	3,309,222	74.6	3,248,922	192,685	105.4	192,685	1,106,243	100.0	1,072,574
宮崎県	2,699,323	77.4	2,659,882	110,667	112.9	110,667	1,201,799	105.4	1,180,423
鹿児島県	3,920,595	76.7	3,885,232	221,067	113.4	221,067	1,411,173	102.4	1,386,904
沖縄県	4,093,757	75.7	3,994,792	124,194	101.0	124,194	2,024,290	103.4	1,988,521
総額	560,750,295	68.0	548,017,494	32,573,470	107.5	32,540,334	221,418,923	102.1	215,970,433

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人事業税			地方消費税（譲渡割）			地方消費税（貨物割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	119,801,542	96.2	117,853,738	126,497,254	111.3	126,497,254	23,047,033	87.9	23,047,033
青森県	23,056,071	94.5	22,695,707	28,170,579	114.6	28,170,579	2,118,367	98.8	2,118,367
岩手県	24,991,693	96.4	24,389,849	23,042,955	108.8	23,042,955	169,442	123.6	169,442
宮城県	73,046,699	98.0	71,933,508	61,745,212	117.1	61,745,212	13,389,718	102.4	13,389,718
秋田県	17,939,376	98.4	17,521,858	16,393,118	113.4	16,393,118	1,476,082	113.2	1,476,082
山形県	20,716,566	94.2	20,189,265	22,200,336	115.2	22,200,336	1,176,461	107.8	1,176,461
福島県	54,380,885	97.1	53,076,291	42,117,347	119.4	42,117,347	2,007,671	111.0	2,007,671
茨城県	83,174,158	102.4	82,242,526	56,754,896	113.0	56,754,896	18,049,175	100.6	18,049,175
栃木県	52,126,865	96.6	51,500,893	39,298,681	115.6	39,298,681	367,541	87.7	367,541
群馬県	52,612,587	94.5	51,780,516	48,824,667	117.1	48,824,667	178,332	89.1	178,332
埼玉県	139,866,910	98.7	138,082,307	138,869,887	115.3	138,869,887	583,611	116.2	583,611
千葉県	135,339,352	98.1	130,721,060	104,352,437	110.6	104,352,437	341,387,060	114.1	341,387,060
東京都	1,122,594,649	92.5	1,100,208,981	1,473,088,432	114.6	1,473,088,432	217,231,761	112.5	217,231,761
神奈川県	252,775,310	98.0	249,563,459	200,161,651	134.8	200,161,651	150,495,688	110.8	150,495,688
新潟県	56,411,425	97.7	55,504,780	54,368,932	116.1	54,368,932	11,510,109	121.7	11,510,109
富山県	30,620,455	97.3	29,888,636	37,796,274	131.1	37,796,274	2,614,484	92.8	2,614,484
石川県	33,565,905	92.0	32,657,093	32,980,472	113.4	32,980,472	2,477,297	99.6	2,477,297
福井県	27,569,703	94.7	27,239,631	21,593,860	109.4	21,593,860	959,625	93.6	959,625
山梨県	20,070,219	89.6	19,520,072	14,080,695	127.8	14,080,695	122,265	103.3	122,265
長野県	48,749,725	91.4	47,088,586	40,880,055	114.7	40,880,055	138,401	93.6	138,401
岐阜県	47,677,086	93.9	45,024,213	53,516,697	119.2	53,516,697	177,649	99.7	177,649
静岡県	115,458,384	91.4	110,826,171	76,417,938	109.8	76,417,938	17,767,042	107.4	17,767,042
愛知県	307,334,504	94.8	302,251,419	162,007,559	105.0	162,007,559	100,296,325	96.4	100,296,325
三重県	53,553,631	99.6	51,538,989	36,039,091	113.5	36,039,091	24,892,767	99.8	24,892,767
滋賀県	40,795,062	89.8	39,561,036	24,254,805	114.7	24,254,805	113,155	79.0	113,155
京都府	76,791,219	94.7	74,746,749	43,653,724	101.4	43,653,724	558,234	71.7	558,234
大阪府	361,513,776	93.2	357,354,655	385,567,022	121.3	385,567,022	184,628,194	109.8	184,628,194
兵庫県	138,921,016	94.9	137,084,588	107,246,586	103.4	107,246,586	101,523,756	111.9	101,523,756
奈良県	18,941,078	96.0	18,470,233	17,575,985	118.5	17,575,985	2,503	77.7	2,503
和歌山県	18,220,623	94.2	17,795,831	17,667,214	117.4	17,667,214	3,441,837	96.2	3,441,837
鳥取県	11,072,616	97.0	10,719,480	9,768,899	107.7	9,768,899	536,726	105.5	536,726
島根県	15,106,996	93.0	14,819,116	13,848,287	119.1	13,848,287	896,783	165.4	896,783
岡山県	46,627,351	89.2	45,699,983	45,690,646	117.9	45,690,646	22,061,550	103.9	22,061,550
広島県	79,537,683	95.6	78,148,490	66,450,026	121.8	66,450,026	9,739,393	90.0	9,739,393
山口県	34,320,342	92.8	33,546,208	30,480,564	108.8	30,480,564	20,172,133	89.4	20,172,133
徳島県	18,134,735	104.0	17,983,409	11,539,074	115.4	11,539,074	1,482,109	81.5	1,482,109
香川県	28,294,663	97.8	27,971,423	26,769,549	113.4	26,769,549	2,974,297	78.7	2,974,297
愛媛県	33,034,109	92.0	32,779,850	24,956,313	111.7	24,956,313	9,842,287	104.9	9,842,287
高知県	11,834,704	92.0	11,701,503	13,096,974	110.7	13,096,974	318,076	93.0	318,076
福岡県	141,180,602	97.1	138,887,671	141,565,224	117.3	141,565,224	59,756,067	98.6	59,756,067
佐賀県	18,169,833	92.6	18,019,965	15,539,544	110.2	15,539,544	1,549,472	114.9	1,549,472
長崎県	23,591,004	99.9	23,461,164	21,851,399	107.4	21,851,399	4,864,545	97.2	4,864,545
熊本県	33,906,143	97.7	33,479,619	28,046,189	102.9	28,046,189	1,176,214	113.6	1,176,214
大分県	22,779,233	89.6	22,483,734	22,555,396	105.4	22,555,396	8,364,556	86.9	8,364,556
宮崎県	19,559,599	95.0	19,355,425	19,747,467	122.4	19,747,467	342,633	84.8	342,633
鹿児島県	26,840,180	96.5	26,664,169	28,467,317	109.3	28,467,317	3,864,408	105.1	3,864,408
沖縄県	28,965,979	94.5	28,251,840	23,489,325	101.0	23,489,325	1,882,472	87.1	1,882,472
総額	4,161,572,246	94.7	4,082,285,689	4,051,026,554	115.0	4,051,026,554	1,372,725,306	107.8	1,372,725,306

単位：千円、%

都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	16,659,031	100.5	15,881,701	6,767,467	95.4	6,767,462	1,345,660	85.5	1,312,839
青森県	2,105,383	95.4	2,044,530	1,557,440	95.7	1,557,440	136,603	93.6	132,316
岩手県	2,746,145	109.0	2,596,314	1,350,067	95.2	1,350,064	260,207	94.9	244,064
宮城県	6,028,683	82.7	5,799,627	2,642,895	95.1	2,642,891	638,414	88.4	638,414
秋田県	1,695,177	88.7	1,578,039	1,045,072	95.7	1,045,072	145,491	92.5	145,491
山形県	2,163,608	106.0	2,116,028	1,047,157	95.5	1,047,157	110,116	97.3	107,937
福島県	4,225,924	132.3	4,070,819	2,338,323	95.7	2,338,322	542,375	93.8	513,995
茨城県	6,171,828	98.5	6,012,801	3,333,726	97.9	3,333,726	2,387,339	92.6	2,307,459
栃木県	4,947,397	98.5	4,710,343	2,176,091	96.8	2,176,088	2,005,133	91.5	1,986,653
群馬県	4,974,053	90.3	4,836,156	2,097,742	96.4	2,097,752	1,007,602	88.6	996,979
埼玉県	18,853,233	95.8	18,426,195	7,399,693	99.7	7,400,274	1,869,072	89.7	1,849,347
千葉県	17,589,048	93.3	16,612,106	6,434,142	98.9	6,434,106	3,898,053	93.0	3,849,872
東京都	74,692,935	89.0	72,895,037	14,951,925	92.3	14,922,878	549,867	87.2	549,867
神奈川県	26,546,136	92.3	25,127,833	8,710,482	98.3	8,710,473	1,352,877	89.8	1,352,877
新潟県	4,856,435	99.8	4,748,639	2,224,626	94.9	2,224,626	465,536	85.8	460,081
富山県	2,679,244	114.3	2,594,955	1,041,511	95.0	1,041,511	258,248	86.6	248,884
石川県	2,874,421	88.3	2,766,546	1,166,353	93.4	1,166,353	508,638	91.9	467,783
福井県	1,652,370	95.7	1,595,355	811,181	95.0	811,181	214,222	91.0	214,222
山梨県	2,117,061	110.3	2,016,947	906,227	96.2	906,227	689,559	93.7	689,559
長野県	4,508,457	93.1	4,302,967	1,958,252	96.2	1,958,252	679,170	85.4	674,104
岐阜県	5,036,826	103.3	4,859,677	1,884,533	95.9	1,884,532	1,505,665	91.5	1,464,000
静岡県	11,189,027	109.0	10,712,043	3,698,074	96.1	3,698,064	2,195,924	92.2	2,158,720
愛知県	26,870,752	97.1	26,103,915	7,536,783	95.5	7,536,783	1,327,177	93.9	1,327,177
三重県	4,766,750	84.6	4,652,277	1,845,998	96.3	1,845,998	1,602,446	96.1	1,573,868
滋賀県	4,625,291	88.6	3,842,776	1,382,803	96.4	1,382,803	969,330	93.3	948,890
京都府	9,281,834	93.9	8,595,133	2,393,308	88.4	2,393,276	707,518	95.4	707,518
大阪府	35,443,436	81.4	32,703,104	10,433,969	94.3	10,433,675	1,303,528	95.8	1,253,948
兵庫県	15,624,687	90.4	15,072,099	5,109,199	97.2	5,109,164	3,305,554	94.6	3,259,785
奈良県	2,276,436	99.2	2,113,815	1,127,157	98.6	1,127,135	833,849	100.4	819,589
和歌山県	1,975,820	109.8	1,860,939	1,029,167	97.2	1,029,167	302,860	96.5	302,760
鳥取県	911,949	99.8	859,165	554,981	95.1	554,981	89,718	94.4	88,281
島根県	1,120,156	84.5	1,043,466	612,993	95.7	612,981	88,714	95.8	88,714
岡山県	5,072,146	110.7	4,851,184	1,924,548	95.2	1,924,443	627,662	96.9	626,952
広島県	8,793,954	94.4	8,149,774	2,779,964	95.5	2,779,852	666,375	95.6	661,864
山口県	2,501,416	92.3	2,437,954	1,367,848	95.8	1,367,816	423,631	92.5	423,631
徳島県	1,703,852	102.3	1,666,230	760,127	95.9	760,100	233,880	97.3	233,880
香川県	2,802,880	146.6	2,730,709	1,004,246	96.1	1,004,246	328,249	97.8	328,249
愛媛県	2,931,110	88.5	2,866,256	1,360,138	96.0	1,360,109	332,503	98.0	332,503
高知県	1,143,255	97.1	1,125,871	774,982	95.8	774,973	211,201	93.1	211,201
福岡県	18,483,147	111.6	17,711,643	5,818,151	94.8	5,818,094	979,485	95.1	953,880
佐賀県	1,848,994	100.6	1,806,294	952,617	96.8	952,617	279,968	99.3	279,968
長崎県	2,280,143	87.6	2,211,134	1,445,311	95.9	1,445,311	273,391	97.6	268,693
熊本県	3,773,902	75.5	3,571,600	1,891,229	95.7	1,891,229	528,968	93.1	521,300
大分県	2,267,297	90.2	2,212,043	1,223,447	95.7	1,223,447	325,234	97.3	325,234
宮崎県	2,241,195	92.4	2,188,143	1,206,423	96.2	1,206,423	348,377	88.1	348,377
鹿児島県	3,770,292	97.1	3,616,995	1,682,248	95.8	1,682,236	371,301	96.7	371,301
沖縄県	4,475,230	93.4	4,029,533	1,728,064	95.0	1,728,064	738,366	92.8	737,854
総 額	391,298,347	93.7	374,326,710	133,488,679	95.7	133,459,374	39,965,057	92.7	39,360,881

単位：千円、%

都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	1,513	0.0	753	56,525,504	99.6	54,556,060	80,783,837	101.7	79,988,132
青森県	-	減	-	13,261,558	99.2	13,261,558	17,378,555	101.6	17,268,964
岩手県	-	減	-	15,474,891	95.7	15,190,565	18,487,638	101.4	18,416,210
宮城県	-	減	-	25,317,402	97.5	25,317,402	34,451,480	100.8	34,373,534
秋田県	90	0.0	90	9,245,973	102.9	9,245,659	14,042,168	101.2	14,015,014
山形県	-	減	-	9,234,481	100.6	9,234,481	16,652,123	101.0	16,637,449
福島県	263	0.0	263	26,514,965	106.9	26,514,522	32,077,557	101.2	31,621,099
茨城県	-	減	-	32,201,962	97.7	32,038,752	52,735,269	101.4	52,271,635
栃木県	284	0.0	284	21,274,794	97.4	21,274,323	36,365,528	101.3	36,262,788
群馬県	-	減	-	16,961,807	96.3	16,961,807	35,790,695	101.9	35,642,142
埼玉県	-	減	-	49,887,728	96.5	49,689,372	90,276,542	102.2	89,809,937
千葉県	805	0.0	317	38,663,833	94.6	38,654,387	79,270,533	102.1	78,359,528
東京都	-	減	-	36,579,833	90.1	35,377,627	111,710,058	102.5	110,772,670
神奈川県	67	0.0	0	40,048,915	94.3	38,478,088	96,796,017	102.2	96,048,904
新潟県	-	減	-	22,792,763	98.8	22,749,860	32,687,276	101.0	32,671,443
富山県	-	減	-	10,847,472	95.9	10,503,336	17,638,402	101.3	17,557,361
石川県	-	減	-	9,517,485	93.5	9,421,207	18,753,195	101.7	18,556,913
福井県	-	減	-	7,793,064	94.9	7,792,657	12,828,658	102.1	12,734,233
山梨県	-	減	-	6,851,926	94.4	6,851,926	13,568,691	102.1	13,483,917
長野県	-	減	-	17,398,548	97.6	17,398,548	32,998,043	101.1	32,833,192
岐阜県	-	減	-	16,307,428	93.5	15,889,205	33,225,266	100.7	33,065,927
静岡県	-	減	-	36,607,701	95.1	36,607,496	56,645,229	101.6	56,308,699
愛知県	112	0.0	0	57,863,428	94.7	56,601,364	124,691,878	102.8	123,943,946
三重県	163	0.0	163	20,773,722	95.6	20,421,142	29,103,128	102.6	28,964,400
滋賀県	12	0.0	12	12,950,288	96.7	12,525,868	19,355,524	102.6	19,210,971
京都府	421	0.0	382	13,850,225	96.2	13,493,418	27,009,552	102.6	26,673,636
大阪府	717	0.0	638	44,825,210	93.6	44,342,477	84,578,951	103.2	83,871,283
兵庫県	-	減	-	39,148,651	97.1	39,047,560	65,435,264	102.3	64,840,401
奈良県	-	減	-	6,796,900	94.6	6,472,291	16,011,060	101.7	15,851,262
和歌山県	-	減	-	6,006,326	93.4	5,950,566	11,732,030	102.4	11,695,090
鳥取県	961	0.2	961	4,645,738	93.3	4,645,541	7,342,511	102.1	7,328,068
島根県	-	減	-	5,178,167	99.6	5,178,057	8,514,779	101.8	8,481,401
岡山県	-	減	-	19,355,445	95.5	19,050,825	27,085,141	102.2	26,956,860
広島県	-	減	-	23,062,444	95.5	22,509,908	35,577,117	102.7	35,393,231
山口県	-	減	-	13,481,452	95.6	13,208,520	18,778,620	102.2	18,737,479
徳島県	88	0.0	88	5,510,642	99.5	5,509,068	10,571,636	101.4	10,509,602
香川県	-	減	-	9,085,479	95.4	9,083,517	13,691,470	101.6	13,586,617
愛媛県	-	減	-	10,113,293	96.7	10,112,642	16,470,917	102.0	16,360,934
高知県	-	減	-	4,547,272	96.4	4,526,780	8,111,053	101.5	8,078,293
福岡県	-	減	-	37,708,193	94.3	37,080,023	63,631,110	102.3	63,482,225
佐賀県	-	減	-	9,154,892	97.6	8,949,305	10,803,898	101.9	10,772,483
長崎県	-	減	-	6,900,305	95.4	6,836,495	13,471,163	101.7	13,429,101
熊本県	-	減	-	14,606,153	99.4	14,604,960	23,177,630	102.2	23,060,784
大分県	-	減	-	8,710,355	95.8	8,702,919	14,869,651	101.7	14,801,976
宮崎県	-	減	-	8,976,034	95.4	8,843,102	13,983,842	102.2	13,950,818
鹿児島県	-	減	-	12,209,647	98.3	12,158,399	18,773,265	101.7	18,632,778
沖縄県	-	減	-	7,303,909	91.8	7,266,976	15,670,853	102.3	15,570,380
総 額	5,496	0.0	3,951	922,074,203	96.2	910,130,561	1,633,604,803	102.0	1,622,883,710

単位：千円、%

都道府県名	自動車税（環境性能割）			自動車税（種別割）			鉦区税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	4,253,383	217.3	4,252,960	75,663,366	14,267.9	75,431,380	37,220	109.9	37,150
青森県	875,146	213.0	875,146	16,389,295	14,830.3	16,341,738	2,339	88.1	2,339
岩手県	837,877	207.0	837,877	17,570,591	15,173.1	17,540,323	18,736	101.1	18,736
宮城県	1,651,241	193.4	1,651,023	32,800,239	12,382.7	32,722,511	2,498	98.5	2,498
秋田県	683,062	208.4	683,062	13,330,388	15,311.0	13,325,115	9,248	87.4	8,653
山形県	756,518	209.8	756,518	15,895,605	14,673.5	15,880,931	2,289	90.3	2,289
福島県	1,361,856	188.8	1,361,856	30,218,974	12,972.8	30,111,310	10,349	99.7	10,349
茨城県	2,318,787	200.4	2,318,787	50,416,482	11,382.8	49,952,848	4,245	97.4	4,245
栃木県	1,584,777	193.5	1,584,777	34,667,328	12,859.7	34,634,689	7,822	99.4	7,822
群馬県	1,788,440	208.6	1,788,440	33,857,910	14,004.4	33,812,445	1,557	90.7	1,557
埼玉県	5,251,933	207.2	5,251,933	84,537,524	12,254.7	84,344,834	5,092	98.8	5,092
千葉県	4,305,191	203.7	4,297,682	73,921,428	12,161.0	73,647,349	41,087	98.5	41,087
東京都	9,107,498	190.4	9,109,234	102,602,560	11,320.2	101,663,436	2,119	100.0	2,119
神奈川県	6,304,967	201.2	6,306,037	89,742,794	11,676.3	89,463,713	1	100.0	1
新潟県	1,472,595	200.4	1,472,595	31,214,681	16,011.7	31,198,848	32,827	78.6	32,827
富山県	779,845	204.5	779,845	16,787,863	15,846.1	16,752,332	708	79.5	708
石川県	954,739	190.2	954,820	17,798,456	14,403.8	17,602,093	422	98.6	352
福井県	679,616	191.8	679,616	12,063,622	15,145.4	12,027,009	2,123	95.8	2,123
山梨県	649,085	214.2	639,382	12,819,898	15,934.0	12,788,816	172	73.2	172
長野県	1,591,264	188.7	1,591,264	31,231,633	14,546.4	31,161,236	2,607	99.8	2,589
岐阜県	1,811,228	210.1	1,811,161	31,414,038	13,220.3	31,254,766	20,990	100.4	16,538
静岡県	2,929,441	200.5	2,929,441	53,715,788	13,560.1	53,379,258	4,141	102.3	4,141
愛知県	8,494,994	202.9	8,494,766	115,400,999	11,305.6	115,040,058	2,175	86.7	2,175
三重県	1,703,751	214.0	1,703,751	27,399,377	13,554.5	27,260,649	2,868	98.7	2,868
滋賀県	1,142,249	205.3	1,142,199	18,037,112	12,735.6	17,986,701	6,947	95.7	6,947
京都府	1,857,021	203.8	1,857,022	24,784,698	11,862.3	24,650,322	639	102.2	639
大阪府	6,244,787	208.4	6,244,405	77,630,804	10,999.2	77,358,830	40	100.0	40
兵庫県	3,953,990	203.8	3,953,990	60,826,835	12,770.9	60,555,913	10,128	97.7	10,128
奈良県	882,683	203.8	882,683	14,942,314	13,279.6	14,887,535	680	100.0	680
和歌山県	655,292	211.4	655,292	11,076,738	14,599.4	11,039,798	91	100.0	91
鳥取県	372,068	218.5	372,068	6,953,279	14,469.7	6,949,727	734	100.0	734
島根県	429,424	207.3	429,424	8,052,433	14,029.9	8,040,713	1,153	100.0	1,153
岡山県	1,373,261	202.3	1,373,261	25,565,554	13,802.3	25,526,174	10,736	99.3	10,736
広島県	2,242,285	208.5	2,242,285	33,186,309	12,159.3	33,093,241	4,385	99.3	4,385
山口県	1,062,140	214.1	1,062,140	17,674,493	12,913.1	17,658,130	10,075	114.6	10,075
徳島県	479,164	209.8	479,164	10,033,610	16,330.7	10,012,506	1,304	94.1	1,304
香川県	619,622	209.2	619,622	13,071,848	14,700.2	12,966,995	12	100.0	12
愛媛県	801,950	205.0	801,950	15,556,095	15,124.4	15,523,874	3,778	106.1	3,077
高知県	383,085	223.8	383,085	7,683,977	15,629.6	7,675,714	7,394	101.1	7,394
福岡県	3,816,119	206.8	3,816,119	59,814,991	12,152.4	59,666,106	5,016	95.5	4,279
佐賀県	457,908	198.4	457,908	10,345,990	12,506.5	10,314,575	231	100.0	231
長崎県	589,790	208.6	589,790	12,881,373	14,495.8	12,839,311	3,649	98.1	3,649
熊本県	1,112,122	220.4	1,112,122	21,950,486	13,552.7	21,906,479	9,550	101.3	9,523
大分県	679,539	207.8	679,539	14,110,675	14,346.2	14,087,740	11,690	94.7	11,690
宮崎県	634,801	203.3	634,801	13,349,042	13,535.3	13,316,017	7,295	95.4	7,279
鹿児島県	807,543	218.7	807,543	17,965,722	皆増	17,825,235	11,578	94.7	9,262
沖縄県	491,404	193.4	491,462	15,079,742	11,277.0	15,041,583	7,441	100.7	7,187
総 額	93,235,482	203.4	93,219,848	1,532,034,959	12,860.2	1,526,260,905	328,181	97.1	318,924

都道府県名	固定資産税			法定外目的税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	400,046	67.0	400,046	899,960	100.0	899,960
青森県	925,165	179.4	925,165	19,268,040	99.2	19,268,040
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	181,020	100.0	181,020
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-
福島県	5,403,322	122.8	5,403,322	-	-	-
茨城県	-	-	-	1,230,456	99.9	1,230,456
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	18,088
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	4,712,634	136.2	4,712,634
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	770,452	100.0	770,452
福井県	-	-	-	9,162,448	82.3	9,162,448
山梨県	-	-	-	-	-	-
長野県	278,792	増	278,792	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	1,240,416	100.0	1,240,416
愛知県	2,250,154	90.7	2,250,154	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-
大阪府	125,078	290,879.1	125,078	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	747,020	100.5	747,020
岡山県	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	1,226,520	104.8	1,226,520
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	2,668,247	79.3	2,668,247
長崎県	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	2,142,355	120.9	2,142,355
沖縄県	-	-	-	902,386	89.6	902,386
総額	9,382,557	117.4	9,382,557	45,151,954	97.3	45,170,042

単位：千円、%

都道府県名	狩猟税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	41,375	90.9	41,375	841,043	96.9	840,435	-	-	-
青森県	4,623	103.4	4,623	79,264	93.6	79,264	-	-	-
岩手県	13,047	98.9	13,047	91,508	95.9	91,508	-	-	-
宮城県	11,786	99.8	11,786	398,480	99.0	398,480	238,137	増	110,016
秋田県	1,119	76.4	1,119	229,656	98.4	229,656	1,412	77.2	370
山形県	4,545	102.7	4,545	148,455	82.3	148,455	59,419	増	20,282
福島県	14,202	95.4	14,202	438,144	91.8	438,144	-	-	-
茨城県	38,256	92.7	38,256	-	-	-	744	58.9	310
栃木県	22,762	94.1	22,762	-	-	-	-	-	-
群馬県	18,088	92.5	0	-	-	-	-	-	-
埼玉県	20,329	97.7	20,329	-	-	-	-	-	-
千葉県	30,442	94.0	30,442	-	-	-	-	-	-
東京都	4,038	97.4	4,038	89,620	3.3	89,208	1,026	増	732
神奈川県	15,017	92.3	15,017	-	-	-	-	-	-
新潟県	11,546	97.7	11,546	162,728	95.2	162,728	52,568	増	23,557
富山県	6,058	98.3	6,058	-	-	-	-	-	-
石川県	11,083	94.4	11,083	-	-	-	-	-	-
福井県	9,043	89.8	9,043	-	-	-	-	-	-
山梨県	11,932	87.6	11,932	-	-	-	-	-	-
長野県	14,282	75.1	14,282	-	-	-	-	-	-
岐阜県	12,563	5170.0	12,563	2,506	22.4	2,506	448,575	694.0	176,162
静岡県	35,832	93.1	35,832	-	-	-	84,559	100.0	265
愛知県	10,282	86.0	10,282	449,413	81.0	449,413	1,332	49.7	490
三重県	20,841	110.5	20,841	557,410	124.9	557,410	-	-	-
滋賀県	12,817	89.3	12,817	31,492	99.9	31,492	-	-	-
京都府	18,727	97.1	18,727	155,864	82.0	155,864	832	73.5	300
大阪府	7,869	95.1	7,869	284,384	23.0	272,761	423,300	93.2	13,140
兵庫県	34,806	95.3	34,806	-	-	-	-	-	-
奈良県	12,021	100.8	12,021	127,010	76.1	127,010	-	-	-
和歌山県	15,434	103.1	15,434	-	-	-	-	-	-
鳥取県	6,431	106.6	6,431	7,211	81.8	7,211	-	-	-
島根県	12,406	105.2	12,406	161,383	91.4	161,383	-	-	-
岡山県	16,943	95.2	16,943	570,095	87.1	533,938	-	-	-
広島県	24,017	97.3	24,006	602,197	92.6	602,197	-	-	-
山口県	12,027	100.2	12,027	207,348	93.6	207,348	-	-	-
徳島県	13,267	100.8	13,267	-	-	-	-	減	-
香川県	4,345	96.4	4,345	-	-	-	-	-	-
愛媛県	24,400	95.6	24,400	255,182	91.0	255,182	-	-	-
高知県	20,631	97.7	20,631	-	-	-	-	-	-
福岡県	18,030	99.0	18,030	809,870	413.2	802,995	360,620	増	180,470
佐賀県	9,220	102.9	9,220	101,795	102.2	101,795	-	-	-
長崎県	8,699	99.3	8,699	89,712	124.3	89,712	174	増	174
熊本県	18,611	97.2	18,611	98,546	89.0	98,546	-	-	-
大分県	22,595	99.0	22,595	706,947	96.0	406,848	-	-	-
宮崎県	22,729	96.9	22,729	245,987	86.0	245,987	-	-	-
鹿児島県	25,488	100.9	25,488	197,837	85.7	197,837	-	-	-
沖縄県	2,976	112.6	2,976	39,653	103.3	39,653	-	-	-
総額	747,579	97.4	729,480	8,180,741	70.4	7,824,967	1,672,698	274.0	526,268

2 景気の動向と県税収入の関係

区分	県税収入額	伸長率	経済成長率	
			名目	実質
年度	円	%	%	%
昭和 56 (1981)	116,113,624,351	3.3	6.2	2.8
昭和 57 (1982)	124,231,920,761	7.0	4.9	3.2
昭和 58 (1983)	128,800,797,307	3.7	4.5	2.4
昭和 59 (1984)	142,106,493,257	10.3	6.9	4.0
昭和 60 (1985)	154,940,421,678	9.0	6.6	4.2
昭和 61 (1986)	155,650,436,697	0.5	4.5	3.2
昭和 62 (1987)	171,585,270,563	10.2	5.0	5.1
昭和 63 (1988)	198,762,075,657	15.8	7.1	6.3
平成 1 (1989)	215,548,978,322	8.4	7.5	4.9
平成 2 (1990)	241,666,035,106	12.1	8.1	5.5
平成 3 (1991)	253,985,592,809	5.1	5.3	2.5
平成 4 (1992)	237,929,631,237	△ 6.3	1.8	0.4
平成 5 (1993)	218,824,888,767	△ 8.0	0.9	0.4
平成 6 (1994)	219,131,891,999	0.1	1.0	1.1
平成 7 (1995)	230,974,629,669	5.4	2.0	2.5
平成 8 (1996)	229,907,407,175	△ 0.5	2.6	3.4
平成 9 (1997)	237,225,320,905	3.2	1.0	0.2
平成 10 (1998)	228,592,170,524	△ 3.6	△ 1.1	△ 0.6
平成 11 (1999)	220,094,903,279	△ 3.7	△ 0.2	1.4
平成 12 (2000)	231,842,614,548	5.3	△ 0.6	1.0
平成 13 (2001)	226,583,106,659	△ 2.3	△ 2.5	△ 1.3
平成 14 (2002)	202,268,416,887	△ 10.7	△ 0.7	1.2
平成 15 (2003)	206,837,991,302	2.3	0.8	3.2
平成 16 (2004)	227,636,373,270	10.1	0.8	1.9
平成 17 (2005)	232,051,477,354	1.9	1.9	3.2
平成 18 (2006)	255,347,155,660	10.0	1.4	2.1
平成 19 (2007)	282,553,420,422	10.7	0.6	1.6
平成 20 (2008)	271,625,860,734	△ 3.9	△ 3.6	△ 3.3
平成 21 (2009)	215,166,799,409	△ 20.8	△ 3.7	△ 2.0
平成 22 (2010)	205,188,044,872	△ 4.6	0.4	2.3
平成 23 (2011)	200,675,560,979	△ 2.2	△ 2.0	△ 0.0
平成 24 (2012)	204,319,656,701	1.8	0.3	1.2
平成 25 (2013)	214,764,621,251	5.1	1.9	2.3
平成 26 (2014)	224,826,111,491	4.7	1.6	△ 0.9
平成 27 (2015)	244,349,497,063	8.7	2.2	0.8
平成 28 (2016)	243,126,978,582	△ 0.5	1.1	1.2
平成 29 (2017)	248,857,064,008	2.4	1.7	1.6
平成 30 (2018)	248,853,151,934	△ 0.0	0.5	0.7
令和元 (2019)	244,648,525,195	△ 1.7	0.8	0.0
令和 2 (2020)	242,551,486,175	△ 0.9	△ 3.9	△ 4.6

(注) 経済成長率は、経済動向試算（内閣府試算）による。